

犯罪被害者等支援ハンドブック



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん

令和4年9月

広 島 県

はじめに

犯罪被害に遭われた方やその御家族が、平穏な生活を営むことができるようになるためには、被害直後から中長期にわたって、必要な時期に適切な支援が途切れることなく提供される必要があります。

こうした支援を実現するためには、各機関は、自らの支援を適切に提供するとともに、必要に応じて、他の機関とスムーズに連携を図ることが重要です。

また、犯罪被害者等が知りたい情報を入手しやすい環境整備も重要です。

このため、県では、広島県内を中心とした関係機関・団体が行っている様々な支援の具体的な内容、連絡先等の情報、支援の留意点などを「犯罪被害者等支援ハンドブック」としてまとめました。

支援に携わる皆さんのほか、被害に遭われた方、身近な人が被害に遭われた方など、役立てていただければ幸いです。

<広島県犯罪被害者等支援条例～支援の基本理念（第3条）～>

- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。
- 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

※参考文献

内閣府「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」（犯罪被害者支援を行う際の留意点や連携方法等をまとめた全国標準的な内容）

目 次

I 犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
1 犯罪被害者等の置かれた状況.....	1
(1) 直接的被害.....	1
(2) 事件後に直面する状況.....	1
(3) 二次被害.....	2
2 具体的な困難.....	2
(1) 心身の不調.....	2
(2) 生活上の問題.....	3
(3) 周囲の人の言動による傷つき.....	4
(4) 加害者からの更なる被害.....	5
(5) 捜査, 裁判に伴う様々な問題 (負担).....	5
参考 捜査, 裁判の流れ.....	6
II 支援に携わる際の留意事項	10
1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項.....	10
(1) 基本的な支援対応の流れ(チャート).....	10
(2) 具体的な対応のあり方.....	10
《具体的な対応にみる留意点》.....	12
《支援者自身のケア》.....	13
○ 「犯罪被害申告票」の書式.....	14
2 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携.....	15
(1) 関係機関・団体の連携の必要性.....	15
(2) 基本的な連携の流れ.....	16
(3) 連携の際の留意点.....	18
関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式 ..	20
III 被害類型別対応とニーズ別対応	21
1 被害類型別特徴と対応上の注意点.....	21
(1) 殺人等遺族への対応.....	21
(2) 暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応.....	26
(3) 交通事故に遭った人への対応.....	29
(4) 性暴力に遭った人への対応.....	31
(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応.....	35
(6) ストーカー被害に遭った人への対応.....	38
(7) 虐待された子供への対応.....	40

2	ニーズに応じた対応	42
(1)	総合的相談	42
(2)	心身の不調	43
(3)	生活上の問題	43
(4)	捜査、裁判に伴う問題	51
IV	各機関・団体における支援業務	56
1	総合的な対応	56
2	司法関連	74
3	刑事施設・保護観察所等	87
4	人権・外国人対応	92
5	医療・福祉	95
6	就労関連	108
7	女性・子供等	115
8	交通事件	126
9	その他	133
	【参 考】	
○	県内の主な総合相談窓口一覧	142
○	市町の支援内容・担当課連絡先一覧	144
○	生活困窮者自立支援相談窓口一覧	158
○	青少年に関する市町の相談窓口一覧	159
○	広島県二次被害防止・軽減支援金	160

※各機関・団体の個別索引は巻末（P161）を参照

【ハンドブック活用にあたって】

本文に、以下の記号等を使用していますので、ご注意ください。

- 「Ⅱ 支援に携わる際の留意事項」中「Ⅲ 被害類型別対応とニーズ別対応」（P21～55）
 - ・ **★=対象要件がある支援等**
- 「Ⅳ 各機関・団体における支援業務」（P56～141）
 - ・ **網掛けがしてある支援・制度**は、犯罪被害者等に特化した支援・制度
 - ・ （対象要件等）の記載がないものは、犯罪被害者等全ての方が対象

【活用のポイント】

- 総合的な相談窓口について知りたい ⇒ P142（県内の主な総合相談窓口一覧）へ
- 関係機関・団体の具体的な名称や支援内容・連絡先を知りたい ⇒ P56～P141へ
- よくある相談内容についてQ&Aで知りたい ⇒ P42（Ⅲ—2 ニーズに応じた対応）へ

※ このハンドブックに掲載されている情報は、令和4年7月1日時点のもので、その後の組織・制度改正などによって変更になっている場合があります。

I 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ち等）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

1 犯罪被害者等の置かれた状況

(1) 直接的被害

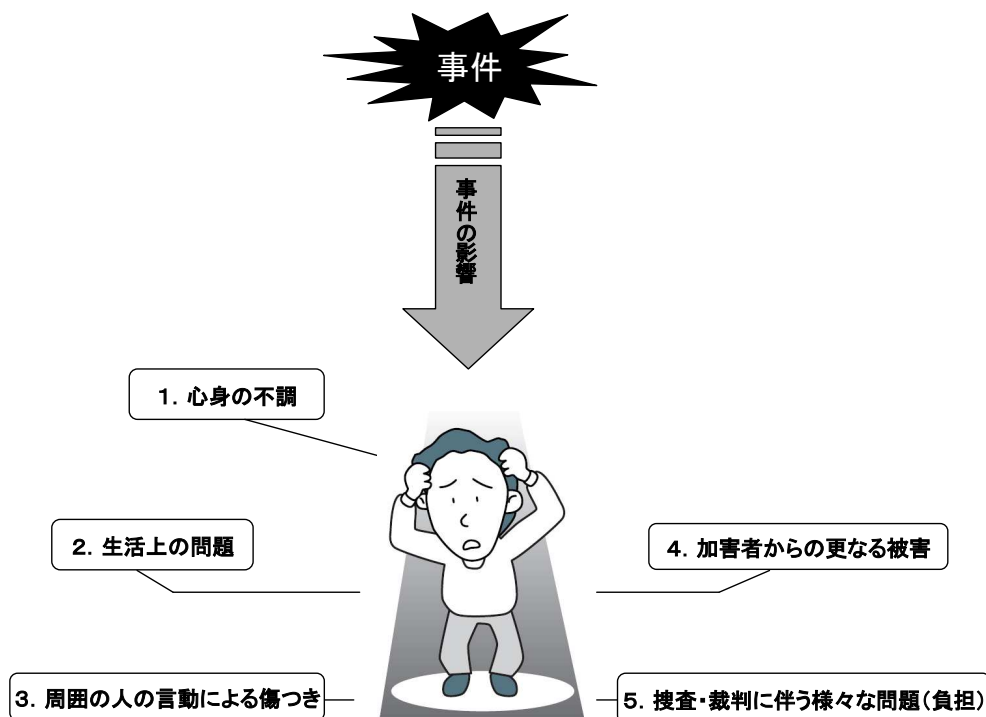
犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。

この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

(2) 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(3) 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による事実と異なる報道又は過剰な取材等により、犯罪被害者等が受けることがあります。

2 具体的な困難

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

(1) 心身の不調²

[直 後]

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある

（どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる）

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

[中長期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

²参考：武蔵野大学人間科学部 小西聖子研究室

犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://victims-mental.umin.jp/>)

【 子 供 】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む。）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です（P43 参照）。

コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態です。（こうした症状が外傷的出来事から4週間以内の場合には、「急性ストレス障害」としてPTSDとは区別されています。）

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

(2) 生活上の問題

・ 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合があります。

・ 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害のおそれ強い(特に犯人が逮捕されていない場合)
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

- **経済的な困窮（問題）**

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します³。

更に、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

- **家族関係の変化**

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。

場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子供で、兄弟姉妹がいる場合には、親が兄弟姉妹に十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に兄弟姉妹への影響が出てくる可能性もあります。

(3) 周囲の人の言動による傷つき

- **近隣や友人、知人の言動**

被害者支援に関する情報不足や誤解などから、周囲の人たちからの支援を受けられない、周囲の人と疎遠になるなどにより、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。

また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

- **支援者**

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感ずることができるわけではありません。

³ これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、中国四国厚生局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町に相談してください。

事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動，説明不足や不適切な情報提供などにより，精神的に傷ついてしまい，更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

(4) 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は，加害者からの報復など危害が加えられるのではないかと不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」，「加害者に反省の態度がみられない」，「裁判の中で，加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると，犯罪被害者等の苦痛は更になります。被害者が亡くなっている場合は特に，「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように，加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

(5) 捜査，裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判に当たり，事件について何度も説明せざるを得ないため，その度に事件のことを思い出し，つらい思いをします。

捜査の過程では特に，事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず，当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

更に，警察や検察における捜査，裁判の傍聴，証言，陳述などのために，時間的・身体的に負担を強いられるほか，刑事裁判では，慣れない法廷の場に身を置く，加害者の弁護人から，「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において，訴訟費用，労力，時間が必要とされるほか，とりわけ弁護士に依頼をしない場合には，加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり，そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず，訴訟に関する知識不足，一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。（P51 参照）

<参 考> 捜査, 裁判の流れ

1 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことをいい、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※ 加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

2 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることをいいます。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」といいます。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります⁴。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。

そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

3 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。

裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」といいます⁵。

※ 起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

4 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」といいます。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」といいます。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

※ 一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります(被害者参加制度：P75参照)。

5 刑事手続と民事手続

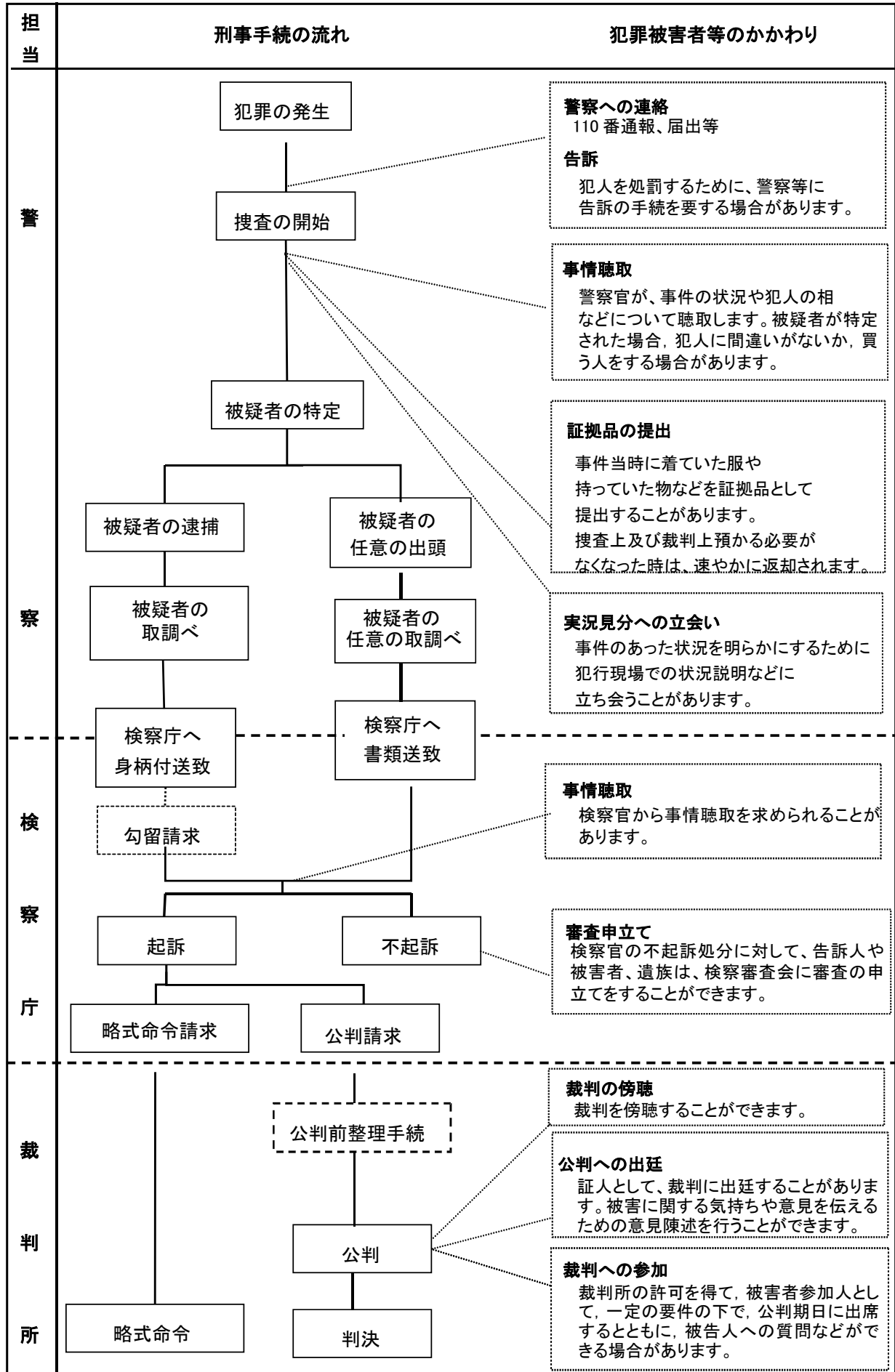
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言い渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます(損害賠償命令制度：P 76参照)。

⁴ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

⁵ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

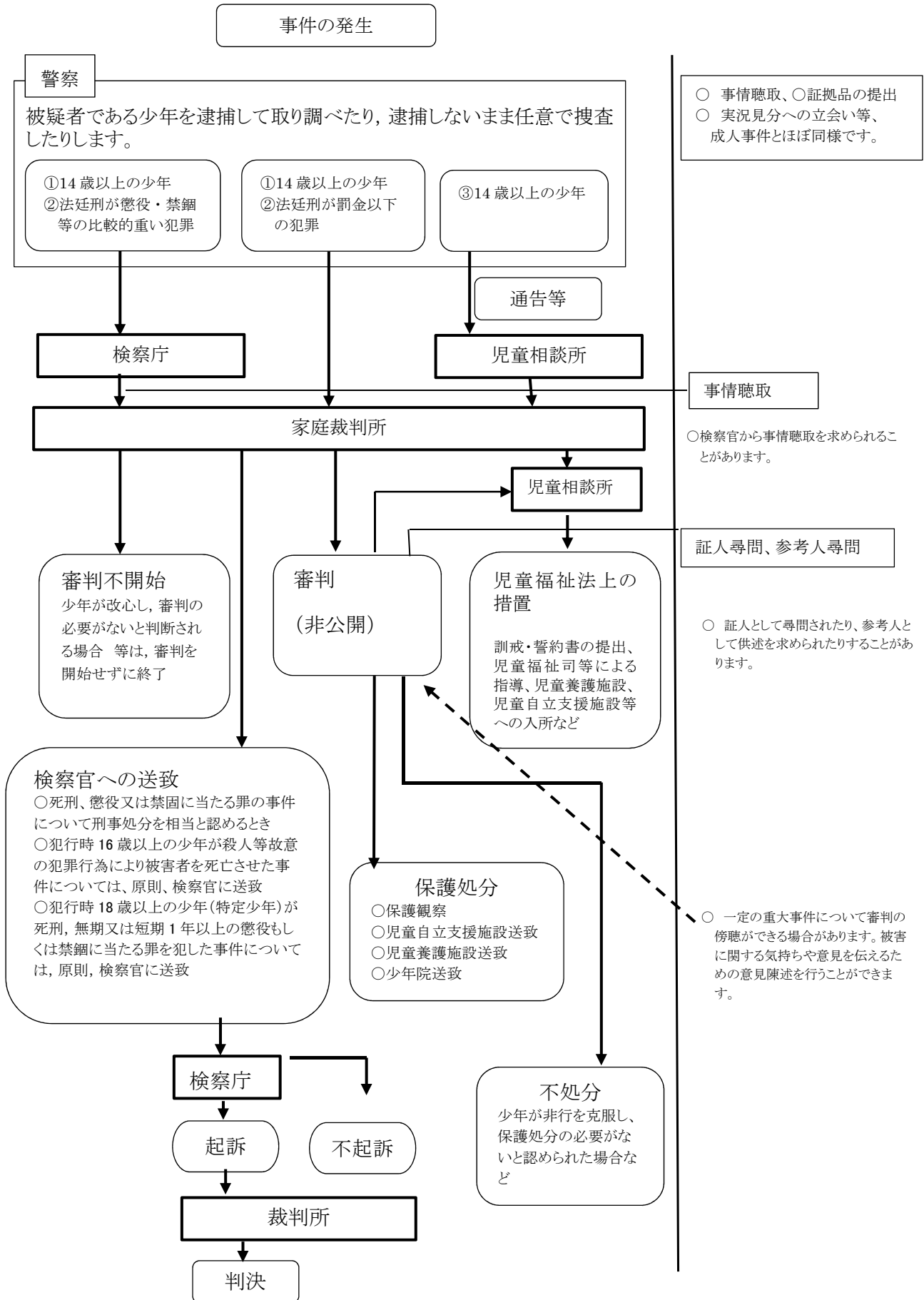
＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



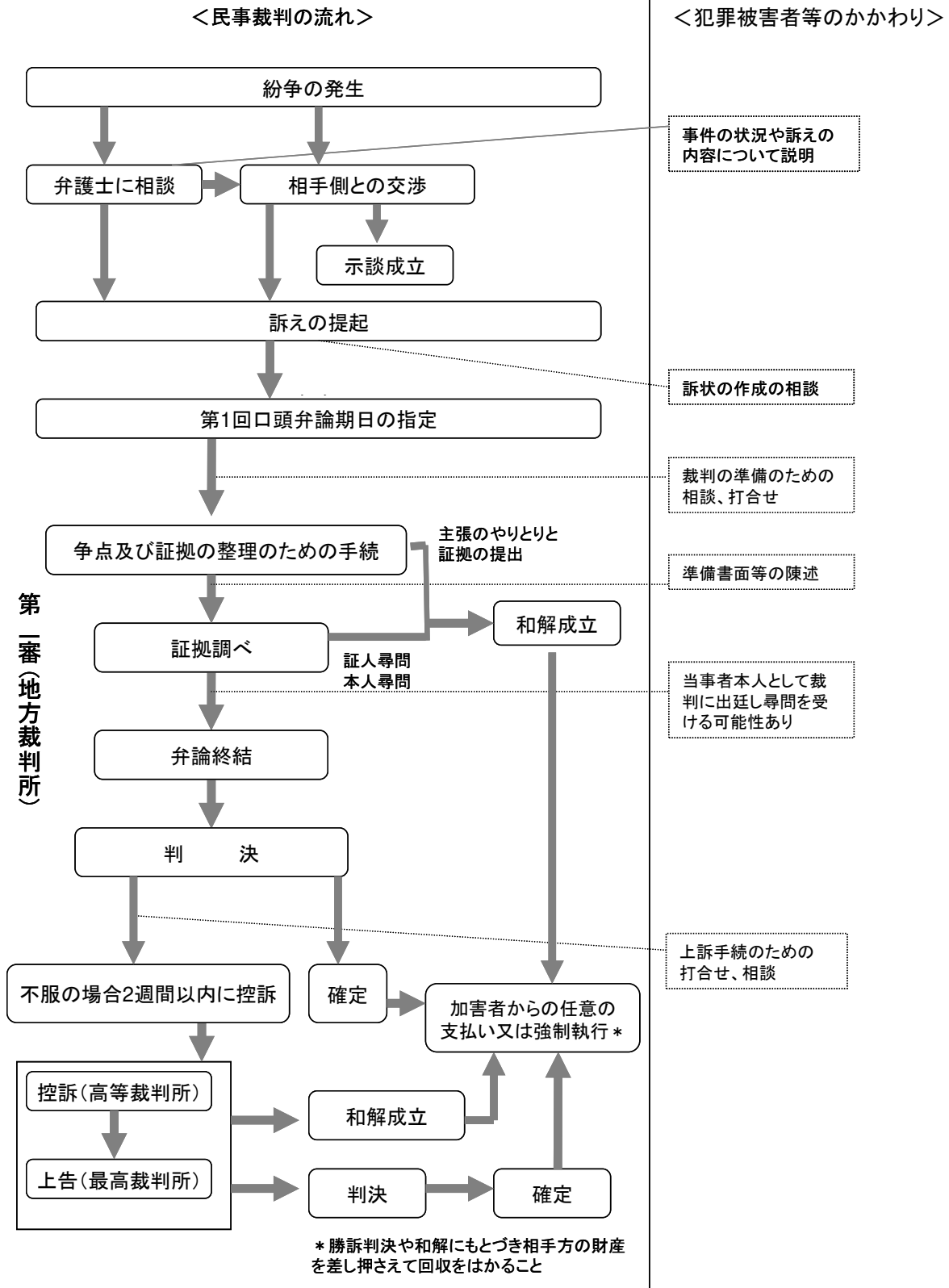
＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞

〈少年の審判手続及び刑事手続の流れ〉

〈犯罪被害者等のかかわり〉



＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



II 支援に携わる際の留意事項

「I」にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。

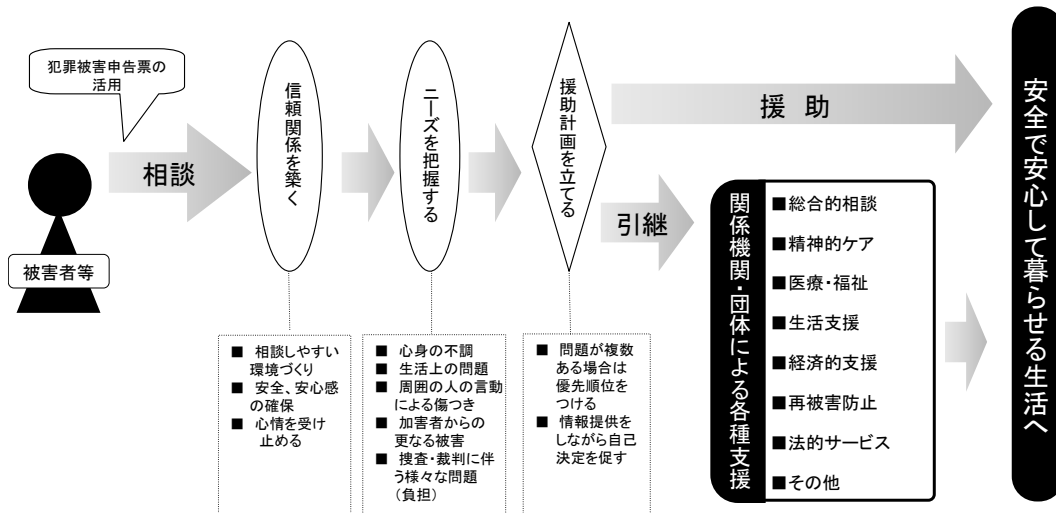
しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ県民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

(1) 基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



(2) 具体的な対応のあり方

○ 安心して相談できる環境をつくる。

- ・ 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ 犯罪被害申告票（P14）を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性に対応する、あるいは男性が相談に対応してもよいか被害者の意向を確認するなど、担当者の選定に配慮する。

コラム —犯罪被害申告票について—

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、そのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相応の配慮をすることができます。

※ 犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自ら記載し携行してもらう方法と、相談を受ける人が内容を聞き取って記載し、被害者に記載内容を確認してもらい、携行してもらう方法が想定されます。

- **安全確保を優先する。**
 - ・ 「今、安全かどうか(ここが安全と感ずることができるか)」、「今、話をしているも大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じてしかるべき機関(警察、配偶者暴力相談支援センター、こども家庭センター(児童相談所)等)につなぐ。
- **相談内容を受け止める。**
 - ・ 犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
 - ・ 被害の状況を人と比べない。(被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない。)
 - ・ 自責感を助長させない。(犯罪被害者等は自分を責めている場合がある。)
 - ・ 安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。(相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける。)
 - ・ 話をせかさない、さえぎらない。(心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある。)
- **相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する。**
 - ・ 犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。
- **援助計画を立てる。**
 - ・ 所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。(更に、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。)
 - ・ 問題が複数ある場合は優先順位をつける。
- **問題解決に向けて動く。**
 - ・ 時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
 - ・ 犯罪被害者等が自らの力で解決できたと感じられるよう、支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援(対応)する。
 - ・ 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携(P15~参照)。
- **秘密保持に留意する。**
 - ・ 会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。
 - ・ 支援組織の中の他部署との情報共有の可否についても、当事者の意向を確認する。
- **被害からの回復を焦らない。**
 - ・ 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人一人の状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。
- **適切な支援を行うための努力を怠らない。**
 - ・ 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

《具体的な対応にみる留意点》

具体的な会話例を基に、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

- ・ 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- ・ あなた一人が苦しいのではありませんよ。
- ・ どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- ・ 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- ・ 早く元気にならなければいけませんよ。
- ・ 辛いことは、早く忘れましょう。
- ・ 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- ・ まだ子供がいるじゃないですか。
- ・ 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- ・ あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- ・ あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

また、相談を受けた側が、どう対応していいか、わからない場合もあり得ます。そうした場合は、「私には経験がないことですので、わからないこともあります。気になることがあれば、遠慮なく言ってください。」と、あらかじめ言い添える対応も考えられます。

《適切な応答例》

- ・ ご心中、お察しします。
- ・ 本当にお気の毒です。
- ・ このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- ・ 悲しんでいいのですよ。
- ・ あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- ・ そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- ・ （このような体験をしたら）今までのように仕事や家事ができなくなるのも当然だと思います。
- ・ 何をやる気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- ・ 無理をする必要はありません。
- ・ よく頑張ってこられましたね。
- ・ ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞いたり，被害者等の様々な感情を向けられるなどにより，支援者自身も，次のようなダメージを受けることがあります。これを二次受傷と言います。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる。
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる。
- ・ 自分が無力だと感じる。
- ・ 頭痛，肩こり，耳鳴り，不眠など身体に不調が出る。 など

その結果，当該事件へ過度に感情移入したり，逆に事務的な対応を引き起こしたりと，長期的に見たときに，相談者にとって不適切な対応となることがあります。

また，支援者自身の仕事や生活に支障を来す場合があるため，支援者は，自らのケアも心掛け，健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

《対処方法の例》

- ・ 支援者同士で共有し，一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・ できることとできないことがあること，自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・ 仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間，場所，人付き合い，趣味などをいくつか持つ。
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め，抑制しようとしたりせず，傷ついていることを認める。
- ・ 身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・ 休息，睡眠をきちんととる。

〔参 考〕

「犯罪被害申告票」の書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概要	被害発生日	年 月 日()		
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> その他()		
	被害当事者との関係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他()		
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()		
	その他	被害の概要についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。		

要望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する こと	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の 法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報 提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

2 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

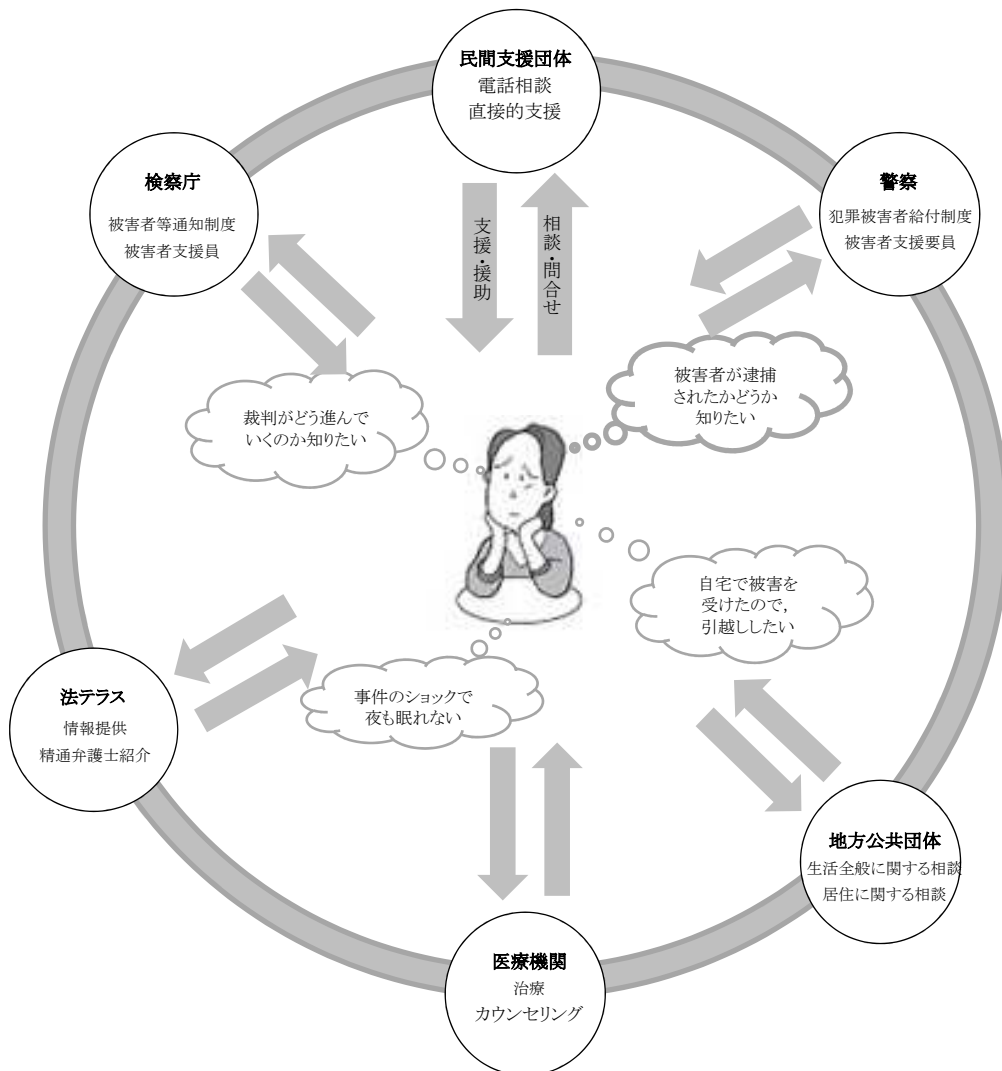
(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、一つの機関・団体では対応しきれない犯罪被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援につなげていくことが望まれます。

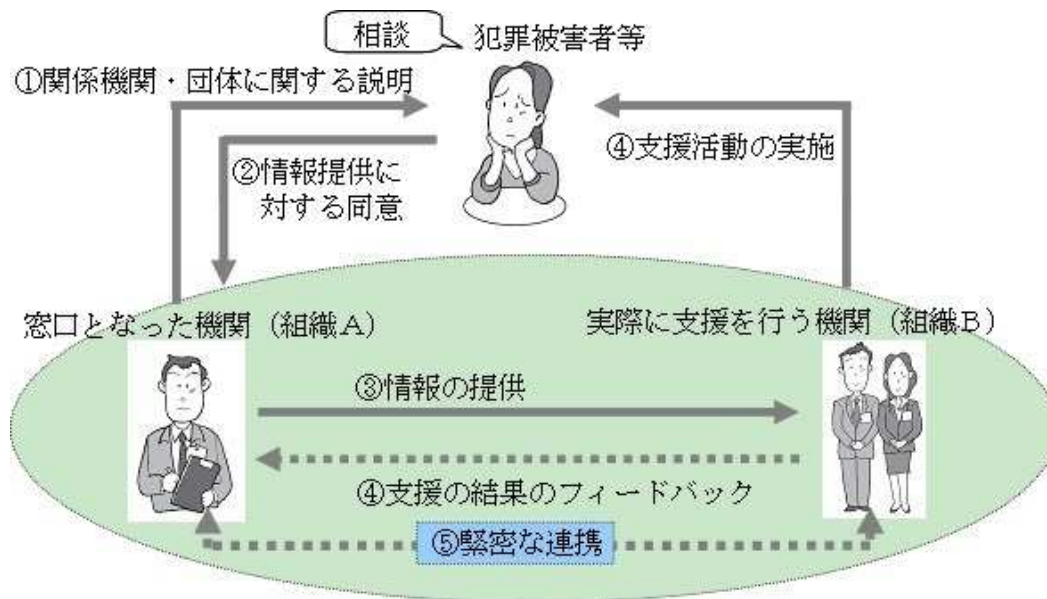
各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



(2) 基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



① 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む。）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

② 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。

また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達してよい情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例 犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする。）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。

これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。
犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名，性別，犯罪被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度，障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

③ 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし，犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で，犯罪被害者等の同意を得た情報を，組織Bに伝達します。（※伝達方法については，「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式」（P20 参照）を活用してください。）

その際，組織Bにおいて，事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば，組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し，情報の伝達を行ったことを伝え，組織Bに関する追加情報があれば，それを伝えます。

また，組織Bにおいて，犯罪被害者等の状況を正確に把握するため，改めて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。

更に，組織Bにおいて，支援が受けられない可能性も考えられますので，組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。

また，犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には，組織Aに再度相談できることを伝えます。

④ 支援活動の実施

組織Bでは，組織Aからの情報を参考にし，犯罪被害者等に対応します。また，必要に応じて，対応結果について，組織Aにフィードバックをします。

⑤ より緊密な連携

問題が複雑な場合には，関係機関・団体の担当者が集まり，共に支援を行うことが重要です。例えば，犯罪被害者等の状況に応じて，組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き，対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えら

れます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的に会議を開く等し、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報取り扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。

特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。

「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭に置き、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

(3) 連携の際の留意点

① 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

② 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるようなないように努めてください。

「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

③ 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。

当該犯罪被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

④ 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの

場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する，Eメールの場合にはパスワードを付す，犯罪被害者等の実名の記載は避けて，アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし，絶対に情報が流出することのないように注意してください。

不安の強い犯罪被害者等の場合は，目の前で関係機関に電話をかけたり，書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど，当事者が確認し，安心できる手続を踏みましょう。

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

受理年月日	令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分
相談者の 氏名等	氏名: 生年月日: 年 月 日(歳) 性別 男・女 ----- 連絡先:電話 () FAX () 住所 メールアドレス ----- <input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄 ()) <input type="checkbox"/> その他(())
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日: 年 月 日() ----- 被害発生活場所: <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他(()) ----- 被害の種類: <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> その他(())
当該被害による 心身の状態	通院歴: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ----- 通院状況: <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止 後遺障害: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的な状況(傷害や後遺障害の程度):
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	支援の有無: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ----- 相談日: 年 月頃 相談機関・団体名: 支援の概要:
紹介先(担当部署) (連絡先)	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を、上記紹介先に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を、上記紹介先に提供することに 電話 () から、 月 日() 時 分同意を得た。
連絡年月日	令和 年 月 日() 時 分
担当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

Ⅲ 被害類型別対応とニーズ別対応

1 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

※ ★＝対象要件がある支援等

(1) 殺人等遺族への対応

(特 徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

【対応上の注意点】

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

● 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の事実を知った日から7日以内に市町にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

● **司法解剖等に関する経費の公費負担**

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費や死体検案書料を、一定の条件のもとで一部公費負担をする制度があります。

(連絡先)

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 (P69) 082-228-0110 (代)
第六管区海上保安本部 (P70, 71)

● **各種健康保険・年金の死亡に関する異動届**

犯罪被害者が亡くなったことを、加入している医療保険及び年金の担当機関に届け出る必要があります。なお、年金受給者の死亡届については、日本年金機構にマイナンバーが収録されている方であれば、原則不要です。ただし、未払い年金がある場合は手続きが必要です。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)
年金事務所 (P138, 139), 勤務先庶務担当

● **遺産相続等**

犯罪被害者の遺産額が相続税の基礎控除額を超える場合は、亡くなられた日の翌日から10か月以内に相続税の申告が必要です。

(連絡先)

税務署 (P141), 広島弁護士会 (P85)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★ **犯罪被害者等給付金 (遺族給付金)**

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

※ ただし、支給要件に該当しない場合や、他の公的給付、損害賠償を受けた場合、事案概要によっては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(連絡先)

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 (P69) 082-228-0110 (代)

★ **遺族基礎年金**

国民年金に加入中、老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子 (18歳になった後の最初の3月31日まで、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子) のある配偶者または子に一定の条件のもとで支給されます。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照), 年金事務所 (P138, 139)

★ 遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人，老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人，1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき，その方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

（連絡先）

年金事務所（P138，139），各種共済組合，勤務先庶務担当

ひとり親家庭等の支援として，以下のような制度があります。

● ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の母または父及びその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。以下「対象児童」という。）等が医療保険による診療を受けた場合，その自己負担額の助成を受けることができます。ただし，原則として一部負担金と所得制限があります。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の父及び母やその扶養している児童などに対し，その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り，あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため，児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。ひとり親家庭等就業・自立支援センター等において，就業相談から就業支援講習会，就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父または母が，経済的に効果的な看護師等の資格を取得するため，1年以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上）養成機関で修業する場合に，修業期間の全期間について（上限48月。）毎月一定額を支給します。また，修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● 母子家庭等就業・自立支援事業

広島県ひとり親家庭等サポートセンター等において，就業相談から就業支援講習会，就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや広島県ひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

● ひとり親家庭住宅支援資金

母子・父子自立支援プログラムによる支援を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭に対し、住宅支援資金の貸付けを行います。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

子供が遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★ 遺児の就学援助等

奨学金が給・貸与されるほか、相談もできます。

(連絡先)

公益財団法人 犯罪被害救援基金 (P133)

公益社団法人 日本財団まごころ奨学金 (P134)

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 (P69) 082-228-0110 (代)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

● 取材への対応

マスコミへの取材の自粛要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申入れをすることができます。

(連絡先)

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 (P69) 082-228-0110 (代) 又は各警察署 (P69), 広島弁護士会 (P85)

★ 申立て

テレビ, ラジオの人権侵害に対しては,

「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」

(連絡先: 電話 03-5212-7335, FAX 03-5212-7330)

雑誌の人権侵害に対しては,

「雑誌人権ボックス」(FAX 03-3291-1220)

に申立てをすることができます。

(連絡先)

広島弁護士会 (P85)

★ 広島県二次被害防止・軽減支援金

重大な被害を負った者やその家族のうち、報道機関による取材への対応等を弁護士に委嘱する者に対し、一定の条件のもとで支援金を支給します。

(連絡先)

広島県環境県民局県民活動課 (P56) 082-513-2744

(2) 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応

（特 徴）

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

【対応上の注意点】

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→ P46, 47 参照（医療費の負担を軽くしたい）

傷害（障害）を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★ 犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

※ ただし、支給要件に該当しない場合や、他の公的給付、損害賠償を受けた場合、事案概要によっては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

（連絡先）

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室（P69） 082-228-0110（代）

★ 特別障害者手当

身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ 身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、医療費の給付や助成、各種税の減免や控除等を、障害の程度に応じて受けられます。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ **精神障害者保健福祉手帳の交付**

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。

手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引等のサービスが障害の程度に応じて受けられます。診断書作成料は有料です。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ **障害者控除**

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、障害者控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税及び復興特別所得税が軽減される場合があります。

（連絡先）

税務署（P141）

★ **障害基礎年金**

20歳前や国民年金の加入中などに初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害も対象となります。ただし、初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間がある場合は、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）、年金事務所（P138, 139）

★ **障害厚生（共済）年金等**

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。ただし、初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間がある場合は、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

（連絡先）

年金事務所（P138, 139）、各種共済組合、勤務先庶務担当

★ **障害福祉サービス等**

障害のある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活サービスに係る給付や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行います。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

指定障害福祉サービス事業者、ハローワーク（公共職業安定所）（P109）

広島障害者職業センター（電話 082-502-4795）

子供が被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★ 特別児童扶養手当

身体、知的又は精神に重度又は中度の障害がある 20 歳未満の児童を監護、養育している方に対して、手当を支給します。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ 障害児福祉手当

身体、知的又は精神に重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の 20 歳未満の方に対して、手当を支給します。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

→ P67 参照 (暴力団犯罪の被害者への支援)

(連絡先)

広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課 電話 082-228-0110(代)又は
各警察署 (P69)

公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター) (P135)

(3) 交通事故に遭った人への対応

(特 徴)

交通事故で人が死傷した場合、「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。

加害者から十分な謝罪がなされていないことや、被害の重大さに比して加害者に軽い刑罰しか与えられないことなどに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

【対応上の注意点】

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

● 警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると、交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります。

● 警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書の提出は、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先)

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。

また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

また、事故の目撃者がいる場合には、氏名・連絡先の確認をお願いします。

(連絡先)

以下 P126～130

県民相談（交通事故相談）、公益財団法人 広島県交通安全協会（広島県交通安全活動推進センター）、公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部、公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部、一般社団法人 日本損害保険協会（そんぽ ADRセンター中国）、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

経済的支援として、以下のような制度があります。

★ 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先)

損害保険会社

★ 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学校に通うための学費について、奨学金を無利子で貸与します。大学生や専修学校生は一部給付制度があります。

(連絡先)

公益財団法人 交通遺児育英会 (P132)

★ 交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拋出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先)

公益財団法人 交通遺児等育成基金 (P131)

★ 介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先)

独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 広島主管支所 (P130, 131)

★ 生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金の支給等を行っています。

(連絡先)

公益財団法人 交通遺児等育成基金 (P131)

(4) 性犯罪・性暴力に遭った人への対応

(特 徴)

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。被害について話せないことも多いので孤立感、疎外感につながることもあります。心理的、社会的な何らかの反応（P2「(1)心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。

また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、女性被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

【対応上の注意点】

早期解決・回復のためには、早い段階から必要な支援を受けることが重要です。

● 性被害ワンストップセンターひろしまへの相談

性被害に遭われた方や過去の被害で悩んでいる方が、被害を抱え込まず、プライバシーを守られながら、安心して電話相談や面接相談などの総合的な支援を受けることのできる相談窓口です。

(支援内容)

- ・ 電話や面接による相談対応
- ・ 医療機関や警察、弁護士、心理カウンセリング等の紹介や付添支援など被害者が求める支援
- ・ 医療費や法律相談、心理カウンセリングに係る費用の一部を助成
- ・ 警察に被害届を出すことを躊躇する場合の証拠採取の預かり保管

(公費負担制度)

区分	公費負担の内容
医療費負担	避妊治療、感染症検査、中絶など医療費
法律相談費用	弁護士相談費用の一部
心理カウンセリング費用	心理カウンセリング費用の一部

(連絡先)

性被害ワンストップセンターひろしま

専用相談 082-298-7878 (24時間365日電話相談に対応)

全国共通短縮ダイヤル #8891 「#はやくワン(ストップ)」

※ 全国共通ダイヤルは、全国どこからでも最寄りのワンストップ支援センターにつながる仕組みとなっています。

※ 面談相談、付添支援などのその他の支援は、原則、年末年始、盆休み、第1・3・5日曜、祝日を除く毎日の9時から19時まで(被害直後の急性期医療に係る支援は、24時間365日対応)

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/>

性被害 ひろしま

検索



性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応をされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

● 警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明しても、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じた性別の警察官が対応するようにしています。

(連絡先)

各警察署 (P69)

● 警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像等を聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服等）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いてほしい。」等の希望に応じるよう配慮しており、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

性被害にあわれたショックから、被害者が直ぐに動き出せない場合でも、治療や緊急避妊、性感染症の検査等のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

● 警察での相談体制

本人の希望に応じた性別の警察官による事情聴取、性犯罪被害者相談窓口の設置、証拠採取における配慮、初診料等の経費の一部負担、交番における女性被害相談所の設置を行っています。

● 緊急避妊など

被害から72時間以内であれば、緊急避妊ピルの服用により、高い確率で妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。

(連絡先)

産婦人科

(緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科)

厚生労働省ホームページ「厚生労働省のウェブサイトに掲載を希望した緊急避妊にかかる対面診療が可能な産婦人科医療機関等一覧」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000605683.pdf>

(緊急避妊や緊急避妊薬を処方している施設に関する情報)

広島県ホームページ「望まない妊娠で悩んでいる人のための妊娠110番Q&A」(P34)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/ninshin-q-a.html>

● 病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が必要に応じて付添いを行います。

(連絡先)

性被害ワンストップセンターひろしま (P116)

● HIV検査

HIV検査が匿名・無料でできます。

通常、検査当日に結果を通知します。

(連絡先)

保健所 (P99) ※広島市内の方は各区の保健センター (P156) を御覧ください。

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★ 証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際に状況に応じて、家族、心理カウンセラー、民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員など相当と認められる者が付き添うことができます。

また、事案によりますが、被告人や傍聴人と顔を合わないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、証人は別室や別の裁判所において、法廷にいる裁判官、検察官、弁護士との間でテレビモニターを通して証言を行うこともできます。

更に、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先)

- 付添いに関して～検察庁 (法廷のみ) (P80～参照)

公益社団法人 広島被害者支援センター (P73)

性被害ワンストップセンターひろしま (P116)

- 遮へい措置等に関して～広島地方検察庁 (P80～参照)

広島地方裁判所・広島簡易裁判所 (P74～参照)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。
対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

※ 詳細は、P43 参照 (精神的につらい、体調が悪い)

望まない妊娠で悩む方に対して、電子メールによる相談を行っています。

広島県では望まない妊娠で悩む方に対して電子メールによる相談を行っています。助産師等が対応しますので、次のホームページからお気軽に御相談ください。

(ホームページ「妊娠 110 番メール相談」)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/ninsin110-soudan.html>

(ホームページ「望まない妊娠で悩んでいる人のための妊娠 110 番 Q & A」)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/ninshin-q-a.html>

(問合せ先)

広島県健康福祉局 子供未来応援課 (電話 082-513-3171)

思いがけない妊娠に関するお悩みを、電話または電子メールで相談できます。

広島県では、妊娠や出産に関する心身の悩み、出産後の不安感等を抱える妊産婦の方のための相談窓口を設置しています。

日常生活援助、就業支援等、関係機関が実施する多岐にわたる支援を切れ目なく実施するため、こども家庭センター、市町、労働関係機関等との連絡・調整等の支援を行います。

電話または電子メールによる相談を行っています。次のホームページからご相談ください。

(ホームページ「産前・産後母子支援事業 (にんしん SOS)」)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/51/sanzensango.html>

(問合せ先)

広島県健康福祉局 こども家庭課 (電話 082-513-3173)

(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応

(特 徴)

配偶者（元配偶者並びに事実婚の相手及び元相手を含む。生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手も対象。）からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを妨げる、酒・ギャンブルなどといった経済的暴力、その他交友関係を細かく監視する、電話・メール・SNSや手紙を細かくチェックするなどといった暴力が含まれます。

暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責め、助けを求めることをあきらめてしまうことがあります。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。

そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

【対応上の注意点】

被害者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聴いてください。

「加害者の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは二次被害を与えることになります。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者は傷を負っていないか、また、子供の状況等の確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関等の専門機関につながります。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めなければなりません。

なお、通報については、被害者の意思を尊重することになっています。

(連絡先)

広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110 (代) 又は
各警察署 (P69)

配偶者暴力相談支援センター (P117)、医療機関 (P104)

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要な場合

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など被害者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につながります。

また、配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、配偶者からの暴力についての証明書（DV証明）等の手続について相談できます。

（相談先）

婦人相談所（広島県西部こども家庭センター）（P119）、
配偶者暴力相談支援センター（P117）、
各警察署（P69）
市町担当課（P144～の一覧参照）

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★ 保護命令

配偶者からの更なる暴力や脅迫により、生命または身体に重大な危害を受けるおそれがある場合、裁判所に申立てると、加害者に対して保護命令が出されます。

保護命令には、接近禁止命令、電話等禁止命令、退去命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

接近禁止命令 （6か月間）	加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令。 （被害者と同居する未成年の子供及び被害者の親族等も対象になります。）
電話等禁止命令 （6か月間）	接近禁止命令と併せて、被害者に対する頻回な電話や電子メール等を禁止する命令。
退去命令 （2か月間）	加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるもの。

（相談先）

広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代）又は
各警察署（P69）、配偶者暴力相談支援センター（P117）

★ 住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、市区町に対して以下の支援措置の実施を申し出ること等により、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。

申出を受け付けた市区町長は、支援措置の必要性について、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴き、確認します。

加害者が判明している場合、加害者からの請求又は申出については、「不当な目的」があるもの等とし、閲覧させない又は交付しないこととします。

その他の第三者からの申出については、加害者が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させる又は交付することを防ぐため、運転免許証等の写真が貼付された本人確認書類の提示を求めるなど、本人確認をより厳格に行います。

また、加害者からの依頼を受けた第三者からの申出に対し閲覧させる又は交付することを防ぐため、請求事由についてもより厳格な審査を行います。

詳しくは、お住まいの市区町にお問い合わせください。

(相談先)

市町担当課(P144～の一覧参照)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→ P43 参照 (働かなければならないが、就職先が決まらない
資格を取得し、スキルアップを図りたい)

(6) ストーカー被害に遭った人への対応

(特 徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。

「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき
 - ② 監視していると告げる
 - ③ 面会、交際等の要求
 - ④ 著しく粗野又は乱暴な言動
 - ⑤ 無言電話、連続した電話・メール・SNSのメッセージ等
 - ⑥ 汚物などの送付
 - ⑦ 名誉を傷つける行為
 - ⑧ 性的羞恥心の侵害
 - ⑨ GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為
 - ⑩ GPS機器を取り付ける行為等
- を行うことをいいます。

ストーカー行為は、同一の人に「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

【対応上の注意点】

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。

支援者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ① 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する。
- ② 加害者の具体的な言葉や動作を細かく記録する。
- ③ 加害者からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する。
- ④ 電話の会話内容をメモ、又は録音する。
- ⑤ 加害者が残したメモや贈り物の状況を撮影する。

(連絡先)

広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110 (代) 又は
各警察署 (P69)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★ 警察による検挙，禁止命令，警告

被害者が警察に被害の申告を行うことにより，ストーカー行為罪として検挙することができます。この場合は，１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

検挙に至らない場合でも，被害者が警察に申出をすることにより，つきまとい等の加害者に対し，更に反復して「つきまとい等」を行ってはならない旨の命令（禁止命令）を発したり，文書による警告をすることもできます。なお，禁止命令に違反してストーカー行為等をした場合は，２年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金等に処せられます。

（連絡先）

広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代） 又は
各警察署（P69）

★ 住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限

P37 参照（住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限）

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

● 無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や，ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム），迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

（連絡先）

N T T，その他の電話会社

(7) 虐待された子供への対応

(特 徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子供（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子供の心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が生じることなどが挙げられます。

更に、児童虐待は子供の人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行等につながる場合もあります。被害を受けた子供に適切な対処がなされない場合等には、本人が親となった時に自分の子供に虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は、何より、子供の命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

【対応上の注意点】

児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません（根拠：児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、子供や親が通告を拒む場合であっても、子供の安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかにこども家庭センター（児童相談所）等に通告し、子供、家族にどのような関わりをしたら良いか、子供や親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。

なお、通告を受けた機関は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（根拠：児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

① 子供自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していよ」と子供のペースで話を聞きます。子供の訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。

性的虐待などについては子供自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は、通告に必要な最低限度の情報確認を行い、こども家庭センター（児童相談所）等に通告し対応を協議してください。

② 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子供の置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかにこども家庭センター（児童相談所）に通告してください。

(連絡先)

児童相談所（広島県こども家庭センター、広島市児童相談所）（P120）、
市町担当課（P144～の一覧参照）、福祉事務所（P98）

コラム —守秘義務について—

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいい、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子供を守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項は、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子供が大けがをしているなど、こども家庭センター（児童相談所）等に通告していても生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がなされます。

① 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子供や家族についての調査（子供の安全確認を含む。）を行います。

子供の置かれているリスクが高く、親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、こども家庭センター（児童相談所）等によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し、子供への通信・面会が制限されます。

② 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

③ 親子分離が必要な場合

こども家庭センター（児童相談所）等による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子が共に生活できるよう支援が行われます。

ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※ これらの取組は市町が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会⁶等を通じた緊密な連携に基づき、関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に活用して行われます。

⁶児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

通告後も、通告者に以下のような協力をお願いすることがあります。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子供と家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム 一親権者の懲戒権と児童虐待の関係一

親権の中の1つとして民法第822条には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子供をしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子供を叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならず」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★ 住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限

→P37 参照（住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限）

2 ニーズに応じた対応

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。なお、支援や制度によっては細かい条件があり、該当しない場合があります。

※ ★=対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない。
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない。

● 各種総合相談窓口

犯罪被害者等支援の知識や経験を持った者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

公益社団法人 広島被害者支援センター (P73)、広島県 (P56)、県内市町 (P59)、広島県警察 (P68)、第六管区海上保安本部 (P70, 71)、法テラス広島 (P71, 72)

(2) 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い。

● 受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じ、医療機関の紹介等を行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った者が対応します。

(連絡先)

広島県立総合精神保健福祉センター(パレアモア広島)・広島市精神保健福祉センター(P95,96), 保健所(P99), 広島市各区地域支えあい課(P156), 市町保健センター(市町保健衛生担当課)(P144~の一覧参照), 公益社団法人 広島被害者支援センター(P73)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい。

● 自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先)

公益社団法人 広島被害者支援センター(P73)

(3) 生活上の問題

① 仕事上の困難

職場で不合理な対応に遭った。

● 労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

総合労働相談コーナー(P110), 広島県労働相談コーナー(P112), 広島弁護士会(P85)

働かなければならないが、就職先が決まらない。

● 就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

ハローワーク(公共職業安定所)(P109), ひろしましごと館(P112, 113)

★ 公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(公共職業安定所)(P109), 公共職業能力開発施設等(P111)

★ 訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、手当が支給されることがあります。

(連絡先)

ハローワーク（公共職業安定所）（P109），

★ 母子家庭等就業・自立支援事業

広島県ひとり親家庭サポートセンター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

広島県ひとり親家庭サポートセンター（P121），市町担当課（P144～の一覧参照）

★ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや広島県ひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

資格を取得し、スキルアップを図りたい。

★ 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の父又は母が、経済的に効果的な看護師等の資格を取得するため、1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上)養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間について（上限48月。）毎月一定額を支給します。また、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ 自立支援教育訓練給付金事業

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講したひとり親家庭の父または母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先)

市町担当課（P144～の一覧参照）

働きたいが、子供の世話がある。

→ P49 「④子育てに伴う問題」を参照してください。

②不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある。

★ 公営住宅への一時入居

犯罪被害者等の方が犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に避難する必要がある方については、原則として1年を超えない期間で、公営住宅を使用できます。

(連絡先)

- 県営住宅 広島県 (P57, 58)
- 市営(町営)住宅 市町担当課 (P144～の一覧参照)

転居する必要があるが、経済的に苦しい。

★ 公営住宅の入居に関する優遇制度

犯罪被害者等の方が犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった場合、公営住宅の入居に関する優遇制度が受けられます。

(連絡先)

- 県営住宅 広島県 (P57, 58)
- 市営(町営)住宅 市町担当課 (P144～の一覧参照)

③経済的な問題

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい。

★ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

※ ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合や事案の概要によっては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(連絡先)

広島県警察 (P66)

★ 労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先)

労働基準監督署(P108)

★ 災害共済給付制度

義務教育諸学校，高等学校，高等専門学校，幼稚園，幼保連携型認定こども園，高等専修学校，保育所等の学校の管理下における児童生徒等の災害に対して，センターと学校の設置者との契約により，医療費，見舞金を支給します。

(連絡先)

在籍する学校等，独立行政法人 日本スポーツ振興センター(P125)

医療費の負担を軽くしたい。

● 高額療養費制度

健康保険を利用し，同月内に医療機関等でかかった医療費の自己負担額が基準額(自己負担限度額)を超えた場合，申請により超えた金額が払い戻される制度です。

(連絡先)

全国健康保険協会(協会けんぽ)広島支部(P140)，健康保険組合(組合健保)，市町(国民健康保険・後期高齢者医療保険)(P144～の一覧参照)，各種共済保険(共済組合)，かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー等

★ 高額医療費の貸付(立替)制度

高額医療費は，支払いを受けるまでに時間がかかるため，当面の医療費の支払いに充てる資金として，「高額医療費貸付制度」が設けられています。

(連絡先)

健康保険組合(組合健保)，全国健康保険協会(協会けんぽ)広島支部(P140)，一部の市町(国民健康保険・後期高齢者医療保険)(P144～の一覧参照)，各種共済保険(共済組合)，かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

★ 医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために，その年中に支払った医療費の金額が一定の金額を超える場合に，その超える部分が医療費控除の対象となります。

控除を受けた金額に応じて所得税及び復興特別所得税が軽減される場合があります。

(連絡先)

税務署(P141)

★ 自立支援医療費支給制度

精神通院医療(精神疾患があり，通院による精神医療が継続的に必要な方)，育成医療(身体上の障害・疾患があり，手術等が必要な18歳未満の方)，更生医療(身体障害者手帳を持っており，障害を除去・軽減するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額が原則として1割になります。ただし，世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担に上限額を設定しています。

(連絡先)

市町担当課(P144～の一覧参照)，通院している医療機関

★ **重度心身障害者医療費助成**

重度心身障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として、一部負担金と所得制限があります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ **乳幼児医療費助成**

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。原則として、一部負担金と所得制限があります。

また、市町によって対象年齢や所得制限等が異なります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ **ひとり親家庭等医療費助成**

ひとり親家庭等に対して、保険診療分の自己負担額について一部を助成します。

原則として、一部負担金と所得制限があります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ **精神障害者医療費助成制度**

精神障害のある方が医療保険による診療（入院に係る医療を除く）を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として、一部負担金と所得制限があります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

生活資金に困っている。

★ **児童扶養手当**

父または母が離婚等により実質的に不在の家庭等で、18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童(一定の障害がある場合には20歳未満)を監護する母、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父、又は養育する者に対して支給します。ただし、所得制限や年金の受給状況等による支給制限があります。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ **母子父子寡婦福祉資金貸付金**

ひとり親家庭の父及び母やその扶養している児童等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学等に必要な資金等の貸付けを行います。

(連絡先)

市町担当課 (P144～の一覧参照)

★ 生活福祉資金貸付制度

他の公的給付貸付制度等の利用が困難な低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯が一時的に生活に困窮した時に必要な資金（生活福祉資金）を低利又は無利子で貸し付けます。総合支援資金（就職活動中の生活費等を貸付け）や福祉資金（日常生活を送る上で一時的に必要なと見込まれる費用等を貸付け）、教育支援資金等があります。

連帯保証人を立てる場合は無利子となります。

貸付には審査があります。

（連絡先）

お住まいの各市区町社会福祉協議会（P100～参照）

広島県社会福祉協議会 生活支援課 電話 082-254-3413 FAX082-252-2133

★ ひとり親（寡婦）控除

現に婚姻をしていない方や配偶者の生死が不明な方（いわゆる「ひとり親」）で、一定の要件を満たす場合には、ひとり親控除の対象となります。

なお、ひとり親に該当せず、夫と死別又は離婚をした後、婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方（寡婦）で、一定の要件を満たす場合には、寡婦控除の対象となります。

控除を受けた金額に応じて所得税及び復興特別所得税が軽減される場合があります。

（連絡先）

税務署（P141）

子育てに係る費用の負担を軽くしたい。

★ 就学援助制度

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等を就学援助費として支給します。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ 幼児教育・保育の無償化

幼稚園，保育所，認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料が無償化されます。無償化には、対象となる要件や支給上限額があります。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

④子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい。

● 子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子供の相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介します。

（連絡先）

児童相談所（広島県こども家庭センター，広島市児童相談所）（P120）

★ 子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子供の預かり，保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

（連絡先）

ファミリー・サポート・センター（P122, 123）

子供を預けたい

★ 一時預かり事業

保護者の疾病や事故等の様々な事情により，家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について，昼間，保育所その他の場所で一時的に預かります。

原則として，利用料が必要です。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照）

★ ショートステイ，トワイライトステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子供を養護したり，様々な事情により，家庭での養育が困難となった場合，一時的に子供を預かります。

利用料が必要です。

また，養育困難が長期にわたる場合等，乳児院等への入所について，こども家庭センター（児童相談所）等に相談することもできます。

（連絡先）

市町担当課（P144～の一覧参照），児童相談所（広島県こども家庭センター，広島市児童相談所）（P120）

⑤子供・青少年についての相談

子供のことで不安や悩みがある。

● 子供・青少年についての相談

幼児期から思春期，青年期までの心理や行動，発達の課題についての相談に応じます。

（連絡先）

県内市町（「青少年に関する市町の相談窓口一覧」は，P159 に掲載。）

⑥福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい。

● 福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな支援を必要としている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

県内市町 (P144～の一覧参照)、福祉事務所(P98)、社会福祉協議会(P100～参照)

⑦報道に関すること

マスコミにどう対応してよいかわからない。

● 取材への対応

マスコミへの取材の自粛要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申入れをすることができます。(P24)

(連絡先)

各警察署 (P69)、広島弁護士会 (P85)

★ 申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」に申立てをすることができます。

(連絡先)

「放送倫理・番組向上機構 (B P O)」, 「雑誌人権ボックス」(P24)
広島弁護士会 (P85)

★ 広島県二次被害防止・軽減支援金

重大な被害を負った者やその家族のうち、報道機関による取材への対応等を弁護士に委嘱する者に対し、一定の条件のもとで支援金を支給します。

(連絡先)

広島県環境県民局県民活動課 (P56) 082-513-2744

⑧再被害の防止に関すること

地域でまた被害に遭わないか不安を感じる。

★ 警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、犯罪被害者等からの相談への対応等を行います。

(連絡先)

各警察署 (P69)

★ 再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸出し等を行います。

(連絡先)

各警察署 (P69)

★ 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度(後述)とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照) ※ 県内の検察庁の一覧は (P83) を参照

(4) 捜査、裁判に伴う問題

警察署・検察庁・裁判所へ行くのに不安を感じる。

● 付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判での傍聴や証言及び意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

公益社団法人 広島被害者支援センター (P73), 検察庁 (法廷のみ) (P80～参照), 広島弁護士会 (P85), (少年事件につき) 広島家庭裁判所 (P78, 79)

法的なアドバイスが欲しい。

● 各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

法テラス広島 (P71, 72), 広島弁護士会 (P85), 検察庁 (P80～参照)

★ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかかわからないという場合に、個々の状況に応じ、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

法テラス広島 (P71, 72)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい。

★ 日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応等、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先)

法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

★ 被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士(国選被害者参加弁護士)を選定することを、(法テラスを経由し)裁判所に対して請求することができます。

(連絡先)

法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい。

★ 意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

少年事件についても、家庭裁判所に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(連絡先)

- 成人の刑事事件 検察庁 (P80～参照)
- 少年事件 広島家庭裁判所 (P78, 79)
- 法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

★ 刑事裁判への参加(被害者参加制度)

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照), 法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

● 刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。

(連絡先)

矯正管区(P87), 刑事施設(P88)

★ 意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。

(連絡先)

地方更生保護委員会(P90)，保護観察所 (P91)

★ 心情等伝達制度

被害に関する心情，犯罪被害者等の置かれている状況，保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き，保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先)

保護観察所 (P91)

事件に関する情報を知りたい (加害者がどうなったのか知りたい。)

★ 被害者連絡制度

捜査員等が，捜査の状況や犯人に関する情報 (逮捕，処分等) を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

(連絡先)

各警察署 (P69)，第六管区海上保安本部 (P70, 71)

★ 被害者等通知制度

事件の処理結果や有罪判決，審判結果が確定した加害者の処遇状況等をお知らせします。

(連絡先)

○ 処理結果に関して

- ・ 刑事事件 検察庁 (P80～参照)
- ・ 少年事件 (特定少年も含む) の審判結果 広島家庭裁判所 (P78, 79)

○ 加害者の処遇状況に関して

- ・ 刑事事件 検察庁 (P80～参照)
- ・ 審判結果が少年院送致の少年事件 (特定少年も含む) 少年鑑別所 (P88)，少年院 (P89)，矯正管区 (P87)
- ・ 審判結果が保護観察の少年事件 (特定少年も含む) 保護観察所 (P91)

○ 仮釈放等の審理開始 (結果) に関して

- ・ 地方更生保護委員会 (P90)

● 確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照)，広島弁護士会 (P85)

★ 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照), 広島弁護士会 (P85)

★ 公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)・少年事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。

少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

- 公判記録(公判係属中) 広島地方裁判所・広島簡易裁判所(P74～参照)
- 公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害者) 検察庁 (P80～参照)
- 少年事件の記録 広島家庭裁判所(P78, 79)
- 広島弁護士会 (P85)

★ 少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先)

広島家庭裁判所 (P78, 79), 広島弁護士会 (P85)

★ 審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先)

広島家庭裁判所 (P78, 79), 広島弁護士会 (P85)

★ 審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先)

広島家庭裁判所 (P78, 79)

検察官の不起訴処分に納得がいかない。

★ 検察審査会への審査申立て

検察官の不起訴処分について不服がある場合に、申立てを行うことができます。

(連絡先)

検察審査会(P84)

損害賠償請求等をしたい。

● 法律相談

民事・家事に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先)

法テラス広島(P71, 72), 県内市町 (P144～の一覧参照), 広島弁護士会 (P85), 広島司法書士会 (P86)

★ 民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替えを行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先)

法テラス広島 (P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

★ 損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先)

広島地方裁判所 (P74～参照), 法テラス広島(P71, 72), 広島弁護士会 (P85)

★ 被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により加害者が得た財産(犯罪被害財産)を加害者からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先)

検察庁 (P80～参照)

IV 各機関・団体における支援業務

- ※ ・**網掛け**がしてある**支援・制度**は、犯罪被害者等に特化した支援・制度です。
 ・(対象要件等)の記載がないものは、犯罪被害者等全ての方が対象となります。

1 総合的な対応

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 広島県 | 56 |
| (2) 県内市町 | 58 |
| (3) 広島県警察 | 65 |
| (4) 第六管区海上保安本部 | 70 |
| (5) 法テラス広島（日本司法支援センター広島地方事務所） | 71 |
| (6) 公益社団法人 広島被害者支援センター | 73 |

(1) 広島県

犯罪被害者等支援に関する施策を推進し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や必要に応じて庁外の関係機関・団体の支援内容・連絡先等の情報提供や橋渡しを行っています。

【相談電話窓口】

名 称	電話番号	受付時間
広島県犯罪被害者等支援電話相談 (公益社団法人広島被害者支援センター)	082-544-1110	月～土曜日 9:00～17:00 (祝日, 8/13～16, 12/28～1/4 を除く)

二次被害防止・軽減支援金

重大な犯罪被害等に遭われた方又はそのご家族が報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合、県が費用の一部を支援します。

【対象要件等】

次の全ての要件を満たす支給対象者

- ① 申請時点で県内に在住している
- ② 報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱した方

【窓 口】

環境県民局県民活動課 電話 082-513-2744

■ 広島県 環境県民局 県民活動課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2744 FAX 082-227-2549

ホームページ 犯罪被害者等支援サイト

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/higaisha/>

(広島県) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

県営住宅に関する支援

犯罪被害者等が県営住宅の入居募集に応募した場合に優先的に入居できる制度があります。

犯罪被害者等の県営住宅への優先入居	
	<p>犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を「一般世帯」の2倍にします。</p> <p>【対象要件等】 下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方</p> <p>① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方</p> <p>② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方</p> <p>【窓口（相談のみ）】 土木建築局住宅課 電話 082-513-4171</p> <p>【窓口（相談・申請）】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>
犯罪被害者等の県営住宅への一時入居	
	<p>犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。</p> <p>ただし、入居期間は原則として1年間を超えない期間です。</p> <p>【対象要件等】 上記「犯罪被害者等の県営住宅への優先入居」と同じ。</p> <p>【窓口（相談・申請）】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>
配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居	
	<p>配偶者からの暴力被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方も含みます。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を「一般世帯」の2倍にします。</p> <p>【対象要件等】 下記のいずれかに該当する方</p> <p>① 配偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の被害者</p> <p>② 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者</p> <p>【窓口】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>
配偶者からの暴力被害者の県営住宅への一時入居	
	<p>配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。</p> <p>ただし、入居期間は原則として1年間を超えない期間です。</p> <p>【対象要件等】 上記「配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居」と同じ。</p> <p>【窓口】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>

【窓口（相談・申請）】

県営住宅の所在地	窓 口（指定管理者）	電話番号
広島市中区・東区・南区・西区	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ	082-261-7907
広島市安佐南区・安佐北区		082-261-7819
安芸郡海田町・熊野町・坂町 （平成ケ浜住宅を除く）		082-889-5544
平成ケ浜住宅 [安芸郡坂町]	フジタビルメンテナンス株式会社 広島支店	082-846-6361
大竹市 廿日市市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ	0829-34-0140
呉市	ビルックス株式会社	0823-74-5963
竹原市 東広島市	株式会社くれせん 東広島営業所	082-424-4877
三原市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター	0848-61-2215
尾道市		0848-24-2277
福山市 府中市	株式会社東急コミュニティー 福山・府中地区管理センター	084-973-3109
三次市 庄原市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ	0824-62-6575

私立高等学校等の授業料等の軽減・奨学金

県内私立高等学校等の在校生の保護者が、経済的な理由により学資負担が困難になった場合は、授業料等や入学金が軽減される制度があります。

なお、申込の窓口は各私立高等学校等になります。

※ 高等学校等奨学金については、「(51) 教育委員会」(P124, 125) を参照

【窓 口】

- ・在学している私立高等学校等
- ・環境県民局学事課 電話 082-513-2755

(2) 県内市町

犯罪被害者支援施策を担当する部署において、犯罪被害者等への相談業務や、各種支援に関する情報提供、県民理解増進のための広報・啓発等を行っています。

〈市町犯罪被害者等支援総合対応窓口〉

市町名	名 称	電話番号	受 付 時 間
広島市	市民安全推進課 (支援施策担当課)	〒730-8586 広島市中区国泰 寺町 1-6-34 082-504-2714	
	犯罪被害者等総合相談窓口 (市民局市民安全推進課内)	082-504-2722	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始及び8月6日を 除く)
呉市	人権・男女共同参画課	0823-25-3476	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
竹原市	地域づくり課	0846-22-7736	
三原市	人権推進課	0848-67-6044	
尾道市	人権男女共同参画課	0848-37-2631	
福山市	多様性社会推進課	084-928-1006	
府中市	総務課	0847-43-7212	
三次市	危機管理課	0824-62-6222	
庄原市	危機管理課	0824-73-1206	
大竹市	自治振興課	0827-59-2145	
東広島市	人権男女共同参画課	082-420-0927	
廿日市市	人権・男女共同推進課	0829-30-9136	
安芸高田市	社会環境課	0826-42-5625	
江田島市	人権推進課	0823-43-1635	
府中町	自治振興課人権推進室	082-286-3165	
海田町	社会福祉課	082-823-9207	
熊野町	生活環境課	082-820-5601	
坂町	民生課	082-820-1505	月～金曜日 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)
安芸太田町	住民課	0826-28-2116	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
北広島町	町民課 人権・生活総合相談センター	050-5812-5020	
大崎上島町	住民課	0846-65-3113	
世羅町	総務課	0847-22-1111	
神石高原町	総務課	0847-89-3330	

各種支援制度 ※窓口の記載がないものは、各市町担当課（P144～の一覧を参照）

①	<p>遺族基礎年金</p> <p>国民年金に加入中の方又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方等が死亡したとき、死亡した方に生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>国民年金の被保険者が死亡したとき、又は国民年金の被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡した日の属する月の前々月までに死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あることなど。</p> <p>死亡した方に生計を維持されていた18歳になった後の最初の3月31日まで、又は1・2級の障害の状態にある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。</p> <p>【窓 口】</p> <p>各市町担当課、年金事務所（P138、139）</p>
②	<p>障害基礎年金</p> <p>国民年金加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合等に一定額を支給します。身体的な障害のみならず精神的な障害も対象となります。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>○ 病気やけがの初診日に国民年金の被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が、以下の要件に該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、国民年金法施行令で定める1，2級の障害の状態にあるとき。 ・初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること等。 <p>○ 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1，2級の障害の状態にあること。</p> <p>【窓 口】</p> <p>各市町担当課、年金事務所（P138、139）</p>
③	<p>高額療養費</p> <p>国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者が、同じ月内に、同じ保険医療機関等で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により支給されます。</p> <p>ただし、保険で認められない治療費等（食事代、差額ベッド代等）は対象外です。</p>
④	<p>特別障害者手当</p> <p>身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。</p>
⑤	<p>身体障害者手帳の交付</p> <p>身体に障害のある方に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請により、手帳を交付しています。</p> <p>手帳の取得により、障害者支援施設への入（通）所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引等のサービスが障害の程度に応じて受けられます。診断書作成料は有料です。</p> <p>【対象要件】</p> <p>視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方</p>

⑥	<p>精神障害者保健福祉手帳の交付</p> <p>精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引等のサービスが障害の程度に応じて受けられます。診断書作成料は有料です。</p> <p>【対象要件】 統合失調症，気分（感情）障害，非定型精神病，てんかん，中毒性精神病，発達障害，器質精神病（認知症や高次脳機能障害など）及びその他の精神疾患により，長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方が対象です。</p>
⑦	<p>障害福祉サービス</p> <p>障害のある方が，自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう，生活サービスに係る給付や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行います。</p>
⑧	<p>自立支援医療費等支給制度</p> <p>自立支援医療費等支給制度は，心身の障害を除去・軽減するための医療について，医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度です。</p> <p>具体的には，精神通院医療（精神疾患があり，通院による精神医療が継続的に必要な方），育成医療（身体上の障害・疾患があり，手術等が必要な18歳未満の児童），更生医療（身体障害者手帳を持っており，障害を除去・軽減するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額が原則として1割になります。ただし，世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担に上限額を設定しています。</p> <p>福祉サービスとしては，介護給付，訓練等給付等があります。また，市町の実情に応じて実施する地域生活支援事業等があります。</p>
⑨	<p>重度心身障害者医療費助成</p> <p>心身に障害のある方が医療保険による診療を受けた場合，その自己負担額の助成を受けることができます。ただし，原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象となる障害の程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳所持者（1級～3級） ○ 療育手帳所持者（マルA，A，マルB） <p>※ 市町によって対象者の一部負担金等が異なります。</p>
⑩	<p>乳幼児医療費助成</p> <p>義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合，その自己負担額の助成を受けることができます。ただし，原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象】 0歳～就学前までの乳幼児</p> <p>※ 市町によって対象年齢や所得制限等が異なります。</p>
⑪	<p>ひとり親家庭等医療費助成</p> <p>ひとり親家庭の父または母及びその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。以下「対象児童」という。）等が医療保険による診療を受けた場合，その自己負担額の助成を受けることができます。ただし，原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象児童を現に扶養している配偶者のない者及びこれに準じると認められる者 ○ 配偶者のない者に扶養されている対象児童 ○ 父母のいない対象児童 <p>※ 市町によって所得制限等が異なります。</p>

⑫	<p>精神障害者医療費助成制度</p> <p>精神障害のある方が医療保険による診療（入院に係る医療を除く）を受けた場合、その自己負担額助成を受けることができます。ただし、原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象となる障害の程度】</p> <p>精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）（ただし、自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者）</p> <p>※市町によって対象者の一部負担金等が異なります。</p>
⑬	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>ひとり親家庭の父及び母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している方 ○ 寡婦（かつて母子家庭の母であった方）
⑭	<p>高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>ひとり親家庭の父または母が、経済的自立に効果的な看護師等の資格を取得するため、1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修行を開始する場合には6月以上）養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間について（上限48月。）毎月一定額を支給します。また、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の要件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること ・ 修業年限1年以上の養成機関で一定課程を修業し、対象資格取得が見込まれるもの ・ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの ・ 過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていないこと <p>【対象資格】</p> <p>看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他</p>
⑮	<p>自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講したひとり親家庭の父または母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の要件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること ・ 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること ・ 原則として、過去に訓練給付金を受給していないこと <p>※市町によって所得制限や一部負担金が異なります。</p>
⑯	<p>母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>ひとり親家庭サポートセンター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>ひとり親家庭の父及び母（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）並びに寡婦。</p>

⑰	母子・父子自立支援プログラム策定等事業 福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。 【対象要件等】 原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外です。
⑱	児童扶養手当 次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（一定の障害がある場合には20歳未満））を監護する母、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に対して手当を支給します。 ただし、所得制限や年金の受給状況等による支給制限があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父又は母が死亡した児童 ・ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童 ・ 父又は母の生死が明らかでない児童 ・ その他（父又は母が1年以上遺棄している児童、父又は母が1年以上拘禁されている児童、父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）
⑲	特別児童扶養手当 身体、知的又は精神に重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を監護、養育している方に対して、手当を支給します。
⑳	障害児福祉手当 身体、知的又は精神に重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給します。
㉑	就学援助制度 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等を就学援助費として支給します（生活保護受給者の場合は、修学旅行費及び学校病医療費のみ支給）。各市町によって、援助内容が異なるため、各市町担当課にご確認ください。 【対象要件等】 市町内に住所を有し、小学校又は中学校等に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方
㉒	幼児教育・保育の無償化 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料が無償化されます。無償化には、対象となる要件や支給上限額がある場合があります。 【対象要件等】 ア 幼稚園、保育所、認定こども園など <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児クラスの子供 ・ 0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子供 ・ 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の満3歳児クラスの子供 イ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育 保育の必要性があると認定を受けた子供（満3歳児クラスについては、市町村民税非課税世帯に限る。） ウ 認可外保育施設など 保育の必要性があると認定を受け、保育所などを利用していない子供（0～2歳児クラスについては、市町村民税非課税世帯に限る。）

⑳	<p>一時預かり事業</p> <p>保護者の疾病や事故等の様々な事情により、家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、昼間、保育所その他の場所で一時的に預かります。原則として利用料が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の事情等により、家庭内において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により緊急一時的に家庭での保育が困難になる場合 ・ 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等、私的理由により一時的に保育が必要となる場合 ・ その他保育所が認める保護者の私的理由による場合・ 保護者の短時間の労働、就労により断続的に家庭での保育が困難になる場合
㉑	<p>児童短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により、家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。利用料が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の事由に該当する家庭の児童、母子等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の保護者の疾病 ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由 ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 ・ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ・ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合
㉒	<p>児童夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。利用料が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童</p>
㉓	<p>無料法律相談</p> <p>日常生活における法律問題について、気軽に相談できるよう、弁護士や司法書士などの法律相談を無料で行っています。</p>
㉔	<p>住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限</p> <p>配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、市区町に対して以下の支援措置の実施を申し出ること等により、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。</p> <p>→P37 参照</p>

(3) 広島県警察

被害の届出を最初に受けることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再犯防止等の面で犯罪被害者等と最も密接にかかわり、犯罪被害者等を保護する役割を担っています。

被害者支援員制度	
	<p>殺人、傷害、強制性交等の身体犯やひき逃げ事件、交通死亡事故等、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したとき、あらかじめ指定された警察職員（被害者支援員）が、犯罪被害者の病院の受診や実況見分時の付添い、自宅等への送迎、心配事や要望事項の聞き取りなど犯罪被害者等を支援する活動を行っています。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族 ○ ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者又はその遺族 <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
被害者の手引の作成・配布	
	<p>刑事手続の概要、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口について記載したパンフレット「被害者の手引（犯罪の被害にあわれた方へ）」を作成・配布しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
被害者連絡制度	
	<p>刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
警察官による被害者訪問・連絡活動	
	<p>犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づきパトロールや訪問・連絡活動を実施しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
カウンセリング	
	<p>事件・事故により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、公認心理師及び臨床心理士の資格を有する被害者支援カウンセラーを配置して、カウンセリングを実施しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）</p>

犯罪被害給付制度	
	<p>通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、経済的打撃の緩和を図ります。</p> <p>給付金には、次の3種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遺族給付金」：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給 ・「重傷病給付金」：重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給 ・「障害給付金」：障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給 <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族 ○ 重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病）を負った犯罪被害者本人 ○ 障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人 <p>※ ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合や事案の概要によっては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）</p>
診断書等の公費支出	
	<p>事件捜査上必要がある場合には、診断書料等医療機関の診断に係る費用の一部を一定の条件のもとで公費により負担しています。</p> <p>【対象要件等】 性犯罪の被害者、負傷程度が概ね全治一か月以上の身体犯の被害者</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）、</p>
再被害防止	
	<p>犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、緊急通報装置等の貸出や防犯指導等を実施しています。</p> <p>【対象要件等】 再被害を受けるおそれが大きく、再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
性犯罪被害者への支援	
	<p>本人の希望に応じた性別の警察官による事情聴取、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、初診料、診断書料等の経費の一部負担、交番における女性被害相談所の設置等を行っています。</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>

犯罪被害少年への支援	
	<p>被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言指導やカウンセリングによる支援等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部少年対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69） 少年サポートセンターひろしま 082-242-5110 午前9時～午後6時（土日祝，年末年始を除く） 少年サポートセンターふくやま 084-925-7011 午前10時～午後6時（土日祝，年末年始を除く）</p>
児童虐待への対応	
	<p>こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関との連携と役割分担の下で、虐待被害児童の早期発見保護に当たったり、専門職員による虐待被害児童の心理に配慮した聞き取り調査や保護者からの相談を受理し助言指導を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部少年対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
暴力団犯罪の被害者への支援	
	<p>暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用等の必要な支援を行っています。</p> <p>また、暴力団により危害を加えられるおそれがある場合に、緊急通報装置の貸出、一時避難場所の確保等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
交通事故被害者への支援	
	<p>交通事故被害者等からの相談に応じて、被害者支援・救済制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部交通部交通指導課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
配偶者からの暴力事案に対する対応	
	<p>被害者が裁判所に保護命令の申し立てをした際、裁判所からの請求により書面を提出したり、被害者への防犯指導等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
ストーカー事案に対する対応	
	<p>つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政措置、ストーカー行為に対する事件対応のほか、被害者が自ら被害を防止するための措置を教示するなどの援助措置等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>

司法解剖に関する経費の公費負担	
	<p>司法解剖が行われた場合、遺体検案書料及び遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を一定の条件の下、一部公費で負担しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110 (代) 又は 各警察署 (P69)</p>
ハウスクリーニング費用の公費負担	
	<p>自宅が殺人事件等の現場になり、清掃業者に自宅の清掃を依頼した場合、掛かった費用について一部補助が出る場合があります。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110(代)</p>
カウンセリング費用の公費負担	
	<p>精神科医又は部外の臨床心理士によるカウンセリング費用の一部を一定の条件の下、公費負担できる場合があります。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110(代)</p>

各種相談窓口

名 称 等	電 話 番 号
警察安全相談電話 (犯罪・防犯など警察で対応できる問題についての相談)	082-228-9110 ※ プッシュ回線は、局番なしの #(シャープ)9110
性犯罪相談電話 (性犯罪被害に関する相談) 全国共通の短縮ダイヤル「ハートさん」	082-222-1989 #8103
鉄道警察隊 ちかん被害相談所 (鉄道でのちかん被害相談)	082-263-0300
暴力団離脱者更生相談電話	082-222-1818
ヤングテレホン広島 (少年についての悩み相談)	082-228-3993
悪質商法相談電話 (悪質商法やヤミ金融に関する相談)	082-221-4194
覚せい剤相談電話 (覚せい剤に関する情報提供及び相談)	082-227-4989
サイバー110番 (サイバー犯罪に関する相談)	082-212-3110

※ 月～金曜日の8:30～17:15

(祝休日、12月29日～1月3日及び上記以外の時間は担当者以外が対応する場合があります。)

〈警察署一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島中央警察署	〒730-0011 広島市中区基町 9-48	082-224-0110
広島東警察署	〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-4-22	082-506-0110
広島西警察署	〒733-0833 広島市西区商工センター4-1-3	082-279-0110
広島南警察署	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-34	082-255-0110
安佐南警察署	〒731-0113 広島市安佐南区西原 9-3-20	082-874-0110
安佐北警察署	〒731-0221 広島市安佐北区可部 4-14-13	082-812-0110
佐伯警察署	〒731-5156 広島市佐伯区倉重 1-26-1	082-922-0110
海田警察署	〒736-0051 安芸郡海田町つくも町 1-45	082-820-0110
廿日市警察署	〒738-0015 廿日市市本町 1-10	0829-31-0110
大竹警察署	〒739-0613 大竹市本町 1-8-10	0827-53-0110
山県警察署	〒731-3501 山県郡安芸太田町大字加計 3760-1	0826-22-0110
呉警察署	〒737-0811 呉市西中央 2-2-4	0823-29-0110
広島警察署	〒737-0141 呉市広大新開 1-5-6	0823-75-0110
江田島警察署	〒737-2122 江田島市江田島町中央 4-13-1	0823-42-0110
東広島警察署	〒739-0014 東広島市西条昭和町 4-11	082-422-0110
竹原警察署	〒725-0026 竹原市中央 1-1-13	0846-22-0110
福山東警察署	〒720-8531 福山市三吉町南 2-5-31	084-927-0110
福山西警察署	〒729-0112 福山市神村町 3106-1	084-933-0110
福山北警察署	〒720-2107 福山市神辺町大字新道上字 3-14	084-962-0110
尾道警察署	〒722-0014 尾道市新浜 1-7-34	0848-22-0110
三原警察署	〒723-0052 三原市皆実 3-2-6	0848-67-0110
府中警察署	〒726-0002 府中市鶴飼町 542-3	0847-46-0110
三次警察署	〒728-0012 三次市十日市中 2-6-6	0824-64-0110
庄原警察署	〒727-0012 庄原市中本町 1-3-8	0824-72-0110
安芸高田警察署	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1204-2	0826-47-0110
世羅警察署	〒722-1121 世羅郡世羅町大字西上原 427-1	0847-22-0110

■ 広島県警察本部 警務部 警察安全相談課 被害者支援室

〒730-8507 広島市中区基町 9-42 電話 082-228-0110 (代)

広島県警察ホームページ (犯罪被害相談)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/>

(4) 第六管区海上保安本部

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

※対象要件は

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

被害者連絡制度	
	事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。
犯罪被害者等支援制度	
	各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明等を行います。
解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度	
	司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費で負担しています。 【対象要件】 海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族
その他の支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等の安全確保 犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動等の状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者等に当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。 ○ 女性被害者への配慮 性犯罪等に係る女性被害者の捜査過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っています。

〈第六管区海上保安本部 犯罪被害者等支援窓口〉

海上保安部署等	住 所	電 話
第六管区海上保安本部 総務課	〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-251-5111(代) 内線 2121
広島海上保安部管理課	〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-253-3112
呉海上保安部管理課	〒737-0029 呉市宝町 9-25	0823-21-0123
尾道海上保安部管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13	0848-22-2108
福山海上保安署	〒721-0962 福山市東手城町 2-18-3	084-943-5950

■ 第六管区海上保安本部

〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17

電話 082-251-5111 (代) FAX 082-251-5224

ホームページ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/>

※ リーフレット「犯罪被害者等への支援について」(海上保安庁)を作成しています。

ホームページはこちらをご覧ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihighai/shien.html>

(5) 法テラス広島 (日本司法支援センター広島地方事務所)

平成 18 年 4 月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。

法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、

- 刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供
- 犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内
- 事案により犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

を行っています。

法テラス・サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※ 料金は、無料です。

【窓 口】

電話 0120-079714 (「なくことないよ」)

利用時間 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

※ 祝休日と年末年始(12月29日から1月3日まで)は休業日

※ IP 電話からは、03-6745-5601

※ 金銭の貸し借りや相続等、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル(0570-078374「おなやみなし」)も設け、情報提供しています。

国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人から国選被害者参加弁護士の選定請求を受け、その意見を聴いた上で、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。

【対象要件】

- 被害者参加制度対象事件により被害を受けた被害者やその直系親族等で、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- 資力(現金・預金等)に関する基準額(200万円未満)に該当すること(6か月以内に犯罪行為を原因として治療費等の費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。)

民事法律扶助業務	
	<p>民事裁判等手続に関する援助として対象要件を満たす場合は、無料で法律相談を行い、必要に応じて審査を経て、弁護士費用等の立替えを行います。</p> <p>※ 費用は、原則として毎月分割で償還（返済）していただきます（無利息）。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収入等が一定額以下であること ○ 勝訴の見込みがないとはいえないこと (法律相談については、この要件は不要です) ○ 民事法律扶助の趣旨に適すること <p>【窓 口】</p> <p>電話 0570-078352 (ナビダイヤル) 0503383-5483 (I P 電話)</p> <p>面接(相談)日時 火・木曜日 13:30～16:50</p> <p>※ 事前予約が必要 相談日の前の週の月曜日(休日の場合は翌平日)より先着順で予約受付</p> <p>※ 火曜日・木曜日が祝休日の場合、相談はありません</p>
日弁連委託援助業務	
	<p>告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応等、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。</p> <p>※ 申込みは、法テラスと契約締結した弁護士を通じて行う必要があります。 また、要した費用について、負担をしていただく場合があります。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力(DV)、ストーカー等の被害を受けた方やその家族 ○ 収入等の要件に該当すること ○ 弁護士に依頼する必要性・相当性があること
DV等被害者法律相談援助業務	
	<p>特定侵害行為(DV、ストーカー、児童虐待)を現に受けている疑いがあると認められる方に、被害防止に関して必要な法律相談を実施する業務を行います。</p> <p>※ 資産基準を超える場合、相談料5,500円の負担あり。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定侵害行為を現に受けている疑いがあること ○ 特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談であること ○ DV等被害者法律相談援助業務の趣旨に反しないこと

■ 法テラス広島（日本司法支援センター広島地方事務所）

〒730-0013 広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1階

電話 0570-078352(ナビダイヤル) 0503383-5485 (I P 電話)

ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/hiroshima/>

(法テラス) <https://www.houterasu.or.jp/>

□ コールセンター（犯罪被害者支援ダイヤル） 0120-079714 「なくことないよ」

(6) 公益社団法人 広島被害者支援センター

(民間被害者支援団体, 全国被害者支援ネットワーク加盟団体)

犯罪被害者等に対して様々な支援を行っており、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性等についての広報啓発活動も行っています。

また、平成19年12月に、広島県公安委員会から、犯罪被害者支援を適正かつ確実に行うことのできる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

電話相談・面接相談	
	<p>相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談対応を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の支援機関の情報提供・紹介を行います。</p> <p>面接相談（予約制）は、まずは電話相談をしていただき、希望される場合は、弁護士や臨床心理士等の専門家が対応します。</p> <p>【窓 口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話 082-544-1110 受付時間 月～土曜日, 9:00～17:00 ※ 祝祭日, 8月13日～16日, 12月28日～1月4日を除く。 ○ 地区相談室 相談員による面接相談（予約制）を行います。 ※ 申し込み, 問い合わせは, 公益社団法人広島被害者支援センター（電話 082-544-1110） ・ 東部地区相談室 相談日 : 原則毎月第2火曜日 13:00～16:00 場 所 : 福山市役所本庁舎1階市民相談室（福山市東桜町3-5） ・ 南部地区相談室 相談日 : 原則毎月第2金曜日 13:00～16:00 場 所 : 呉市役所1階人権センター相談室（呉市西中央四丁目1-6）
直接的支援	
	<p>自宅訪問, 警察署・病院・検察庁・裁判所への付添いや日常生活の支援等を必要に応じて行っています。</p>
自助（被害者）グループへの支援	
	<p>同じような被害に遭われた方同士の交流場所の提供や活動の支援を行っています。</p>

■ **公益社団法人 広島被害者支援センター**

〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5階

電話 082-245-6667 FAX 082-245-6668

ホームページ <http://www13.plala.or.jp/vach2-13/>

2 司法関連

(再掲) (5) 法テラス広島.....	74
(7) 広島地方裁判所・広島簡易裁判所	74
(8) 広島家庭裁判所.....	78
(9) 広島地方検察庁.....	80
(10) 検察審査会.....	84
(11) 広島弁護士会.....	85
(12) 広島司法書士会.....	86

(再掲) (5) 法テラス広島 (日本司法支援センター広島地方事務所)

P71, 72 参照

(7) 広島地方裁判所・広島簡易裁判所

犯罪を犯した疑いのある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。刑事裁判では、①～⑧のとおり、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

また、民事裁判では、⑨の制度が設けられています。

① 裁判の優先的傍聴
<p>傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を審理している裁判所</p>
② 事件記録の閲覧・コピー
<p>原則として、第1回公判期日後、事件の終局までの間、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を審理している裁判所</p>

③	<p>意見陳述</p> <p>あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情や意見を述べることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を取り扱った検察庁</p>
④	<p>刑事裁判で証言する場合の不安等緩和措置</p> <p>事案によっては、被害者等の証人が法廷で証言する際、家族、心理カウンセラー、民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員など相当と認められる者に付き添ってもらったり、証人と被告人や傍聴席との間について立てを置くこと（遮へい措置）、法廷とテレビ回線で結ばれた別室や別の裁判所からテレビモニターを通して証言することができます。</p> <p>【申出先】</p> <p>検察官または事件を審理している裁判所</p>
⑤	<p>被害者に関する情報の保護</p> <p>性犯罪等の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないことができます。この場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を取り扱った検察庁</p>
⑥	<p>刑事裁判への参加（被害者参加制度）</p> <p>あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。</p> <p>また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP71参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。なお、公判期日に出席した場合、旅費、日当、宿泊費が請求できます。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者 ・ 被害者の法定代理人（親権者等） ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>参加の希望については、事件を取り扱った検察庁</p> <p>国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）旅費日当等を請求する場合は、事件を審理している裁判所</p>

⑦	<p>損害賠償命令制度</p> <p>刑事事件を担当している地方裁判所に対し、審理の終局までに被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。</p> <p>※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>殺人、傷害等の一定の刑事事件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の一般承継人（相続人等） <p>ただし、平成 20 年 12 月 1 日時点で係属していた事件及び同日以降に起訴された事件</p> <p>【申出先】</p> <p>事件を審理している地方裁判所</p>
⑧	<p>刑事和解</p> <p>被告人との間で、事件に関する損害賠償等の民事上の争いについて次弾（若い）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、審理の終局までに示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。</p> <p>※ 申立手数料として、収入印紙 2,000 円が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>事件を審理している裁判所（控訴裁判所を含む）</p> <p>※ ただし、起訴される前の段階の事件や不起訴処分により心神喪失者等医療観察法上の申立てのあった事件については、上記のような対応はできませんのでご注意ください。</p>
⑨	<p>民事裁判における不安等緩和措置</p> <p>民事裁判においても、被害者が原告となって加害者に対して損害賠償請求の裁判をする場合などでは、④と同様に証拠調べ手続きにおいて、付添いや遮へい措置をとることのほか、法廷とテレビ回線で結ばれた別室や別の裁判所からテレビモニターを通して陳述することができます。</p> <p>【申出先】</p> <p>事件を審理している裁判所</p>
⑩	<p>事件記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）</p> <p>被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があって、相当と認められるときには、被害を受けた件と同種の犯罪行為で起訴された被告人の刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます。</p> <p>なお、起訴された事件の被害者やご遺族の方々は、原則として、刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます（P74 参照）。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴された事件の同種余罪の被害者 ○ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者等） ○ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ○ これらの方々から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】</p> <p>起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁</p>

〈裁判所一覧（地方裁判所，簡易裁判所）〉

名 称	住 所	電話番号
広島地方裁判所 広島簡易裁判所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43	082-228-0421
広島地方裁判所呉支部 呉簡易裁判所	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46	0823-21-4991
広島地方裁判所尾道支部 尾道簡易裁判所	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4	0848-22-5285
広島地方裁判所福山支部 福山簡易裁判所	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1	084-923-2890
広島地方裁判所三次支部 三次簡易裁判所	〒728-0021 三次市三次町 1725-1	0824-63-5141
東広島簡易裁判所	〒739-0012 東広島市西条朝日町 5-23	082-422-2279
可部簡易裁判所	〒731-0221 広島市安佐北区可部 4-12-24	082-812-2205
大竹簡易裁判所	〒739-0614 大竹市白石 1-7-6	0827-52-2309
竹原簡易裁判所	〒725-0021 竹原市竹原町 3553	0846-22-2059
府中簡易裁判所	〒726-0002 府中市鶴飼町 542-13	0847-45-3268
庄原簡易裁判所	〒727-0013 庄原市西本町 1-19-8	0824-72-0217

■ 広島地方裁判所・広島簡易裁判所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43 電話 082-228-0421

ホームページ <https://www.courts.go.jp/hiroshima/index.html>

※ 裁判所一覧は，P. 71 参照 検察庁一覧は，P. 78 参照

(参考) ホームページ (裁判所における犯罪被害者保護施策)

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/index.html>

※ 裁判所作成のパンフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」
を掲載しています。

(8) 広島家庭裁判所

非行少年，つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等について，調査，審判を行います。少年審判手続では，少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。

事件記録の閲覧・コピー	
	<p>裁判所の許可により，少年事件記録の閲覧，コピーをすることができます。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として，収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所または審理した裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 審判手続が開始された後，少年の処分が確定してから3年以内</p>
意見陳述	
	<p>少年事件において，裁判所の許可により，家庭裁判所に対して，被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後，少年の処分が決まるまで</p>
審判結果の通知	
	<p>少年事件において，裁判所の許可により，少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所または審理した裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後，少年の処分が確定してから3年以内</p>

審判状況の説明	
	<p>少年事件において、裁判所の許可により、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所または審理した裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後、少年の処分が確定してから3年以内</p>
審判傍聴	
	<p>少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。</p> <p>【対象要件等】 少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死等）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者が亡くなった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ○ 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者 ・ 被害者の法定代理人（親権者等） ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を審理している裁判所</p> <p>【申出ができる期間】 事件が家庭裁判所に送られた後、なるべく早めに</p>

〈裁判所一覧（家庭裁判所）〉

名 称	住 所	電話番号
広島家庭裁判所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 1-6	082-228-0494
広島家庭裁判所呉支部	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46	0823-21-4992
広島家庭裁判所尾道支部	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4	0848-22-5286
広島家庭裁判所福山支部	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1	084-923-2806
広島家庭裁判所三次支部	〒728-0021 三次市三次町 1725-1	0824-63-5169

- 広島家庭裁判所
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 1-6 電話 082-228-0494
ホームページ <https://www.courts.go.jp/hiroshima/>
- ※ 裁判所一覧は、上記参照
(参考) ホームページ (裁判所による犯罪被害者保護施策)
<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

(9) 広島地方検察庁

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。

犯罪被害者等への支援としては、様々な相談に応じたり、事件に関する情報を提供しています。

被害者支援員による支援	
	<p>犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。</p> <p>【窓口】 広島地方検察庁被害者ホットライン 本庁：電話/FAX 082-221-2467 ※ 各地方検察庁が設置している被害者ホットライン連絡先は、検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」または検察庁ホームページでご確認ください。</p>
被害者等通知制度	
	<p>刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所時期などの情報をお知らせします。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の親族又はそれに準ずる者 (親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方等です。) ○ 目撃者その他の参考人等 (一部の通知を除く。) <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知	
	<p>被害者等通知制度とは別に、被害者の方が再び被害に遭わないようにするために必要がある場合に、加害者の釈放予定等を通知します。</p> <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
確定記録の閲覧	
	<p>刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。</p> <p>なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。</p> <p>※ 閲覧手数料として、収入印紙150円が必要です。</p> <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁 (確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁)</p>

不起訴記録の閲覧	
	<p>不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(P75「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等については、「事件の内容を知ること。」等を目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。</p> <p>また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。</p> <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
意見陳述(再掲 P75)	
	<p>あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人(親権者等) ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子等)、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
刑事裁判で証言する場合の不安等緩和措置(再掲 P75)	
	<p>事案によっては法廷で証言する際、家族、心理カウンセラー及び民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員など相当と認められる者に付き添ってもらうことや、被害者等の証人と被告人や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室からビデオリンクを通じて証言することができます。</p> <p>【申出先】 検察官または事件を審理している裁判所</p>
刑事裁判への参加(被害者参加制度)(再掲 P75)	
	<p>あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。</p> <p>なお、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合(要件については、P75 参照)は、国が報酬等を負担する弁護士(国選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。</p> <p>また、被害者参加人として公判期日等に出席した場合には、日本司法支援センター(法テラス)に対し、旅費及び日当等の支払を求めることができます。希望する方は、公判期日等に出席したときに、裁判所に「被害者参加旅費等請求書」を提出してください。</p> <p>【対象要件等】 殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者 ・ 被害者の法定代理人(親権者等) ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子等)、兄弟姉妹 <p>【申出先】 参加の希望については、事件を取り扱った検察庁 国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター(法テラス)へ(法テラス広島：電話 0503383-5485(詳細については、P71, 72 参照))。 旅費日当等を請求する場合は、事件を審理している裁判所</p>

被害者に関する情報の保護（再掲 P75）	
	<p>性犯罪等の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないようにすることができます。この場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】 事件を取り扱った検察庁</p>
被害回復給付金支給制度	
	<p>財産犯等の犯罪行為が組織的に行われた場合や、犯罪行為により加害者が得た財産（犯罪被害財産）が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合などにおいて、その犯罪被害財産を加害者からはく奪した場合は、それを金銭化してその事件により被害を受けた方等に、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。</p> <p>【対象要件等】 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者、被害者の相続人等</p> <p>【申出先】 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁</p>
事件記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）（再掲 P74）	
	<p>被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があって、相当と認められるときには、被害を受けた件と同種の犯罪行為で起訴された被告人の刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます。</p> <p>なお、起訴された事件の被害者やご遺族の方々は、原則として、刑事事件記録の閲覧、コピーをすることができます（P74 参照）。</p> <p>※ 閲覧・コピーの手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴された事件の同種余罪の被害者 ○ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者等） ○ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ○ これらの方々から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁</p>

〈検察庁一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島高等検察庁	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎	082-221-2451
広島地方検察庁・ 広島区検察庁・東広島区検察庁・ 可部区検察庁・大竹区検察庁	〒730-8539 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎	082-221-2453
広島地方検察庁呉支部・ 呉区検察庁・竹原区検察庁	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎	0823-22-3151
広島地方検察庁尾道支部・ 尾道区検察庁	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-2	0848-23-3529
広島地方検察庁福山支部・ 福山区検察庁・府中区検察庁	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-2 福山法務合同庁舎	084-923-1331
広島地方検察庁三次支部・ 三次区検察庁・庄原区検察庁	〒728-0021 三次市三次町 1777-3	0824-62-2317

■ 広島地方検察庁

〒730-8539 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 電話 082-221-2453

ホームページ <https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/hiroshima/>

(参考) 検察庁ホームページ <https://www.kensatsu.go.jp/>

検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」

https://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1.html

(10) 検察審査会

18歳以上で選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官の不起訴処分（被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけなかったこと）の当否を審査しています。

審査の申立て

犯罪被害者やその遺族、犯罪を告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分について不服がある場合に、申立てを行うことができます。申立てを受けた検察審査会は、検察庁から取り寄せた事件の記録等を調べ、国民の視点で審査を行います。

審査の結果、更に詳しく捜査すべきである（不起訴不当）や起訴をすべきである（起訴相当）の議決があった場合、検察官は、事件を再検討します。

※ 審査の申立てや相談には費用はかかりません。

【対象要件等】

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者等）
- 被害者が亡くなっている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹

【申出先】

事件を取り扱った検察庁に対応する検察審査会

名 称	住 所	電話番号
広島第一検察審査会 広島第二検察審査会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-43 (広島地方裁判所庁舎内)	082-228-0439
呉検察審査会	〒737-0811 呉市西中央 4-1-46 (広島地方裁判所呉支部庁舎内)	0823-21-4991
尾道検察審査会	〒722-0014 尾道市新浜 1-12-4 (広島地方裁判所尾道支部庁舎内)	0848-22-5285
福山検察審査会	〒720-0031 福山市三吉町 1-7-1 (広島地方裁判所福山支部庁舎内)	084-923-2890
三次検察審査会	〒728-0021 三次市三次町 1725-1 (広島地方裁判所三次支部庁舎内)	0824-63-5141

※ 裁判所ホームページ（検察審査会） <https://www.courts.go.jp/links/kensin/>

(11) 広島弁護士会

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

犯罪被害者電話相談	
	<p>性犯罪，人身犯罪（殺人・傷害等）等の犯罪被害者やその家族等のための専門の法律相談電話を設け，被害回復のために採りうる法的手段の説明等を行います。</p> <p>【窓 口】 無料相談電話 080-4268-1141 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始・GW・お盆前後を除く） 15:00～18:00</p>
子ども電話相談	
	<p>子どもに関する悩みごとについて弁護士が相談を受け，法律家の立場から助言します。質問内容は法律問題に限らず，子ども自身の悩みごと，子どもに関する親の悩みごとであれば相談できます。</p> <p>【窓 口】 子ども電話相談 090-5262-0874 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始・GW・お盆を除く）16:00～19:00</p>
法律相談センター	
	<p>県内5箇所の法律相談センターで，弁護士による法律相談を行います。</p> <p>相談内容は，示談交渉，民事裁判の提起，告訴手続等，捜査機関・司法機関（検察官から犯罪被害者への説明や裁判傍聴の同行等）・マスコミ等への対応，捜査機関及び司法機関からの情報収集等，様々です。</p> <p>相談料は，「30分以内5,000円（税別）」あるいは「40分以内6,000円（税別）」程度です。広島北部巡回法律相談センターは「無料」です。</p> <p>なお，窓口によっては法テラスの制度による民事法律扶助相談（無料）が受けられます。御利用には条件がありますのでお問い合わせください。</p>

【窓 口】

名 称	住 所	予約電話	予約受付時間
紙屋町法律 相談センター	広島市中区基町 6-27 (そごうデパート新館 6階)	082-225-1600	9:30～16:00
法律相談 センター福山	福山市三吉町 1-6-1 (広島弁護士会福山地区会館)	084-973-5900	9:30～15:00 (土・日・祝日を除く)
呉法律相談センター	呉市中央 2-1-29 (広島弁護士会呉地区会館)	0120-969-214	9:30～16:00
ひがし広島法律 相談センター	東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 2階 (東広島市民文化センター研修室 3)	082-421-0021	9:30～16:00
広島北部巡回 法律相談センター	相談は三次・庄原を巡回して行います。 詳しい場所は予約電話の際にご案内します。	0120-969-214	9:30～16:00

※ 相談を受けるには，あらかじめ電話予約が必要です。

■ **広島弁護士会**

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会館

電話 082-228-0230 FAX 082-228-0418

ホームページ <https://www.hiroben.or.jp/>

(12) 広島司法書士会

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。

司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成及び成年後見・未成年後見関係業務を手がけています。

総合相談センター

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。

請求内容が140万円以下のものであれば、被害者の代理人として加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※ 相談センターでの相談については無料

【窓 口】

名 称	住 所	電 話	受 付 時 間
総合相談センター	広島市中区上八丁堀 6-69 広島司法書士会館 1階	082-511-7196	月～金 12:00～15:00
福山総合 相談センター	福山市若松町 7-7 尾崎ビル 1階	084-926-4654	月・水・金 13:00～15:00 火・木 17:00～19:00 土 10:00～12:00
北部総合 相談センター	三次市十日市西 6-10-45 みよしまちづくりセンター内	0824-63-2217 (面談予約専用)	月～金 9:00～17:00
江田島総合 相談センター	江田島市能美町鹿川2011-2 江田島市農村環境改善センター 内	082-224-1313 (面談予約専用)	月～金 9:00～17:00

※ いずれも、祝日及び年末年始、お盆は休み

■ 広島司法書士会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-69

電話 082-221-5345 FAX 082-223-4382

ホームページ <https://www.shiho-hiro.jp>

3 刑事施設・保護観察所等

(13) 矯正管区.....	87
(14) 刑事施設.....	88
(15) 少年鑑別所.....	88
(16) 少年院.....	89
(17) 地方更生保護委員会.....	90
(18) 保護観察所.....	91

(13) 矯正管区

法務省矯正局の地方支分部局として全国8箇所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適正な管理運営を図るための指導監督を行っています。

被害者等通知制度	
	少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明などを行っています。 【対象要件等】 ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹
加害者との外部交通に関する相談	
	犯罪被害者等からの、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

■ 広島矯正管区

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館

電話 082-223-8161

(参考)法務省ホームページ (全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧)

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-01.html

(14) 刑事施設

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図るための処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

犯罪被害者等からの、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

■ 広島刑務所

〒730-8651 広島市中区吉島町 13-114 電話 082-241-8601

(参考)法務省ホームページ (全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧)

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-03.html

(15) 少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと、を業務とする法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

【対象要件等】

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者等）
- 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹

■ 広島少年鑑別所

〒730-0823 広島市中区吉島西 3-15-8

電話 082-244-3388 FAX 082-504-4063

(参考)法務省ホームページ (全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧)

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-05.html

(16) 少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、特性に応じた適切な矯正教育及び健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地，教育予定期間，個人別教育目標，出院年月日等を通知しています。

【対象要件等】

- 被害者
- 被害者の法定代理人（親権者等）
- 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹

【申出先】

少年鑑別所

※ 申出先は少年院ではなく，少年鑑別所になります。

（少年鑑別所（P88 参照））

■ 広島少年院

〒739-0151 東広島市八本松町原 11174-31 電話 082-429-0821

■ 貴船原少女苑

〒739-0151 東広島市八本松町原 6088 電話 082-429-3001

（参考）法務省ホームページ（全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧）

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html

(17) 地方更生保護委員会

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8箇所を設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度	
	<p>刑務所等からの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者が仮釈放等審理中であること ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所</p>
被害者等通知制度	
	<p>刑務所、少年院等に収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>ア 刑務所等に収容され、仮釈放審理を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の親族又はそれに準ずる者 (親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方等です。) ③ ①又は②の弁護士である代理人 <p>イ 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の法定代理人（親権者等） ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）、兄弟姉妹 ④ ①、②又は③から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アについては、事件を取り扱った検察庁（P83の一覧を参照） ○ イについては、少年鑑別所（P88参照）
お問い合わせ	
	<p>【窓口】</p> <p>中国地方更生保護委員会 被害者専用電話 082-224-0920 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00</p>

■ 中国地方更生保護委員会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 4階

電話 082-224-0920 FAX 082-502-0095

ホームページ https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_chugoku_chugoku.html

(18) 保護観察所

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国 50 箇所を設置され、保護観察や精神保健観察等を行う法務省所管の機関です。

保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などを行うとともに、犯罪被害者等の心情等を伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等伝達制度	
	<p>被害に関する心情，犯罪被害者等の置かれている状況，保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き，これを保護観察中の加害者に伝えます。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加害者が保護観察中であること ○ 被害者 ○ 被害者の法定代理人（親権者等） ○ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 <p>【申出先】</p> <p>加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所</p>
被害者等通知制度	
	<p>犯罪被害者等に対し，保護観察中の加害者の処遇状況等に関する事項について，通知を行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>ア 加害者が刑事処分になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の親族又はそれに準ずる者（親族に準ずる者とは，内縁関係にある方，婚約者の方等です。） ③ ①又は②の弁護士である代理人 <p>イ 加害者が保護処分になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害者 ② 被害者の法定代理人（親権者等） ③ 被害者が亡くなっていたり，重い病気やけがをされている場合は，その配偶者，直系親族（被害を受けた方の親や子等），兄弟姉妹 ④ ①，②又は③から委託を受けた弁護士 <p>【申出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アについては，事件を取り扱った検察庁（P83 の一覧を参照） ○ イのうち，少年院送致処分の場合は少年鑑別所（P88 参照），保護観察処分の場合は保護観察所
相談・支援	
	<p>犯罪被害者等の相談に応じ，悩み等を聴いたり，各種制度の説明やその利用の支援，関係機関の紹介等を行います。</p> <p>【窓 口】</p> <p>広島保護観察所 被害者専用電話 082-221-4489</p> <p>受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00</p>

■ 広島保護観察所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 3階

電話 082-221-4495 FAX 082-502-0201

ホームページ http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_hiroshima_hiroshima.html

4 人権・外国人対応

(19) 法務局・地方法務局	92
(20) 公益財団法人ひろしま国際センター	94
(21) 外国人在留総合インフォメーションセンター	94

(19) 法務局・地方法務局

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所	
	<p>全国共通ナビダイヤルで人権相談に応じています。 電話はおかけになった場所の最寄りの法務局につながります。</p> <p>【窓 口】 電話 0570-003-110 受付時間 平日（月～金曜日，年末年始を除く） 8:30～17:15 ※ PHS，一部の IP 電話等からは御利用できない場合があります。 その場合は，P93 の「法務局・支局一覧（常設人権相談所）」の電話番号におかけください。</p>
特設人権相談所	
	<p>市町役場，公民館等の公共施設，デパート，社会福祉施設等において随時開設し，様々な人権相談に応じています。</p> <p>【窓 口】 法務局又はその支局（P93～の一覧を参照）</p>
子どもの人権 110 番	
	<p>全国共通のフリーダイヤルで，子どもからの人権相談に応じています。</p> <p>【窓 口】 電話 0120-007-110 受付時間 平日（月～金曜日，年末年始を除く） 8:30～17:15</p>
女性の人権ホットライン	
	<p>全国共通のナビダイヤルで，女性からの人権相談に応じています。</p> <p>【窓 口】 電話 0570-070-810 受付時間 平日（月～金曜日，年末年始を除く） 8:30～17:15</p>
外国人のための人権相談	
	<p>全国共通のナビダイヤルで，日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。 対応言語：英語，中国語，韓国語，フィリピン語，ポルトガル語，ベトナム語，ネパール語，スペイン語，インドネシア語及びタイ語</p> <p>【窓 口】 電話 0570-090-911 受付時間 平日（月～金曜日，年末年始を除く） 9:00～17:00</p>

インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口（SOS-eメール）を開設し、24時間365日相談を受け付けています。

【窓 口】

○パソコン、携帯電話、スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>



〈法務局・支局一覧（常設人権相談所）〉

名 称	住 所	電話番号
広島法務局	〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館 4階	082-228-5792
広島法務局廿日市支局	〒738-0024 廿日市市新宮 1-15-40 廿日市地方合同庁舎	0829-31-2164
広島法務局東広島支局	〒739-0012 東広島市西条朝日町 9-11 東広島法務総合庁舎	082-423-7707
広島法務局呉支局	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎	0823-21-9288
広島法務局尾道支局	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎	0848-23-2883
広島法務局福山支局	〒720-8513 福山市三吉町 1-7-2 福山法務合同庁舎	084-923-0100
広島法務局三次支局	〒728-0021 三次市三次町 1074	0824-62-5070

■ 広島法務局人権擁護部

〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館 4階

電話 082-228-5792 FAX 082-228-8087

ホームページ https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/category_00009.html

（広島法務局：<https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/index.html>）

(20) 公益財団法人 ひろしま国際センター

広島県内の民間企業と行政が共同で設立した公益法人で、広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、新しい地域社会の形成と世界の平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与することを目的として、様々な取組みを行っています。

相談受付

在留資格（ビザ）や社会保険・労働問題、法律・人権問題についての相談を、面談や電話により 10 か国語（英語、韓国語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、ネパール語）で行っています。

【窓口】

外国人相談窓口

受付時間 毎週木曜日・土曜日

10:00～12:00 13:00～16:00（年末年始、祝日は休み）

毎月第4木曜日は 14:00～19:00

第4木曜日を除く 12:00～13:00 も前日までの予約により、相談を受付

電話 0120-783-806

E-mail : hic@hiroshima-ic.or.jp

■ 公益財団法人 ひろしま国際センター交流部

〒730-0037 広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ 6階

電話 082-541-3777 FAX 082-243-2001

ホームページ <http://hiroshima-ic.or.jp>

(21) 外国人在留総合インフォメーションセンター

各地方出入国在留管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせにに応じています。お電話による問い合わせについては、日本語だけでなく外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

相談受付

外国人からの相談に対して、在留期間の更新等の手続きに係る案内等を行っています。

■ 外国人在留総合インフォメーションセンター・広島（広島出入国在留管理局内）

- 訪問による問い合わせ ※ 原則日本語による御案内です。

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 1階

受付時間 平日（月～金曜日） 9:00～16:00

- 電話による問い合わせ

電話 0570-013904

※ PHS, IP 電話, 海外からは, 03-5796-7112

受付時間 平日（月～金曜日） 8:30～17:15

5 医療・福祉

(22) 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）	
広島市精神保健福祉センター	95
(23) 広島県高次脳機能センター	97
(24) 福祉事務所	98
(25) 保健所	99
(26) 市町保健センター（市町保健衛生担当課）	100
(27) 社会福祉協議会	100
(28) 地域包括支援センター	103
(29) 医療機関（病院・診療所等）	104
(30) 広島県医療安全支援センター	104
(31) 広島県臨床心理士会	105
(32) 公益社団法人広島県社会福祉士会	106
(33) 広島県精神保健福祉士協会	107

（22）広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）
広島市精神保健福祉センター

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るため、都道府県及び政令指定都市が設置する機関で、精神保健福祉に関する相談指導、社会復帰に向けた支援活動、知識の普及、調査研究等の広範囲な活動を行っています。

相談業務	
	心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談を始め、アルコール、薬物、思春期、認知症等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。
	【窓 口】
	○ 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）
	・ 精神保健福祉相談（面接相談） 電話 082-884-1051
	受付時間
	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00 13:00～17:00
	※ あらかじめ電話予約をした上での面接相談
	・ こころの電話相談
	（一般社団法人広島県精神保健福祉協会へ委託） 電話 082-892-9090
	受付時間
	月・水・金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00 13:00～16:30
	○ 広島市精神保健福祉センター
	・ 精神保健福祉相談 電話 082-245-7731
	受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始・8月6日を除く）8:30～17:00
	※ 面接相談あり（予約制のため、まず電話で相談して予約）

■ 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）

〒731-4311 安芸郡坂町北新地 2-3-77

電話 082-884-1051 FAX 082-885-3447

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pareamoa/>

パレアモア広島

検索



■ 広島市精神保健福祉センター

〒730-0043 広島市中区富士見町 11-27

電話 082-245-7731 FAX 082-245-9674

ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/66/15556.html>

広島市精神保健福祉センター

検索



(23) 広島県高次脳機能センター

高次脳機能障害者及びその家族に対する医療及び社会復帰支援の充実を図るため、広島県が設置運営し、医療から福祉まで一貫したサービスを提供しています。

また、広島県では、地域での高次脳機能障害に関する相談窓口として広島県高次脳機能センターのほか、8つの医療機関を、広島県高次脳機能地域支援センターに指定しています。

相談支援業務	
	高次脳機能障害に専門的に対応する相談員（相談支援コーディネーター）を配置し、相談対応と社会復帰に向けた支援等を行っています。
	【窓 口】
	○ 広島県高次脳機能センター 電話 082-425-1455
	○ 広島県高次脳機能地域支援センター

名 称	住 所	電話番号
広島市立リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南 1-39-1	082-848-8001 医療支援室
廿日市記念病院	廿日市市陽光台 5-12	0829-20-2300 医療相談室
呉中通病院	呉市中通 1-3-8	0823-22-2510 地域連携室
井野口病院	東広島市西条土与丸 6-1-91	082-422-3711 地域医療連携室
公立みつぎ総合病院	尾道市御調町市 124	0848-76-1111 地域ケア連携室
脳神経センター大田記念病院	福山市沖野上町 3-6-28	084-931-8650 地域医療連携室
福山リハビリテーション病院	福山市明神町 2-15-41	084-916-5500 地域連携部
三次地区医療センター	三次市十日市東 3-16-1	0824-62-6328 地域連携・医療相談室

■ **広島県高次脳機能センター**

〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3

広島県立障害者リハビリテーションセンター内

電話 082-425-1455 FAX 082-425-1375

ホームページ <http://www.rehab-hiroshima.org/kojino/>

(24) 福祉事務所

地方公共団体（都道府県及び市は義務、町は任意）が設置する「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています。

相談・援護	
	生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。
生活保護制度	
	資産や能力、他の法律等による給付を活用し、それでもなお生活に困窮する場合に、不足分について保護（支給）を行います。 【窓 口】 住所を管轄する各福祉事務所※
生活困窮者自立支援制度	
	働くことが難しい、住まいが不安定など、様々な生活に困窮することの相談窓口で、自立に向けた支援を行います。 【窓 口】 P158 の生活困窮者自立支援制度相談窓口一覧を参照

※〈福祉事務所一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島市域の福祉事務所については、P156 を参照		
呉市福祉事務所	〒737-8501 呉市中央 4-1-6	0823-25-3105（生活支援課）
竹原市福祉事務所	〒725-8666 竹原市中央 5-1-35	0846-22-2276（社会福祉課）
三原市福祉事務所	〒723-8601 三原市港町 3-5-1	0848-67-6059（社会福祉課）
尾道市福祉事務所	〒722-8501 尾道市久保 1-15-1	0848-38-9126（社会福祉課）
福山市福祉事務所	〒720-8501 福山市東桜町 3-5	084-928-1066（生活福祉課）
府中市福祉事務所	〒726-8601 府中市府川町 315	0847-43-7149（福祉課）
三次市福祉事務所	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1	0824-62-6146（社会福祉課）
庄原市福祉事務所	〒727-8501 庄原市中本町 1-10-1	0824-73-1166（社会福祉課）
大竹市福祉事務所	〒739-0692 大竹市小方 1-11-1	0827-59-2147（福祉課）
東広島市福祉事務所	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29	082-420-0932（地域共生推進課）
廿日市市福祉事務所	〒738-8512 廿日市市新宮 1-13-1	0829-30-9166（生活福祉課）
安芸高田市福祉事務所	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791	0826-42-5615（社会福祉課）
江田島市福祉事務所	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505	0823-43-1638（社会福祉課）
府中町福祉事務所	〒735-8686 安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3159（福祉課）
海田町福祉事務所	〒736-8601 安芸郡海田町上市 14-18	082-823-9220（社会福祉課）
熊野町福祉事務所	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5614（社会福祉課）
坂町福祉事務所	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1505（民生課）
安芸太田町福祉事務所	〒731-3622 山県郡安芸太田町下殿河内 236	0826-25-0250（健康福祉課）
北広島町福祉事務所	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234	050-5812-1851（福祉課）
大崎上島町福祉事務所	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0302（福祉課）
世羅町福祉事務所	〒722-1192 世羅郡世羅町本郷 947	0847-25-0072（福祉課）
神石高原町福祉事務所	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1701	0847-89-3335（福祉課）

(25) 保健所

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県や政令市や中核市その他政令で定める市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

相談業務	
	<p>身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。</p> <p>相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅を訪問して相談に乗ることもできます。</p> <p>また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。</p> <p>さらに、犯罪被害者の方だけでなく、犯罪被害者を支援する方の相談に応じることもできます。</p> <p>【窓 口】 県内各保健所</p>

〈県設置〉

名 称	住 所	電話番号	所管区域
西部保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181	大竹市 廿日市市
広島支所	〒730-0011 広島市中区基町 10-52	082-513-5521	安芸高田市 安芸郡、山県郡
呉支所	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400	江田島市
西部東保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911	竹原市, 東広島市, 豊田郡
東部保健所	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011	三原市, 尾道市, 世羅郡
福山支所	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311	府中市 神石郡
北部保健所	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181	三次市 庄原市

〈市設置〉

名 称	住 所	電話番号	所管区域
呉市保健所	〒737-0041 呉市和庄 1-2-13	0823-25-3532	呉市
福山市保健所	〒720-8512 福山市三吉町南 2-11-22	084-928-3421	福山市

※ 広島市では、各区の保健センターで支援を行っています。(P156)

(26) 市町保健センター（市町保健衛生担当課）

市町が設置している機関で、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、保健センターは地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務	
	<p>医師、保健師、看護師、栄養士等の専門職員（市町により配置状況が異なります。）が、健康相談に応じます。</p> <p>【窓 口】 P144～の市町支援内容・担当課連絡先一覧を参照</p>

(27) 社会福祉協議会

県及び各市区町に設置され、住民の皆さんや民生委員・児童委員、福祉・医療・保健等の関係機関、団体と連携のもと、誰もが住み慣れた町で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指している民間福祉団体です。

主な活動は、地域でのふれあいサロン活動や支え合い活動を始め、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や市民活動の支援など、様々な場面で地域福祉の増進に取り組んでいます。

ふくし総合相談	
	<p>生活の中での色々な困りごとについて、有資格者や知識経験のある相談員がお応えしています。</p> <p>また、より専門的な知識や経験が必要と思われる相談には、他の関係機関・団体を紹介しています。</p> <p>【窓 口】 各市区町社会福祉協議会（P101～の一覧を参照） ※ 相談窓口の名称は、各市区町の社会福祉協議会により異なります。</p>
福祉サービスの提供等	
	<p>高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスなどの福祉サービスの提供を行っています。</p> <p>支援にかかる費用の一部負担があります。</p> <p>【窓 口】 各市区町社会福祉協議会（P101～の一覧を参照）</p>
福祉サービスに関する苦情相談	
	<p>福祉サービスの苦情相談を受け付けています。苦情に関しては、公正・中立な立場から助言や解決のあっせん等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県福祉サービス運営適正化委員会 電話 082-254-3419 FAX 082-569-6161 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:00</p>

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	
	<p>認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行っています。</p> <p>支援に係る費用の一部負担があります。</p> <p>【対象要件等】 認知症、知的障害・精神障害等により判断能力に不安がある人で、本事業の契約内容を理解できる人（障害者手帳を持っていない人や認知症の判断を受けていない人も利用できます。）</p> <p>【窓 口】 お住まいの各市区町社会福祉協議会（P101～の一覧を参照） あんしんサポートセンターかけはし（広島県社会福祉協議会） 電話 082-254-2300 FAX 082-252-2133</p>
生活福祉資金	
	<p>経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とし、低所得、障害者※1、又は高齢者世帯※2に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行っています。</p> <p>なお、貸付けには審査があります。</p> <p>※1 身体障害者手帳、療育手帳、または精神保健福祉手帳を所持している者が属する世帯</p> <p>※2 療養又は介護を要する65歳以上が属する世帯</p> <p>【窓 口】 お住まいの各市区町社会福祉協議会（P101～の一覧を参照） 広島県社会福祉協議会 生活支援課 電話 082-254-3413 FAX 082-252-2133</p>

〈社会福祉協議会一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島県社会福祉協議会	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内	082-254-3411
広島市社会福祉協議会	〒732-0822 広島市南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内	082-264-6400
中区事務所	〒730-0051 広島市中区大手町 4-1-1 大手町平和ビル5階中区地域福祉センター内	082-249-3114
東区事務所	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター内	082-263-8443
南区事務所	〒734-8523 広島市南区皆実町 1-4-46 南区役所別館内	082-251-0525
西区事務所	〒733-8535 広島市西区福島町 2-24-1 西区地域福祉センター内	082-294-0104
安佐南区事務所	〒731-0194 広島市安佐南区中須 1-38-13 安佐南区総合福祉センター内	082-831-5011

	安佐北区事務所	〒731-0221 広島市安佐北区可部 3-19-22 安佐北区総合福祉センター内	082-814-0811
	安芸区事務所	〒736-8555 広島市安芸区船越南 3-2-16 安芸区総合福祉センター内	082-821-2501
	佐伯区事務所	〒731-5135 広島市佐伯区海老園 1-4-5 佐伯区役所別館内	082-921-3113
	呉市社会福祉協議会	〒737-8517 呉市中央 5-12-21 呉市福祉会館内	0823-25-3509
	竹原市社会福祉協議会	〒725-0026 竹原市中央 3-13-5 ふくしの駅内	0846-22-5131
	三原市社会福祉協議会	〒723-0014 三原市城町 1-2-1 三原市総合保健福祉センター 4階	0848-63-0570
	尾道市社会福祉協議会	〒722-0017 尾道市門田町 22-5 総合福祉センター内	0848-22-8385
	福山市社会福祉協議会	〒720-8512 福山市三吉町南 2-11-22 福山すこやかセンター内	084-928-1330
	府中市社会福祉協議会	〒726-0011 府中市広谷町 919-3 保健福祉総合センター リ・フレ内	0847-47-1294
	三次市社会福祉協議会	〒728-0013 三次市十日市東 3-14-1 福祉保健センター内	0824-63-8975
	庄原市社会福祉協議会	〒727-0013 庄原市西本町 4-5-26 ふれあいセンター内	0824-72-7120
	大竹市社会福祉協議会	〒739-0603 大竹市西栄 2-4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211
	東広島市社会福祉協議会	〒739-0003 東広島市西条町土与丸 1108 総合福祉センター内	082-423-2800
	廿日市市社会福祉協議会	〒738-8512 廿日市市新宮 1-13-1 山崎本社みんなのあいプラザ内	0829-20-0294
	安芸高田市社会福祉協議会	〒731-0521 安芸高田市吉田町常友 1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941
	江田島市社会福祉協議会	〒737-2302 江田島市能美町鹿川 2060 能美福祉センター内	0823-40-2501

府中町社会福祉協議会	〒735-0023 安芸郡府中町浜田本町 5-25 マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター内	082-285-7278
海田町社会福祉協議会	〒736-0035 安芸郡海田町日の出町 2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294
熊野町社会福祉協議会	〒731-4214 安芸郡熊野町中溝 1-11-1 熊野町地域福祉会館内	082-855-2855
坂町社会福祉協議会	〒731-4312 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611
安芸太田町社会福祉協議会	〒731-3702 山県郡安芸太田町中筒賀 2802-5 筒賀福祉センター内	0826-32-2226
北広島町社会福祉協議会	〒731-2104 山県郡北広島町大朝 2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680
大崎上島町社会福祉協議会	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 5-9 木江保健福祉センター内	0846-62-1718
世羅町社会福祉協議会	〒722-1121 世羅郡世羅町西上原 426-3	0847-22-3162
神石高原町社会福祉協議会	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1748 小島交流会館内	0847-85-2330

(28) 地域包括支援センター

市町や、市町から受託した法人が設置する機関で、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、必要な支援を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の総合的な相談・支援を行います。

【窓 口】

P144～の市町支援内容・担当課連絡先一覧を参照

権利擁護業務

困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を行います。

【窓 口】

P144～の市町支援内容・担当課連絡先一覧を参照

(29) 医療機関（病院・診療所等）

医療を提供する場として、県内に約 4,500 施設が存在します。

医療の提供等

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。
また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。
広島県においては、医療機能に関する一定の情報について、インターネットにより住民が利用しやすい形で公表する仕組み（医療機能情報提供制度）を設けています。
○ 救急医療NETHIROSHIMA（広島県救急医療情報システム）
ホームページ <http://www.qq.pref.hiroshima.jp/>

犯罪被害者への対応

警察からの依頼による診察時、犯人の体液・遺残物の採取、外傷の有無の確認等のほか、性感染症の説明や検査、必要に応じて緊急避妊用ピルの処方等を行います。
広島県産婦人科医会では、性犯罪協力医ネットワークを構築し、県警との連携体制の強化、被害者に対する適切な診察方法及び協力医の拡充のための講演会開催（2年に一回）等を通じ、被害者が円滑に診察を受けられるように支援しています。
⇒ P31【性犯罪・性暴力に遭った人への対応】参照

■ 広島県産婦人科医会（広島県医師会内）

〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-3

電話 082-261-5430 FAX 082-261-5424

ホームページ <http://www.hiroshima.med.or.jp/>

(30) 広島県医療安全支援センター

医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者サービスの向上を図るため、県が設置運営し、患者・家族等からの相談に応じるとともに、医療の安全に関する助言や情報提供等を行っています。

相談業務

専門の相談員（看護師、保健師）が、患者・家族等からの医療に関する心配ごとや苦情についての相談に対応しています。
なお、医療内容のトラブルについては、まずは当事者間での話し合いが基本になります。診療行為の是非や故意・過失の有無についての判断はできません。
また、病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。
【窓 口】
電話 082-513-3058
受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）13:00～16:00
※ 面談による相談も受け付けています（広島県庁農林庁舎 4階）。

(31) 広島県臨床心理士会

臨床心理士とは、1) 臨床心理検査、2) 臨床心理面接・心理療法、3) 臨床心理的地域援助、及び4) それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事する公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」資格取得者です。

広島県臨床心理士会は、広島県内在住又は在職の臨床心理士によって構成されており、臨床心理士の資質の向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っています。

相談業務 学校	
	<p>事件・事故・災害等への緊急的な対応として、県や市町の教育委員会や学校からの要請に応じ、スクールカウンセラーとして児童・生徒、保護者や教員のカウンセリングを行います。</p> <p>【対象】 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、各種学校等</p>
相談業務 その他	
	<p>事件・事故等への緊急的な対応として、県や市町等関係機関からの要請に応じて臨床心理士を派遣します。</p>

■ **広島県臨床心理士会**

〒732-0052 広島市東区光町一丁目 11-5 チサンマンション 1111

FAXのみ 082-258-3662

※ 本会では、相談機関に関する情報提供のみを行っており、相談者からの直接的な心理相談の受付や臨床心理士のあっせんは行っていません。

広島県臨床心理士会ウェブサイト <http://hsccp.jp/>

※ 一般社団法人 日本臨床心理士会ホームページ（臨床心理士に出会うには）
ウェブサイト <http://www.jsccp.jp/near/>

(32) 公益社団法人 広島県社会福祉士会

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置付けられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。

以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務等を行っています。

- ・ 児童福祉法関係施設（児童相談所，養護施設，知的障害児施設等）
- ・ 身体障害者福祉法関係施設（身体障害者更生施設，身体障害者療護施設等）
- ・ 生活保護関係施設（救護施設，更生施設等）
- ・ 社会福祉法関係事業所（福祉事務所，社会福祉協議会等）
- ・ 母子・寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）
- ・ 医療法関係施設（病院等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

成年後見制度の相談・受任	
	<p>判断能力が不十分な高齢者や障害者に対し、成年後見制度の利用相談，成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出，積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。</p> <p>※ 家庭裁判所の審判によって支援に係る費用の一部を負担していただく場合があります。</p> <p>【窓 口】 権利擁護センター ばあとなあ ひろしま（成年後見制度についての相談） 電話 090-7970-3019 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00</p>

■ 公益社団法人 広島県社会福祉士会

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内

電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018

ホームページ <https://www.hacsw.jp/>

(33) 広島県精神保健福祉士協会

「精神保健福祉士(P S W)」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持(メンタルヘルスケア)に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・ 医療機関(精神科病院, 精神科クリニック等)
- ・ 生活支援施設
(介護給付, 訓練等給付, 地域生活支援や相談支援事業を行う施設)
- ・ 福祉行政の関連機関(地域保健所, 都道府県・区市役所, 児童相談所等)
- ・ その他(社会福祉協議会, 企業内産業保健担当部署, 保護観察所, 矯正施設等)

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故, 配偶者からの暴力や虐待, 犯罪等の被害者に対する支援を行ってきた実績があります。

特に医療, 経済, 居住, 家庭, 職業などの諸課題について一緒に考え, 改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際には、自治体や民間の関係機関・団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。

特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア, 生活支援等を提供します。

■ 広島県精神保健福祉士協会

〒738-0033 広島県廿日市市串戸4丁目2-16

医療法人社団 友和会 串戸診療クリニック内

電話 0829-30-6014 FAX 0829-30-6028

ホームページ <http://www.hiroshima-psw.com/>

6 就労関連

(34) 労働基準監督署.....	108
(35) ハローワーク（公共職業安定所）.....	109
(36) 総合労働相談コーナー.....	110
(37) 公共職業能力開発施設等.....	111
(38) 広島県労働相談コーナー・ひろしましごと館.....	112
(39) 地域若者サポートステーション.....	114

(34) 労働基準監督署

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付等の業務を行っています。

労災保険給付

<p>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。</p> <p>具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。</p>

【窓 口】

名 称	住 所	電 話	管轄地域
広島中央 労働基準監督署	〒730-8528 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 1 階	082-221-2461	広島市のうち中区、西区、東区、南区、安芸区、東広島市(安芸津町、河内町、福富町、豊栄町、黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松ヶ丘を除く)、安芸郡
広島北 労働基準監督署	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3-28	082-812-2115	広島市のうち安佐南区、安佐北区、山県郡
呉 労働基準監督署	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎 5 階	0823-88-2941	呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬松が丘
三原 労働基準監督署	〒723-0016 三原市宮沖 2-13-20	0848-63-3939	三原市、竹原市、豊田郡、東広島市のうち安芸津町、河内町、福富町、豊栄町
尾道 労働基準監督署	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13	0848-22-4158	尾道市、世羅町
福山 労働基準監督署	〒720-8503 福山市旭町 1-7	084-923-0214	福山市、府中市、神石高原町
三次 労働基準監督署	〒728-0013 三次市十日市東 1-9-9	0824-62-2104	三次市、庄原市、安芸高田市
廿日市 労働基準監督署	〒738-0024 廿日市市新宮 1-15-40	0829-32-1155	広島市のうち佐伯区、廿日市市、大竹市

(35) ハローワーク（公共職業安定所）

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

就職支援	
	個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

【窓 口】

名 称	住 所	電 話	管轄区域
ハローワーク 広島	〒730-8513 広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル 1～4 階	082-223-8609	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、佐伯区（湯来 町、杉並台を除く）
ハローワーク 広島東	〒732-0051 広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609	広島市のうち東区、南区、 安芸区、府中町、海田町、 熊野町、坂町
ハローワーク 可部	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3- 36	082-815-8609	広島市のうち安佐北区、 安芸太田町、北広島町
ハローワーク呉	〒737-8609 呉市西中央 1-5-2	0823-25-8609	呉市、江田島市
ハローワーク 竹原	〒725-0026 竹原市中央 5-2-11	0846-22-8609	竹原市、大崎上島町
ハローワーク 三原	〒723-0004 三原市館町 1-6-10	0848-64-8609	三原市
ハローワーク 尾道	〒722-0026 尾道市栗原西 2-7-10	0848-23-8609	尾道市、世羅町
ハローワーク 福山	〒720-8609 福山市東桜町 3-12	084-923-8609	福山市
ハローワーク 府中	〒726-0005 府中市府中町 188-2	0847-43-8609	府中市、神石高原町
ハローワーク 三次	〒728-0013 三次市十日市東 3-4-6	0824-62-8609	三次市
ハローワーク 庄原	〒727-0012 庄原市中本町 1-20-1	0824-72-1197	庄原市
ハローワーク 大竹	〒739-0614 大竹市白石 1-18-16	0827-52-8609	大竹市
ハローワーク 広島西条	〒739-0041 東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609	東広島市
ハローワーク 廿日市	〒738-0033 廿日市市串戸 4-9-32	0829-32-8609	廿日市市、広島市佐伯区の うち湯来町、杉並台
ハローワーク 安芸高田	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605	安芸高田市

(36) 総合労働相談コーナー

全国の都道府県労働局，主な労働基準監督署庁舎内に設置され，労働問題に関するあらゆる相談，情報提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務	
	労働条件，募集・採用、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関する様々な分野についての相談を，専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所，地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

【窓 口】

受付時間 月～金曜日（祝日，年末年始を除く） 9：00～17:00

名 称	住 所	電 話
広島労働局総合労働 相談コーナー	〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 (広島労働局雇用環境・均等室内)	082-221-9296
広島中央総合労働相談コーナー	〒730-8528 広島市中区上八丁堀 6-30 (広島中央労働基準監督署内)	082-221-2410
広島北総合労働相談コーナー	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 3-3-28 (広島北労働基準監督署内)	082-812-2115
呉総合労働相談コーナー	〒737-0051 呉市中央 3-9-15 (呉労働基準監督署内)	0823-88-2937
三原総合労働相談コーナー	〒723-0016 三原市宮沖 2-13-20 (三原労働基準監督署内)	0848-63-3939
尾道総合労働相談コーナー	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 (尾道労働基準監督署内)	0848-22-4158
福山総合労働相談コーナー	〒720-8503 福山市旭町 1-7 (福山労働基準監督署内)	084-916-3186
三次総合労働相談コーナー	〒728-0013 三次市十日市東 1-9-9 (三次労働基準監督署内)	0824-62-2104
廿日市総合労働相談コーナー	〒738-0024 廿日市市新宮 1-15-40 (廿日市労働基準監督署内)	0829-32-1155

(37) 公共職業能力開発施設等

広島県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が、設置・運営している施設で、技術短期大学校、高等技術専門校、障害者職業能力開発校、職業能力開発促進センター、職業能力開発短期大学校などがあります。

職業訓練	
	求職者に、就労に直接関係した技術を身につけるための研修コースなどを提供しています。

【窓 口】

名称・ホームページ	住 所	電 話
県立技術短期大学校 https://h-tc.ac.jp/	〒733-0851 広島市西区田方 2-25-1	082-273-2201
県立広島高等技術専門校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/183/	〒733-0851 広島市西区田方 2-25-1	082-273-2292
県立呉高等技術専門校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/184/	〒737-0003 呉市阿賀中央 5-11-17	0823-71-8816
県立福山高等技術専門校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/185/	〒720-0092 福山市山手町 6-30-1	084-951-0260
県立三次高等技術専門校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/186/	〒728-0014 三次市十日市南 6-14-1	0824-62-3439
国立(県営)広島障害者職業能力開発校 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/188/	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-23	082-254-1766
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部 広島職業能力開発促進センター (ポリテクセンター広島) https://www3.jeed.go.jp/hiroshima/poly/	〒730-0825 広島市中区光南 5-2-65	082-245-0230
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部 中国 職業能力開発大学校附属福山職業能力開発短期大 学校(ポリテクカレッジ福山) https://www3.jeed.go.jp/hiroshima/college/	〒720-0074 福山市北本庄 4-8-48	084-923-6391
東広島地域職業能力開発協会 (東広島地域職業訓練センター) https://www.hvtc.com/	〒739-0152 東広島市八本松町吉川 5782-58	082-429-0810
広島北部地域職業能力開発協会 (三次市職業訓練センター) http://www.nhvtc.ac.jp/	〒728-0023 三次市東酒屋町 306-69	0824-62-8500

(38) 広島県労働相談コーナー・ひろしましごと館

県内2箇所に「広島県労働相談コーナー」を設置し、労働問題全般についての相談業務を行っています。

また、「ひろしましごと館」は、全世代に対する就業支援情報や幅広い雇用関連サービスをワンストップで提供する拠点として、広島県と厚生労働省広島労働局が連携して運営を行っています。

相談業務（広島県労働相談コーナー）

賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般についての相談を電話や面談で受け付けています。

また、法律問題や法的な対応が必要なケースについては、弁護士による特別労働相談を行っています。

【窓 口】

名 称	住 所	電話番号	受付時間
広島県労働相談コーナーひろしま	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁東館 3 階	0120-570-207	月～金曜日 9:00～12:00
広島県労働相談コーナーふくやま	〒720-0031 福山市三吉町 1-1-1 県福山庁舎第 3 庁舎 4 階	0120-570-237	13:00～16:00 (祝日・年末年始除く)

ひろしましごと館

○ ひろしましごと館

若者からシニア世代まで全世代の就業や多様な働き方の支援を行っています。

名 称	電話番号	受付時間
シニア・ミドル 職業紹介コーナー	082-224-0121 082-224-0122	月～金曜日 10:00～16:50 (祝日・年末年始除く)
U・I ターン 職業紹介コーナー	082-224-0121 082-224-0122	月～金曜日 10:00～16:45 第 1・第 3 土曜日 12:00～18:00 (祝日・年末年始除く)
若年者就業相談コーナー	082-224-0121	月～金曜日 11:15～18:00 第 1・第 3 土曜日 12:00～18:00 (祝日・年末年始除く)
広島新卒応援ハローワーク	082-224-1120	月～金曜日 9:30～18:00 (祝日・年末年始除く)
ハローワーク広島・広島東 学卒部門	082-225-0380	月～金曜日 9:30～18:00 (祝日・年末年始除く)

○ ひろしましごと館福山サテライト

広島県東部地域において、就業や社会貢献活動の支援を行っています。

(所在地：〒720-0812 福山市霞町 1-10-1 まなびの館ローズコム 3 階)

名 称	電話番号	受 付 時 間
シニア・ミドル職業紹介コーナー	084-921-5799	水・金曜日 10:00～16:40 (祝日・年末年始除く)

■ ひろしましごと館

〒730-0011 広島市中区基町 12-8 宝ビル 7階

電話 082-224-0121・082-224-0122 FAX 082-224-1033

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500192.html>



■ 広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」

ワンストップで雇用・労働情報を幅広く提供している，県の情報サイトです。

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/>



■ 広島県求人マッチングサイト「ひろしまワークス」

勤務地はすべて広島県内の求人情報サイトです。企業PR動画や就職イベント情報なども掲載。サイトから求人応募も可能です。

【利用料無料】

ホームページ <https://www.hiroshimaworks.jp/>



(39) 地域若者サポートステーション

長い間仕事に就いていなかったり、通学をしていなかったり、また自宅にいてなかなか社会に出られない若者（15～49歳まで）の、職業的自立を支援する公的機関です。

相談業務	
	相談支援やコミュニケーション支援、キャリアコンサルティング、職場見学・体験等を行っています。

【窓 口】

名 称		電話番号	受付時間
広島地域若者サポートステーション (若者交流館)		082-511-2029	月・金曜日 10:00～19:00 火～木曜日 10:00～17:00 土曜日(第5を除く) 13:00～17:00
出張 相談	東広島市市民文化センター	082-511-2029 (広島地域 若者サポート ステーション)	水曜日 13:00～17:00
	ハローワーク呉		火曜日 10:00～17:00
	廿日市市総合健康福祉センター		火曜日 13:00～17:00
ひろしま北部若者サポートステーション		082-516-6557	月～金曜日 9:30～17:00 第1土曜日 10:00～16:00
出張 相談	ハローワーク三次	082-516-6557 (ひろしま北部 若者サポート ステーション)	第2・第4水曜日 13:00～16:00
	ハローワーク可部		第3水曜日 13:00～16:00
	ハローワーク安芸高田		不定期
	安佐南区総合福祉センター		不定期
	安佐北区総合福祉センター		不定期
ふくやま地域若者サポートステーション		084-959-2348	月～金曜日 10:00～17:00 第2土曜日 13:00～17:00
出張 相談	ハローワーク福山	084-959-2348 (ふくやま地域 若者サポート ステーション)	第2・4火曜日 13:00～15:00
	ハローワーク尾道		第2水曜日 13:00～15:00
	ハローワーク三原		第4水曜日 10:00～12:00
	ハローワーク府中		第4木曜日 10:00～12:00

※ 祝・休日、年末年始を除く。

※ 広島地域若者サポートステーション(若者交流館)では、臨床心理士による相談業務も行っていきます。

■ 広島地域若者サポートステーション(若者交流館)

〒730-0011 広島市中区基町12-8 宝ビル7階

電話 082-511-2029 FAX 082-228-6029

ホームページ <https://wakamono-kouryukan.jp/>



■ ひろしま北部若者サポートステーション

〒731-0223 広島市安佐北区可部南5-13-21

電話 082-516-6557 FAX 082-516-6553

ホームページ <https://hiroshimahokubu-sapo.roukyou.gr.jp/>



■ ふくやま地域若者サポートステーション

〒720-0812 福山市霞町1-8-5 霞ビル2階

電話 084-959-2348

7 女性・子供等

(40)	性被害ワンストップセンターひろしま	116
(41)	配偶者暴力相談支援センター	117
(42)	広島県女性総合センター(エソール広島)	118
(43)	婦人相談所(広島県西部こども家庭センター)	119
(44)	婦人保護施設	119
(45)	民間シェルター	119
(46)	児童相談所(広島県こども家庭センター, 広島市児童相談所)	120
(47)	広島県ひとり親家庭サポートセンター	121
(48)	乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設	121
(49)	母子生活支援施設	122
(50)	ファミリー・サポート・センター	122
(51)	教育委員会	124
(52)	学校	125
(53)	独立行政法人日本スポーツ振興センター	125

(40) 性被害ワンストップセンターひろしま

性被害にあわれた方が、プライバシーを守られながら安心して、電話相談や面接相談などの総合的な支援を受けることのできる相談窓口です。

【窓 口】

性被害ワンストップセンターひろしま

専用相談 082-298-7878 (24時間365日電話相談に対応)

全国共通短縮ダイヤル #8891 「#はやくワン(ストップ)」

※ 全国共通ダイヤルは、全国どこからでも最寄りのワンストップ支援センターにつながる仕組みとなっています。

※ 面談相談、付添支援などのその他の支援は、原則、年末年始、盆休み、第1・3・5日曜、祝日を除く毎日の9時から19時まで(被害直後の急性期医療に係る支援は、24時間365日対応)

ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/>

性被害 ひろしま

検索

**【支援内容】**

- ・面談相談、病院、警察、弁護士、心理カウンセリング等への付添支援など被害者等が求める支援
- ・急性期等における医療的支援※(連絡調整、病院付添支援など)

【公費負担制度】

区分	公費負担の内容
医療費負担	避妊治療、感染症検査、中絶など医療費
法律相談費用	弁護士相談費用の一部
心理カウンセリング費用	心理カウンセリング費用の一部

(41) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者（元配偶者並びに事実婚の相手及び元相手を含む。平成26年1月3日から生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手も対象。）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

相談業務

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度利用の支援、一時保護に関する情報提供・利用の支援、自立支援（就業の促進、住宅の確保等）についての情報提供等）を行います。

【窓 口】

名 称	住 所	担当地域	電 話	受付時間
広島県西部 こども家庭 センター (婦人相談所)	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-26	県内	082-254-0391	月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始除く)
			休日夜間 082-254-0399 ※ 担当地域は県 内全域	月～金曜日 17:00～20:00 土日・祝日 10:00～17:00 (年末年始除く)
広島県東部 こども家庭 センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	県内	084-951-2372	月～金曜日 10:15～17:00 (祝日、年末年始除く)
広島県北部 こども家庭 センター	〒728-0013 三次市十日市東4- 6-1	県内	0824-63-5181 (内線 2313)	月～金曜日 10:15～17:00 (祝日、年末年始除く)
広島市配偶者 暴力相談支援 センター	非公表	広島市	082-504-2412	月～金曜日 10:00～17:00 (祝日、8月6日及び年末年始除く)
			休日 DV専用 082-252-5578	土日・祝日及び8月6日(年 末年始を除く) 10:00～17:00 (電話相談のみ)
東広島市配偶者 暴力相談支援セン ター	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29	東広島市	082-420-0407	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始除く)
安芸太田町 親子相談支援 センター	〒731-3622 山県郡安芸太田町 大字下殿河内 236 番地(保健・医療・ 福祉統括センター内)	安芸太田町	0826-25-0930	8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始除 く)

〈参 考〉

配偶者からの暴力被害者支援情報
内閣府ホームページ

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

(42) 広島県女性総合センター（エソール広島）

県が目指す男女共同参画社会の実現のため、人材養成や男女共同参画に関する情報提供、男女共同参画推進のための県民や団体の活動の場の提供、相談等多様な活動を行っています（センターの管理運営及び具体的な事業は、公益財団法人広島県男女共同参画財団が実施）。

相談業務	
日常生活上の悩みごとについて、相談員による電話相談や面接相談等を行っています。	
【窓 口】	
内容・電話（予約電話）	受付時間（面接実施日）
○ 日常生活上の悩みごと 電話 082-247-1120	毎日（水・日・祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00
○ L G B T（性的指向・性自認等） 電話 082-207-3130	毎週土曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00
○ 面接相談 予約受付電話 082-247-1120	毎週金曜日（祝日休み）13:00～16:00

■ 公益財団法人 広島県男女共同参画財団

〒730-0051 広島市中区大手町一丁目2番1号 おりづるタワー10階

電話 082-242-5262 FAX 082-240-5441

ホームページ <http://www.essor.or.jp/>



(43) 婦人相談所（広島県西部こども家庭センター）

女性の抱える様々な問題に関する相談業務，一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

また，人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務等

国籍，年齢を問わず，各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ，自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い，関係機関・団体の紹介や保護命令制度利用の支援，一時保護に関する情報提供・利用の支援，自立支援（就業の促進，住宅の確保等）についての情報提供等）を行います。

【対象要件等】

- 配偶者（事実婚を含む）等からの暴力を受けた方
- 人身取引の被害を受けた方
- 売春に関わった方，又は関わりそうな方
- 正常な生活を営む上で困難な問題を有し，保護，援助を必要とする状態にあると認められる方

【窓 口】

婦人相談所（西部こども家庭センター） 電話 082-254-0391

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:00

※ 休日夜間電話相談 電話 082-254-0399

受付時間 月～金曜日 17:00～20:00

土日・祝日 10:00～17:00（年末年始を除く）

(44) 婦人保護施設

社会福祉法人が設置している施設で，配偶者等からの暴力被害者，家庭環境の破綻や生活の困窮等，様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護しています。施設の入所については，婦人相談所長が決定します。

(45) 民間シェルター

配偶者や交際相手等からの暴力を受けた被害者が，加害者から緊急一時的に避難できる施設です。被害者の緊急一時的な保護のみならず，相談への対応，被害者の自立に向けた付添い支援等被害者に対する様々な援助を行っています。

(46) 児童相談所（広島県こども家庭センター，広島市児童相談所）
--

18歳未満の子供のあらゆる問題について相談に応じる機関です。

一義的な子供にかかわる相談を受け付ける市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談についてはこども家庭センター（児童相談所）が対応します。

相談業務	
	<p>児童虐待や育児の悩み等について、保護者や子供からの相談に対応しています。必要な場合は子供を一時保護したり、施設に措置したりします。</p> <p>【窓 口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所虐待対応ダイヤル 電話 189（いちはやく） 発信された電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄するこども家庭センター（児童相談所）に電話が転送されます。（全国共通の電話番号） ※ 携帯電話から発信した場合は、オペレーターが住所を聴き取り、管轄するこども家庭センター（児童相談所）に電話が転送されます。 ※ 一部のIP電話からはつながりません。 ※ 通話料は無料。 ○ 県内の相談窓口（下記参照）

○ 県内の相談窓口

名 称	住 所	電 話	担当地域
広島県西部こども家庭センター	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-26	082-254-0381	呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，坂町，熊野町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町
広島県東部こども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北 291-1	084-951-2340	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅町，神石高原町
広島県北部こども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181	三次市，庄原市
広島市児童相談所	〒732-0052 広島市東区光町 2-15-55 (北棟 3階)	082-263-0694	広島市

(47) 広島県ひとり親家庭サポートセンター

ひとり親家庭の父及び母等に対して、就業相談や職業紹介、就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスを行っています。

相談業務

暮らしの問題解決のための生活相談、就職・転職の相談や職業紹介、養育費相談等のきめ細かい相談に対応しています。

【窓口】

電話 082-227-2377

※一般財団法人 広島県ひとり親家庭等福祉連合会へ委託

受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

土日祝日・夜間電話相談 電話 082-227-2377

受付時間 土日・祝日 10:00～17:00 火曜日・木曜日 17:00～20:00（年末年始を除く）

■ **(一般財団法人) 広島県ひとり親家庭等福祉連合会**

〒730-0017 広島市中区鉄砲町 8-6 ありみビル 203

電話 082-227-2370 FAX 082-227-2371

ホームページ

<https://www.hiroshimakenboren.jp/>

(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設**乳児院**

親の死亡や病気・家出・虐待等、様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

児童養護施設

保護者のない子供、虐待されている子供、その他環境上養護を必要とする子供を入所させ養護し、退所後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

児童自立支援施設

不良行為等により、生活指導等を要する子供を入所または通所させ、個々の子供の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係、その他の環境上の理由により、社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

【窓口】

児童相談所（P120を参照）

(49) 母子生活支援施設

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した方について、相談その他の援助を行うことを目的とした施設です。入所の申込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。

また、申込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

緊急母子一時保護

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※ 都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

【対象要件等】

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・ 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・ 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

【入所申込み】

居住地の福祉事務所（P98の一覧を参照）

(50) ファミリー・サポート・センター

市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行っています。

各種サポート

以下のような事業を実施しています。利用料が必要です。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後に子供を預かる。
- ・ 保育施設まで送迎する。
- ・ 冠婚葬祭や他の子供の学校行事の際に子供を預かる。
- ・ 買い物等外出の際に子供を預かる。

【対象要件等】

登録をした会員

【登録のための窓口】

ファミリー・サポート・センター（P123の一覧を参照）

※ 全ての市町に設置されているわけではありません。

〈ファミリー・サポート・センター 一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島市ファミリー・サポート・センター	〒730-0052 広島市中区千田町 3-8-6 広島市健康づくりセンター 健康科学館内	082-246-4455
呉市ファミリー・サポート・センター	〒737-0029 呉市宝町 2-50 レクレ4階	0823-25-4122
竹原市ファミリー・サポート・センター	〒725-0026 竹原市中央 3-13-5 ふくしの駅内	0846-22-2304
三原市ファミリー・サポート・センター	〒723-0014 三原市城町 1-2-1 ペアシティ三原西館 2階 三原市児童館「ラフラフ内」	0848-67-1123
おのみちファミリー・サポート・センター	〒722-0041 尾道市防地町 26-24 R（アール）キッズ☆ステーション尾道内	0848-37-2415
福山市ファミリー・サポート・センター	〒720-0032 福山市三吉町南 2丁目 11-22 ふくやま子育て応援センター「キッズコム」内	084-932-7285
府中市ファミリー・サポート事業	〒726-0002 府中市鶴飼町 97-3 府中市子育て支援センター内	0847-47-1188
三次市子育てサポート事業	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1 三次市子育て支援部 子育て支援課内	0824-62-6148
庄原市子育てファミリー・サポート事業	〒727-8501 庄原市中本町 1-10-1 庄原市児童福祉課内	0824-73-0051
東広島市ファミリー・サポート・センター	〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 1階	082-493-6072
廿日市市ファミリー・サポート・センター	〒738-8512 廿日市市新宮 1-13-1 あいプラザ内	0829-20-0294
安芸高田市ファミリー・サポート・センター	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1324-1 安芸高田市社会福祉協議会	0826-47-1311
府中町ファミリー・サポート・センター	〒735-0008 安芸郡府中町鶴江 1-9-20	082-281-0581
海田町ファミリー・サポート・センター	〒736-0052 安芸郡海田町南つくも町 11-16 海田町ひまわりプラザ内	082-824-1225
熊野町ファミリー・サポート・センター	〒731-4227 安芸郡熊野町貴船 9-14 くまの・こども夢プラザ内	082-820-5502
坂町ファミリー・サポート・センター	〒731-4312 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-3-19 坂町社会福祉協議会内	082-885-2611
北広島町ファミリー・サポート・センター	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234	050-5812-1851
世羅町ファミリー・サポート・センター	〒722-1121 世羅郡世羅町西上原 426-3 世羅町社会福祉協議会内	0847-22-0596

(51) 教育委員会

児童生徒が犯罪被害者等になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。

また、高等学校等への修学を支援するための奨学金の貸付を行っています。

児童生徒の悩みに関する相談業務		
いじめや不登校等児童生徒の悩みに関する相談窓口を開設し、臨床心理士等の専門の相談員が相談に応じています。		
【窓 口】		
名 称	電話番号	受 付 時 間
24時間子供SOSダイヤル (電話相談のみ)	0120-0-78310	24時間
心のふれあい相談室 (県立教育センター)	082-428-7110	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
こころの相談室 (県福山庁舎第1庁舎内)	084-925-3040	火・水曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
いじめダイヤル24 (県立教育センター)	082-420-1313	月～日曜日 24時間 注) ※
豊かな心と身体育成課 (県教育委員会事務局)	082-513-5043	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
※ 直接相談対応は、平日の9:00～17:00(その他の時間帯は留守番電話対応)		
児童生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する相談業務		
学校における体罰、セクシュアル・ハラスメント等に関する相談窓口を開設し、相談に応じています。なお、いずれの相談窓口も女性の担当者を配置しています。		
【窓 口】		
○ 各県立学校 電話による相談については、学校の代表電話におかけください。		
○ その他の窓口		
名 称	電話番号	受 付 時 間
体罰、セクハラ、パワハラ相談窓口 (県教育委員会事務局)	082-513-4917 082-513-4918 082-513-4919 082-513-4985	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
体罰、セクハラ等相談ダイヤル (県立教育センター)	082-427-3076	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
小・中学生等への就学援助		
経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、修学旅行費、学校給食費等を給付します。 詳細については、在学する小・中学校等又はお住まいの市町教育委員会へお問い合わせください。		
県立高等学校授業料等減免		
経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料等の猶予又は減額、免除します。 詳細については、窓口又は在学する県立高等学校へお問い合わせください。		
【窓 口】 広島県教育委員会事務局学びの革新推進部教育支援推進課 電話 082-222-3015		

奨学金

経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、奨学金の貸付を行っています。

詳細については、在学する高等学校等又は窓口へお問い合わせください。

【窓 口】

広島県教育委員会事務局学びの革新推進部教育支援推進課 電話 082-513-4996

■ **広島県教育委員会**

〒730-8514 広島市中区基町 9-42 広島県庁東館

電話 082-228-2111 (代)

ホームページ (ホットライン教育ひろしま)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>

(52) 学校

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒のカウンセリングを通し、児童生徒の心のケアを行います。

(53) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付を行っています。

災害共済給付

日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。運営に要する経費は、国、学校の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度です。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンターに対して行い、給付金はセンターから学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

【対象要件等】

独立行政法人日本スポーツ振興センター法により認められる場合に給付されます。在籍する学校等にお問い合わせいただくか、センターホームページをご覧ください。

■ **独立行政法人 日本スポーツ振興センター 学校安全部**

〒730-0011 広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10 階

電話 広島給付課 082-511-2956, 082-511-2957

広島業務推進課 082-511-2822 FAX 082-222-2827

ホームページ <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

8 交通事件

(54)	県民相談（交通事故相談）	126
(55)	公益財団法人 広島県交通安全協会（広島県交通安全活動推進センター）	127
(56)	公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部	127
(57)	公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部	129
(58)	一般社団法人 日本損害保険協会	129
(59)	一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構	130
(60)	独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）広島主管支所	130
(61)	公益財団法人 交通遺児等育成基金	131
(62)	公益財団法人 交通遺児育英会	132

（54）県民相談（交通事故相談）

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務				
損害賠償請求，示談の進め方，保険の請求方法等について，面接，電話での相談を受け付けています。問題解決のための助言や，必要に応じて関係機関の紹介を行っています。				
【窓 口】				
名 称	住 所	電 話	日時（祝日，お盆，年末年始は変更 する場合があります。）	
広島県生活センター	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	082-223-8811 (県民相談専用)	月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※来所での相談の方は，16 時頃まで にお越しください。	
東部地域県民相談室	〒720-0031 福山市三吉町 1-1-1	084-931-5522	月曜日～金曜日	9:15～16:00（12:00 ～13:00 は休み）
北部地域県民相談室	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-62-5522	月曜日～金曜日	※ 来所での相談の 方は，15 時頃まで にお越しください。

(55) 公益財団法人 広島県交通安全協会 (広島県交通安全活動推進センター)

都道府県公安委員会の指定を受けた法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の問題解決のための助言や必要に応じて関係機関の紹介等を行っています。

【窓 口】

電話 082-941-7700

受付時間 月～金曜日 (祝祭日・年末年始を除く) 9:00～17:00

■ **公益財団法人 広島県交通安全協会 (広島県交通安全活動推進センター)**

〒731-5108 広島市佐伯区石内南 3-1-1 広島県運転免許センター 5階

電話 082-941-7700 FAX 082-941-7701

ホームページ <https://www.hiroankyo.or.jp/>



(56) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

面接相談

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。

また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っていきます。

示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

【対象要件等】

自賠責保険又は自賠責共済への加入を義務付けられている車両 (自動車損害賠償保障法第2条第1項) による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

【窓 口】

相談所名	住 所	電 話
広 島	広島市中区基町 6-27 広島そごう新館 6階 紙屋町法律相談センター内	082-225-1600
呉	呉市中央 2-1-29 広島弁護士会呉地区会内	0823-24-6755
尾 道	尾道市新浜 1-12-4 弁護士会内	0848-22-4237
福 山	福山市三吉町 1-6-1 法律相談センター福山内	084-973-5900

電話相談

電話による事故相談を行っています。
 ただし、事故状況等を十分に把握できないおそれがありますので、簡単な事故相談に限ります。
 また、時間も10分程度でお願いしています。

【対象要件等】
 自賠責保険に加入することを義務付けられている車両（自動車損害賠償保障法第2条第1項）による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

【窓 口】
 0120-078325（フリーダイヤル）
 受付時間 平日（祝・休日を除く） 10:00～16:30
 水曜は10:00～19:00と時間を延長して行います。
 （祝日・第5週を除く）
 PHS・IP電話からも相談のお電話を受け付けております。
 電話 03-3581-1770（平日10:00～12:30, 13:00～15:30）

※ 電話をおかけになったタイミングによっては、お住まいの地域の相談所だけでなく、遠方の各相談所に接続されることもございますので、その点御了承ください。

■ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部

〒730-8501 広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内

電話 082-225-1600 FAX 082-225-1616

ホームページ（日弁連交通事故相談センター） <https://www.n-tacc.or.jp/>

(57) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として活動しています。

当事者間において、損害賠償等の問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解のあっせん、審査を行います。

【対象要件等】

電話予約の際に案内します。

■ **公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部**

〒730-0032 広島市中区立町 1-20 NREG 広島立町ビル 5 階

電話 082-249-5421 FAX 082-245-7981

ホームページ (交通事故紛争処理センター) <http://www.jcstad.or.jp/>

(58) 一般社団法人 日本損害保険協会

損害保険会社を会員とする事業者団体で、わが国の損害保険業の健全な発展及び信頼性の維持を図ることを目的としています。

そんぽADRセンター「損害保険相談・紛争解決サポートセンター」

全国 10 か所に設置され、損害保険や交通事故に関する相談及び指定紛争解決機関として「苦情処理手続」及び「紛争解決手続」について対応しています。中国 5 県からの照会は、「そんぽADRセンター中国」にて対応しています。

【窓 口】

0570-022-808 (ナビダイヤル・通話料有料)

受付時間 月～金曜日 (祝・休日及び 12 月 30 日～1 月 4 日を除く) 9:15～17:00

■ **一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター中国**

〒730-0036 広島市中区袋町 3-17 シシンヨービル 12 階

直通電話 082-553-5201 (電話リレーサービス, IP 電話から)

ホームページ (日本損害保険協会) <https://www.sonpo.or.jp/>



(59) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。

また、自動車事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

紛争処理	
	交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。 ※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。
相談業務	
	自動車事故による被害者等からの相談に対応しています。 【対象要件等】 自賠責保険、自賠責共済の支払いに関する事項に限ります。

■ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

- 本部 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階
- 大阪支部 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 モレスコ本町ビル 2 階
電話 0120-159-700 (フリーダイヤル月～金 9:00～12:00 13:00～17:00)
ホームページ <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(60) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 広島主管支所

人と車の共存を理念とし、自動車事故を防ぐ、自動車事故から守る及び自動車事故被害者を支える、「介護料支給」、「生活資金貸付」、「療護施設設置・運営」の支援を行っています。

介護料支給		
	自動車事故により脳、脊髄等に重い損傷を負い、常時又は随時の介護を要するなど一定の要件に該当する方に、介護サービス及び介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給しています。 【対象要件等】	
	支給対象者	支給額(月額)
特 I 種	I 種該当者のうち、一定の要件に該当する方	85,310 円～211,530 円
I 種(常時要介護)	自賠法施行令別表第一第 1 級第 1 号又は 2 号	72,990 円～166,950 円
II 種(随時要介護)	自賠法施行令別表第一第 2 級第 1 号又は 2 号	36,500 円～83,480 円
※ 「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。		

生活資金貸付	
	<p>自動車事故により死亡または重度の後遺障害となった被害者の児童の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の、中学校卒業までのお子様を対象に、生活資金の無利子貸付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時金 155,000 円 ・ 生活資金（月額） 10,000 円または 20,000 円 ・ 入学支度金 44,000 円（小・中学校入学時、希望者のみ貸付）
相談業務	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護料受給資格を有する方を対象に、在宅介護等に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ NASVA 広島主管支所 082-297-2255 ○ 交通遺児等の家庭の身近な生活全般にわたる問題の相談 <ul style="list-style-type: none"> ・ NASVA 広島主管支所 082-297-2255 ○ 交通事故に関する各種相談窓口，NASVA のサービスについてのご案内 <ul style="list-style-type: none"> ・ NASVA 交通事故被害者ホットライン 0570-000738 IP 電話からは 03-6853-8007 （土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00） ※ 「0570」はナビダイヤルの番号です（固定電話からは通常より低額な 3 分約 9 円の通話料でご利用できます。）

■ 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）広島主管支所

〒733-0036 広島市西区観音新町 2-4-25 第一菱興ビル 1 階

電話 082-297-2255 FAX 082-297-2251

ホームページ <https://www.nasva.go.jp/sasaeru/>

NASVA

検索



（61）公益財団法人 交通遺児等育成基金

交通遺児が損害賠償金等の一部を拠出して基金に加入し、基金が、その拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、長期にわたり定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度を行っています。

育成基金の給付

交通遺児が拠出した拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※ 加入時の年齢により費用が異なりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

【対象要件等】

交通事故により死亡された方の遺族であって、満 16 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

■ 公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

電話 0120-16-3611 又は 03-5212-4511 FAX 03-5212-4512

ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp/>

(62) 公益財団法人 交通遺児育英会

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸付きます。大学生や専修学校生は一部給付制度があります。

【対象要件等】

保護者等が自動車事故や踏切事故等、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること(申込時 25 歳までの方)。

【窓 口】

応募資料請求：0120-52-1286 (フリーダイヤル), 03-3556-0773 (奨学課・直通)

■ 公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階

電話 03-3556-0771 (代) FAX 03-3556-0775

ホームページ <https://www.kotsuiji.com>

9 その他

(63)	公益財団法人 犯罪被害救援基金	133
(64)	公益社団法人 日本財団 まごころ奨学金	134
(65)	公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター)	135
(66)	広島県生活センター (広島県環境県民局消費生活課)	136
(67)	社会福祉法人 広島いのちの電話	138
(68)	年金事務所	138
(69)	全国健康保険協会 (協会けんぽ) 広島支部	140
(70)	税務署	141

(63) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与等の救援事業を行っています。

奨学金給与事業	
	<p>通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与します (返済の必要はありません)。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の各要件に当てはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子・孫・弟妹等 ・ 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子・孫・弟妹等 ・ 幼稚園、保育所、学校に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払が困難であると認められる子・孫・弟妹等 <p>【窓口】</p> <p>広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110 (代)</p>
支援金支給事業	
	<p>現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給します。</p> <p>【対象者】</p> <p>犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族</p> <p>【窓口】</p> <p>公益財団法人犯罪被害救援基金 03-5226-1020</p>

■ **公益財団法人 犯罪被害救援基金**

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

電話 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

(64) 公益財団法人日本財団 まごころ奨学金

- 公益財団法人 日本財団（以下、「日本財団」という。）は、子ども、障害者、高齢者、災害などの支援を行う日本最大の財団です。
- 日本財団は、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用い、犯罪被害者の子弟で学費の支弁が困難な方を対象に奨学金の給付をいたしております。詳しくは下記お問い合わせ先へ御連絡いただくか、ホームページを御確認ください。

奨学金の給付

- 対 象 保護者または本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子供で、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方
- 形 式 給付
- 期 間 在学する学校の正規の修学期間
- 選定の基準 犯罪状況について、都道府県警察等に確認を行い、経済状況等を勘案したうえで、決定します。

区 分	月額（上限）	入学一時金（上限）
大学院	50,000 円	300,000 円
大学・短大 高等学校4年以上 専修学校専門課程	50,000 円	300,000 円
高等学校 高等専門学校3年以下 専修学校高等課程 特別支援学校高等部	国立・公立 17,000 円 私立 25,000 円	国立・公立 50,000 円 私立 50,000 円

- 申 請 下記お問い合わせ先へご連絡いただくか、又はホームページを御確認ください。募集要項は日本財団よりお取り寄せいただくこともできますのでお気軽にお問合せください。御申請は随時受け付けております。

【窓 口】

日本財団 まごころ奨学金 係 電話 03-6229-5111

■ 公益財団法人 日本財団 まごころ奨学金

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2

電話 03-6229-5111 FAX 03-6229-5180

E-mail : magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

預保納付金支援事業ホームページ <https://nf-yoho.com/>

(65) 公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター)

広島県公安委員会から指定された暴力追放運動を行う法人で、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動	
	弁護士、警察OBなどの暴力追放相談委員が、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。 【窓 口】 暴力相談電話 082-228-5050 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:30～16:00
見舞金の支給	
	暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金を支給しています。 【窓 口】 事務局電話 082-511-0110
暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動	
	国家公安委員会から認定を受けた適格都道府県センターとして、暴力団事務所使用差止請求訴訟を代行するほか、暴力団に対する損害賠償請求訴訟に必要な費用の貸付等を行います。 【窓 口】 事務局電話 082-511-0110

■ **公益財団法人 暴力追放広島県民会議 (広島県暴力追放運動推進センター)**
 〒730-0011 広島市中区基町 10-3 広島県自治会館 3階
 事務局電話 082-511-0110 FAX 082-511-0111
 ホームページ <https://www.h-boutui.org/>
暴力追放 広島 検 索

(66) 広島県生活センター（広島県環境県民局消費生活課）

商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等, 消費者からの相談を専門の相談員が受け付け, 消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理に当たっています。

相談業務（電話又は来所）

悪質商法等に巻き込まれた被害者への情報提供・助言・あっせんを行っています。

【窓 口】

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始除く）9:00～17:00

※ 来所の場合は, 16:00頃までにお越しください。

名 称	住 所	電 話
広島県生活センター	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 農林庁舎 1 階	082-223-6111 (消費生活相談専用)

※ 県内の各市町にも消費生活相談窓口があります（P136, 137の一覧を参照）。

（メール相談）

メールでの相談も受け付けています。

ご相談は県ホームページから。



〈市町消費生活相談窓口一覧〉

名 称	住 所	電 話	受付時間（※1）
広島市消費生活センター	〒730-0011 広島市中区基町 6-27 アクア広島センター街 8 階	082-225-3300	火曜日を除く毎日 10:00～19:00
呉市消費生活センター	〒737-8501 呉市中央 4-1-6 呉市役所 1 階	0823-25-3218	月～金曜 8:30～16:30
竹原市消費生活相談室（竹原市, 大崎上島町の住民の相談窓口）	〒725-8666 竹原市中央 5-1-35 竹原市役所 1 階	0846-22-6965	月～金曜 10:00～16:00
	〒725-0231 豊田郡大崎上島町東野 6625-1 大崎上島町役場	0846-65-3123	奇数月の第 1 金曜 10:00～15:00
三原市消費生活センター	〒723-8601 三原市港町 3-5-1 三原市役所 3 階	0848-67-6410	月～金曜 9:00～16:00
尾道市消費生活センター	〒722-8501 尾道市久保 1-15-1 尾道市役所 1 階	0848-37-4848	月～金曜 9:00～17:00
福山市消費生活センター	〒720-8501 福山市東桜町 3-5 福山市役所 1 階	084-928-1188	月～金曜 8:30～16:30
府中市消費生活センター	〒726-8601 府中市府川町 315 府中市役所本庁舎南棟	0847-43-7106	月・火・木・金曜 10:00～16:00
三次市消費生活センター（市民課市民窓口係）	〒728-8501 三次市十日市中 2-8-1 三次市役所東館 1 階	0824-62-6222	月～金曜 (水曜は相談員不在) 9:00～16:00
庄原市消費生活センター	〒727-8501 庄原市中本町 1-10-1 庄原市役所本庁舎 1 階	0824-73-1228	月～金曜 9:00～16:00

大竹市消費生活センター	〒739-0692 大竹市小方 1-11-1 大竹市役所 3 階	0827-57-3236	火・金曜 9:00～16:00
東広島市消費生活センター	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29 東広島市役所北館 1 階	082-421-7189	月～金曜 9:00～16:30
廿日市市消費生活センター	〒738-8501 廿日市市下平良 1-11-1 廿日市市役所 6 階	0829-31-1841	月～金曜 9:00～16:00
安芸高田市消費生活相談窓口	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 安芸高田市役所第 2 庁舎	0826-42-1143	火・木曜 9:30～16:30
江田島市消費生活相談窓口	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505	0823-43-1843	月～金曜 9:00～16:00 金曜のみ 15:00 まで
府中町消費生活相談コーナー	〒735-8686 安芸郡府中町大通 3-5-1 府中町役場本庁舎 1 階	082-286-3128	月～金曜 9:00～16:00
海田町消費生活相談窓口	〒736-8601 安芸郡海田町上市 14-18 海田町役場 2 階	082-823-9219	木曜 (祝日、年末年始は除く) 9:30～16:00 (12:00～13:00 は休み)
熊野町消費生活相談窓口	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝 1-1-1 熊野町役場 2 階	082-820-5636	月～金曜 10:00～16:00 (相談員は月・水曜のみ)
坂町消費生活相談窓口	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1 坂町役場 3 階	082-820-1535	木曜 9:00～16:00
安芸太田町消費生活相談所	〒731-3810 山県郡安芸太田町戸河内 784-1 安芸太田町役場東館 1 階	0826-28-1961	月～金曜 9:00～16:00 (12:00～13:00 は休み)
北広島町消費生活相談室	〒731-1533 山県郡北広島町有田 495-1 北広島町人権・生活総合相談センター 1 階	0826-72-5571	木曜 10:00～16:00
世羅町生活安全相談窓口	〒722-1192 世羅郡世羅町西上原 123-1 世羅町役場本庁舎 1 階	0847-22-1111	月～金曜 10:00～16:00
神石高原町消費生活相談窓口	〒720-1522 神石郡神石高原町小島 1701 神石高原町役場本庁舎 2 階	0847-89-3088	月～金曜 9:00～16:00

※1 祝日、年末年始は除く（広島市消費生活センターについては、祝日も受付可）
12 時～13 時は除く（広島市消費生活センター、福山市消費生活センターについては、
12 時～13 時も受付可）

(67) 社会福祉法人 広島いのちの電話

自殺等の様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見い出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受けた相談員が、年中無休 24 時間、電話相談に応じます。

【相談専用電話】

広島いのちの電話 082-221-4343 (年中無休 24 時間)

全国共通「自殺予防フリーダイヤルいのちの電話」

毎月 10 日 午前 8 時から翌朝 8 時 (24 時間) 0120-783-556

広島県フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」

毎月 20 日 午前 8 時から午後 8 時 0120-375-568 (広島県内のみ通話可能)

■ 社会福祉法人 広島いのちの電話

〒730-0013 広島市中区八丁堀 7-11 広島 YMC A 内

事務局電話 082-221-3113 FAX 082-221-6778

ホームページ <https://www.hiroshima-ikiru.org/>

いのちの電話 広島

検索



(68) 年金事務所

国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運營業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等)を担っている特殊法人です。

相談業務

年金相談に関する問合せ・手続きに応じています。

【電話での相談窓口】

- ねんきんダイヤル(年金相談に関する一般的なお問合せ)

電話 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

- ※ 「050」から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15

- ※ 月曜日(休日明けの初日)は19:00まで延長

第2土曜日 9:30～16:00

- 予約受付専用電話(来訪相談のご予約)

電話 0570-05-4890 (ナビダイヤル)

- ※ 「050」から始まる電話でおかけになる場合は、03-6631-7521

受付時間 月～金曜日(平日) 8:30～17:15

- ねんきんネット

年金加入記録の照会、年金見込額の試算、持ち主のわからない記録の検索、電子版「ねんきん定期便」や各種通知書の確認等、年金に関する便利なサービスを御利用いただけます。詳しくは、日本年金機構のホームページを御参照ください。

<p>【来訪での相談・手続き窓口】 県内の年金事務所 受付時間 月～金曜日 8:30～17:15 ※ 月曜日（休日明けの初日）は 19:00 まで延長 第2土曜日 9:30～16:00</p>

名 称	住 所	電 話	管轄地域
広島東年金事務所	〒730-8515 広島市中区基町 1-27	082-228-3131	中区 安佐南区 安佐北区
広島西年金事務所	〒733-0833 広島市西区商工センター 2-6-1 NTTコムウェア広島ビル 1階	082-535-1505	西区 佐伯区 大竹市 廿日市区 山県郡
広島南年金事務所	〒734-0007 広島市南区皆実町 1-4-35	082-253-7710	東区 南区 安芸区 江田島市 安芸郡
福山年金事務所	〒720-8533 福山市旭町 1-6	084-924-2181	福山市
呉年金事務所	〒737-8511 呉市宝町 2-11	0823-22-1691	呉市 東広島市 竹原市
東広島分室	〒739-0015 東広島市西条栄町 10-27 栄町ビル 1階	082-493-6301	
三原年金事務所	〒723-8510 三原市円一町 2-4-2	0848-63-4111	三原市 尾道市 豊田郡 世羅郡
三次年金事務所	〒728-8555 三次市十日市東 3-16-8	0824-62-3107	三次市 庄原市 安芸高田市
備後府中年年金事務所	〒726-0005 府中市府中町 736-2	0847-41-7421	府中市 神石郡

※ 平成29年2月から、広島市内年金事務所の厚生年金保険・健康保険の資格・保険料納付関係業務を広島東年金事務所に集約しました。

■ 日本年金機構広島東年金事務所（地域代表年金事務所）

〒730-8515 広島市中区基町 1-27

電話 082-228-3131（代） FAX 082-221-3042

ホームページ（日本年金機構） <https://www.nenkin.go.jp/>

来訪相談のご予約 → 予約受付専用電話 0570-05-4890

(69) 全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成20年10月1日より新たに全国健康保険協会（協会けんぽ）が設立されています。

健康保険の保険者として、健康保険証（被保険者証）の発行、傷病手当金や高額療養費、出産育児一時金等の給付業務、ジェネリック（後発）医療品の使用促進、糖尿病の重症化予防等の医療費適正化事業、また健康診断や保健指導等の保健事業等を行っています。

※ 協会けんぽからのお願い

医療費が高額になる際には、医療機関の窓口で精算できる限度額適用認定証を御利用ください。

限度額適用認定証

入院や通院治療で高額な医療費がかかるとき、「限度額適用認定証」を医療機関等に提出することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

■ **全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部**

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階

電話 082-568-1011（代） FAX 082-568-1130

受付時間 平日 8:30～17:15

ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



(70) 税務署

国税庁の下部組織で、内国税の賦課徴収を担当する第一線の行政機関です。

医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

【窓口】

名 称	住 所	電 話	管轄地域
広島東税務署	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 3-19	082-227-1155 (自動音声でご案内します。)	広島市中区の一部 広島市東区の一部(海田署管内を除く)、広島市南区の一部
広島南税務署	〒734-0003 広島市南区宇品東 6-1-72	082-253-3281 (自動音声でご案内します。)	広島市南区の一部 江田島市
広島西税務署	〒733-8555 広島市西区観音新町 1-17-3	082-234-3110 (自動音声でご案内します。)	広島市中区の一部 広島市西区
広島北税務署	〒731-0294 広島市安佐北区亀山 2-25-10	082-814-2111 (自動音声でご案内します。)	広島市安佐南区 広島市安佐北区の一部 (吉田署管内を除く) 山県郡
呉税務署	〒737-8652 呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎	0823-23-2424 (自動音声でご案内します。)	呉市
竹原税務署	〒725-8686 竹原市中央 3-2-12	0846-22-0485 (自動音声でご案内します。)	竹原市 豊田郡
三原税務署	〒723-8511 三原市宮沖 2-12-1	0848-62-3131 (自動音声でご案内します。)	三原市
尾道税務署	〒722-8505 尾道市古浜町 27-18	0848-22-2131 (自動音声でご案内します。)	尾道市 世羅郡
福山税務署	〒720-8652 福山市三吉町 4-4-8	084-922-1350 (自動音声でご案内します。)	福山市の一部 (府中署管内を除く)
府中税務署	〒726-0002 府中市鶉飼町 555-40	0847-45-2570 (自動音声でご案内します。)	福山市のうち芦田町、駅家町、新市町 府中市 神石郡
三次税務署	〒728-0013 三次市十日市東 1-13-5	0824-62-2721 (自動音声でご案内します。)	三次市
庄原税務署	〒727-0021 庄原市三日市町 667-5	0824-72-1001 (自動音声でご案内します。)	庄原市
西条税務署	〒739-8615 東広島市西条昭和町 16-8	082-422-2191 (自動音声でご案内します。)	東広島市
廿日市税務署	〒738-8601 廿日市市新宮 1-15-40 廿日市地方合同庁舎	0829-32-1217 (自動音声でご案内します。)	広島市佐伯区 大竹市 廿日市市
海田税務署	〒736-8505 安芸郡海田町大正町 1-13	082-823-2131 (自動音声でご案内します。)	広島市東区のうち馬木町、馬木 1～9丁目、温品町、温品 1～8丁目、上温品 1～4丁目、福田町、福田 1～8丁目、広島市安芸区 安芸郡
吉田税務署	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 3604-1	0826-42-0008 (自動音声でご案内します。)	広島市安佐北区のうち白木町 安芸高田市

■ 広島国税局

〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 1号館

電話 082-221-9211 (代)

ホームページ <https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

※ 国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください。

税務署にお電話していただき、自動音声案内に従い「1」番を選択してください。

県内の主な総合相談窓口一覧

名 称	電話番号	相談の対象又は内容	受付時間等	備 考	掲載頁						
広島県犯罪被害者等電話相談窓口	082-544-1110	犯罪被害に遭われた方への支援に係る制度の情報提供、関係機関・団体の紹介	月～土 9:00～17:00 (祝日・8/13～ 16・年末年始を除く)	面接相談は 予約制	P56						
広島市犯罪被害者等総合相談窓口	082-504-2722		平日(月～金) 8:30～17:15 (祝日・年末年始 及び8月6日を除く)	面接相談可	P59						
呉市人権・男女共同参画課	0823-25-3476		犯罪被害に遭われた方への支援に係る制度の情報提供、関係機関・団体の紹介	平日(月～金) 8:30～17:15 (祝日・年末年始 を除く)							
竹原市地域づくり課	0846-22-7736										
三原市人権推進課	0848-67-6044										
尾道市人権男女共同参画課	0848-37-2631										
福山市多様性社会推進課	084-928-1006										
府中市総務課	0847-43-7212										
三次市危機管理課	0824-62-6116										
庄原市危機管理課	0824-73-1206										
大竹市自治振興課	0827-59-2145										
東広島市 人権男女共同参画課	082-420-0927										
廿日市市 人権・男女共同推進課	0829-30-9136										
安芸高田市社会環境課	0826-42-1126										
江田島市人権推進課	0823-43-1635										
府中町自治振興課人権推進室	082-286-3165										
海田町社会福祉課	082-823-9207										
熊野町生活環境課	082-820-5606										
坂町民生課	082-820-1505							平日(月～金) 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)	平日(月～金) 8:30～17:15 (祝日・年末年始 を除く)		
安芸太田町住民課	0826-28-2116										
北広島町町民課人権・生活総合相談センター	050-5812-5020										
大崎上島町住民課	0846-65-3113										
世羅町総務課	0847-22-1111										
神石高原町総務課	0847-89-3330										
警察安全相談電話	082-228-9110 ※プッシュ回線は、局番なしの#9110	犯罪・防犯など警察で対応できる問題についての相談	平日(月～金) 8:30～17:15	面接相談可	P68						
第六管区海上保安本部 犯罪被害者等支援窓口	082-251-5111 内線 2121	被害者支援に関する相談、制度の紹介	平日(月～金) 9:05～17:50 (祝日・年末年始 を除く)		P70						
法テラス・サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)	0120-079714	支援の相談窓口や法制度の情報提供	平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始 を除く)	料金は無料	P71						

法テラス広島(日本司法支援センター広島地方事務所)	0570-078352 (ナビダイヤル) 0503383-5485 (IP電話)	支援の相談窓口や法制度の情報提供、支援の経験や理解のある弁護士の紹介	平日(月～金) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)		P72
公益社団法人 広島被害者支援センター	082-544-1110	被害に遭われた方が抱える悩み、病院や裁判所等への付添支援などに関する相談	月～土 9:00～17:00	面接相談は要予約	P73
広島地方検察庁 被害者ホットライン	082-221-2467	被害に遭われた方への各種手続などに関する相談	平日(月～金) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)		P80
広島弁護士会 犯罪被害者電話相談	080-4268-1141	被害回復のために採りうる法的手段の説明など	月～金 15:00～18:00 (祝日・年末年始・GW・お盆前後除く)		P85
中国地方更生保護委員会	082-224-0920	被害者支援に関する各種制度の説明やその利用の支援、関係機関の紹介	平日(月～金) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)		P90
広島保護観察所	082-221-4489	被害者支援に関する各種制度の説明やその利用の支援、関係機関の紹介	平日(月～金) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)		P91

支援等の内容		広島市		呉市	
○	犯罪被害者等からの相談業務	市民安全推進課	082-504-2722	人権・男女共同参画課	0823-25-3465
1	遺族基礎年金	各区役所の保険年金課	P157 参照	保険年金課	0823-25-3157
2	障害基礎年金	各区役所の保険年金課	P157 参照	保険年金課	0823-25-3157
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	各区役所の保険年金課 ※貸付制度なし	P157 参照	保険年金課 ※貸付制度なし	0823-25-3154
4	特別障害者手当	各区役所の福祉課	P156 参照	障害福祉課	0823-25-3135
5	身体障害者手帳の交付	各区役所の福祉課	P156 参照	障害福祉課	0823-25-3135
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	各区役所の福祉課	P156 参照	障害福祉課	0823-25-3135
7	障害福祉サービス	各区役所の福祉課	P156 参照	障害福祉課	0823-25-3135
8	自立支援医療費等支給制度	各区役所の福祉課	P156 参照	障害福祉課	0823-25-3135
9	重度心身障害者医療費助成	各区役所の福祉課	P156 参照	障害福祉課	0823-25-3135
10	乳幼児医療費助成 ※	各区役所の福祉課	P156 参照	子育て支援課	0823-25-3173
11	ひとり親家庭等医療費助成	各区役所の福祉課	P156 参照	子育て支援課	0823-25-3173
12	精神障害者医療費助成制度	各区役所の福祉課	P156 参照	障害福祉課	0823-25-3135
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	各区役所の福祉課	P156 参照	子育て支援課	0823-25-3297
14	高等職業訓練促進給付金等事業	各区役所の福祉課	P156 参照	子育て支援課	0823-25-3173
15	自立支援教育訓練給付金事業	各区役所の福祉課	P156 参照	子育て支援課	0823-25-3173
16	母子家庭等就業・自立支援事業	広島母子家庭等就学自立支援センター	082-261-2235	子育て支援課	0823-25-3173
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	広島母子家庭等就学自立支援センター	082-261-2235	子育て支援課	0823-25-3173
18	児童扶養手当	各区役所の福祉課	P156 参照	子育て支援課	0823-25-3173
19	障害児福祉手当	各区役所の福祉課	P156 参照	障害福祉課	0823-25-3135
20	特別児童扶養手当	各区役所の福祉課	P156 参照	障害福祉課	0823-25-3135
21	就学援助制度	学事課	082-504-2469	学校教育課	0823-25-3568
22	幼児教育・保育の無償化	①各区役所の福祉課(保育園、認定こども園、新制度移行幼稚園、市立幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業) ②教育委員会学事課(新制度未移行幼稚園) ③こども・家庭支援課(ファミリー・サポート・センター事業) ④障害自立支援課(障害児通園施設) ⑤こども・家庭支援課(ファミリー・サポート・センター事業) ⑥障害自立支援課(障害児通園施設)	①082-504-2154 各区役所の福祉課は P156 参照 ② 082-504-2469 各区役所の福祉課は P156 参照 ③082-504-2623 ④082-504-2148 ⑤082-504-2623 ⑥082-504-2148	子育て施設課	0823-25-3144
23	一時預かり事業	保育指導課	082-504-2154	子育て施設課	0823-25-3174
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	各区役所の地域支えあい課 児童相談所	P156 参照 082-263-0694	子育て支援課	0823-25-3599
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	各区役所の地域支えあい課 児童相談所	P156 参照 082-263-0694	子育て支援課	0823-25-3599
26	無料法律相談	市民相談センター	082-504-2120	市民相談室	0823-25-3222
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	各区役所の市民課	P157 参照	市民窓口課	0823-25-3161
○	死亡の届出担当課	各区役所の市民課	P157 参照	市民窓口課	0823-25-3163
○	国民健康保険担当課(異動届など)	各区役所の保険年金課 財政局収納対策部(納付相談など)	P157 参照	保険年金課	0823-25-3158
○	国民年金担当課(異動届など)	各区役所の保険年金課	P157 参照	保険年金課	0823-25-3157
○	児童虐待に関する窓口担当課	広島市児童相談所	082-263-0694	子育て支援課児童相談室	0823-25-3599
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	広島市 配偶者 暴力相談支援センター	082-504-2412	子育て支援課児童相談室	0823-25-3599
○	福祉全般の相談、生活保護	各区の福祉事務所	P156 参照	生活支援課	0823-25-3571
○	地域包括支援センター(担当課)	地域包括ケア推進課	082-504-2648	高齢者支援課	0823-25-3138
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	各区役所の地域支えあい課	P156 参照	重層的支援推進室	0823-25-5715
○	障害者虐待に関する窓口担当課	広島市 障害者 虐待防止センター	082-542-5300	呉市障害者 虐待防止センター	0823-25-3107
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	各区の保健センター	P156 参照	地域保健課	0823-25-3542
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	各区役所の建築課	P157 参照	住宅政策課	0823-25-3392
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	各区役所の建築課	P157 参照	住宅政策課	0823-25-3392
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	各区役所の建築課	P157 参照	住宅政策課	0823-25-3392
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	各区役所の建築課	P157 参照	住宅政策課	0823-25-3392
★	犯罪被害者見舞金	市民安全推進課	082-504-2722	人権・男女共同参画課	0823-25-3465
★	日常生活等支援費用助成金	市民安全推進課	082-504-2722	-	-

※ 広島市は、「こども医療費補助」

(注)「総合的な対応窓口」を設置している場合は、その窓口の部署名と連絡先を記載し、未設置の場合は、実際に相談があった場合に対応する部署名と連絡先を記載してください。

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈竹原市・三原市〉

支援等の内容		竹原市		三原市	
○	犯罪被害者等からの相談業務	地域づくり課	0846-22-7736	人権推進課	0848-67-6044
1	遺族基礎年金	市民課	0846-22-7734	市民課	0848-67-6051
2	障害基礎年金	市民課	0846-22-7734	市民課	0848-67-6051
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	市民課 (療養費申請のみ) ※貸付制度なし	0846-22-7734	保険医療課 ※貸付制度なし	0848-67-6050
4	特別障害者手当	健康福祉課	0846-22-7743	社会福祉課	0848-67-6060
5	身体障害者手帳の交付	健康福祉課	0846-22-7743	社会福祉課	0848-67-6060
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	健康福祉課(保健センター)	0846-22-7157	社会福祉課	0848-67-6060
7	障害福祉サービス	健康福祉課	0846-22-7743	社会福祉課	0848-67-6060
8	自立支援医療費等支給制度	健康福祉課 (身体) (精神)	0846-22-7743 0846-22-7157	社会福祉課	0848-67-6060
9	重度心身障害者医療費助成	健康福祉課	0846-22-7743	社会福祉課	0848-67-6060
10	乳幼児医療費助成 ※	市民課	0846-22-7734	子育て支援課	0848-67-6045
11	ひとり親家庭等医療費助成	社会福祉課	0846-22-7742	子育て支援課	0848-67-6045
12	精神障害者医療費助成制度	健康福祉課(保健センター)	0846-22-7157	社会福祉課	0848-67-6058
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	社会福祉課	0846-22-7742	子育て支援課	0848-67-6045
14	高等職業訓練促進給付金等事業	社会福祉課	0846-22-7742	子育て支援課	0848-67-6045
15	自立支援教育訓練給付金事業	社会福祉課	0846-22-7742	子育て支援課	0848-67-6045
16	母子家庭等就業・自立支援事業	—	—	子育て支援課	0848-67-6045
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	社会福祉課	0846-22-7742	子育て支援課	0848-67-6045
18	児童扶養手当	社会福祉課	0846-22-7742	子育て支援課	0848-67-6045
19	障害児福祉手当	健康福祉課	0846-22-7743	社会福祉課	0848-67-6058
20	特別児童扶養手当	社会福祉課	0846-22-7742	社会福祉課	0848-67-6060
21	就学援助制度	教委・総務学事課	0846-22-2329	教委・学校教育課	0848-67-6154
22	幼児教育・保育の無償化	①教委・総務学事課 (幼稚園) ②社会福祉課 (保育所, 認定こども園)	①0846-22-2329 ②0846-22-7742	①教委・教育振興課 (幼稚園) ②児童保育課 (保育所, 認定子ども園) ③社会福祉課 (障害児通園施設)	①0848-67-6151 ②0848-67-6042 ③0848-67-6060
23	一時預かり事業	社会福祉課	0846-22-7742	児童保育課	0848-67-6042
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	—	—	子育て支援課	0848-67-6045
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	—	—	—	—
26	無料法律相談	竹原市社会福祉協議会	0846-22-5131	生活環境課	0848-67-6178
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	市民課	0846-22-7734	市民課	0848-67-6047
○	死亡の届出担当課	市民課	0846-22-7734	市民課	0848-67-6175
○	国民健康保険担当課(異動届など)	市民課	0846-22-7734	保険医療課	0848-67-6050
○	国民年金担当課(異動届など)	市民課	0846-22-7734	市民課	0848-67-6051
○	児童虐待に関する窓口担当課	社会福祉課	0846-22-7742	保健福祉課	0848-67-6088
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	地域づくり課	0846-22-7736	社会福祉課	0848-67-6058
○	福祉全般の相談, 生活保護	社会福祉課	0846-22-7742	社会福祉課	0848-67-6059
○	地域包括支援センター(担当課)	健康福祉課	0846-22-7743	高齢者福祉課	0848-67-6055
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	健康福祉課	0846-22-7743	高齢者福祉課	0848-67-6055
○	障害者虐待に関する窓口担当課	竹原市障害者 虐待防止センター (竹原市社会福祉協議会)	0846-24-6007	保健福祉部 社会福祉課	0848-67-6167
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	健康福祉課	0846-22-7157	保健福祉課	0848-67-6061
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	都市整備課	0846-22-7749	—	—
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	都市整備課	0846-22-7749	—	—
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	都市整備課	0846-22-7749	建築課	0848-67-6120
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	都市整備課	0846-22-7749	—	—
★	犯罪被害者見舞金	—	—	—	—

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈尾道市・福山市〉

支援等の内容		尾道市		福山市	
○	犯罪被害者等からの相談業務	人権男女共同参画課	0848-37-2631	多様性社会推進課	084-928-1006
1	遺族基礎年金	保険年金課	0848-38-9143	保険年金課	084-928-1052
2	障害基礎年金	保険年金課	0848-38-9143	保険年金課	084-928-1052
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	保険年金課 ※貸付制度なし	0848-38-9142	保険年金課 ※貸付制度なし	084-928-1054
4	特別障害者手当	社会福祉課	0848-38-9125	障がい福祉課	084-928-1063
5	身体障害者手帳の交付	社会福祉課	0848-38-9125	障がい福祉課	084-928-1063
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課	0848-38-9125	障がい福祉課	084-928-1063
7	障害福祉サービス	社会福祉課	0848-38-9124	障がい福祉課	084-928-1063
8	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課	0848-38-9124	障がい福祉課	084-928-1063
9	重度心身障害者医療費助成	社会福祉課	0848-38-9124	障がい福祉課	084-928-1063
10	乳幼児医療費助成 ※	子育て支援課	0848-38-9112	ネウボラ推進課	084-928-1070
11	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課	0848-38-9205	ネウボラ推進課	084-928-1070
12	精神障害者医療費助成制度	社会福祉課	0848-38-9124	障がい福祉課	084-928-1063
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	0848-38-9205	ネウボラ推進課	084-928-1053
14	高等職業訓練促進給付金等事業	子育て支援課	0848-38-9205	ネウボラ推進課	084-928-1053
15	自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	0848-38-9205	ネウボラ推進課	084-928-1053
16	母子家庭等就業・自立支援事業	子育て支援課	0848-38-9205	ネウボラ推進課	084-928-1053
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	子育て支援課	0848-38-9205	ネウボラ推進課	084-928-1053
18	児童扶養手当	子育て支援課	0848-38-9205	ネウボラ推進課	084-928-1070
19	障害児福祉手当	社会福祉課	0848-38-9125	障がい福祉課	084-928-1063
20	特別児童扶養手当	社会福祉課	0848-38-9125	障がい福祉課	084-928-1063
21	就学援助制度	教委・教育指導課	0848-20-7474	教委・学事課	084-928-1169
22	幼児教育・保育の無償化	教委庶務課(幼稚園) 子育て支援課(保育所・認定こども園)	0848-20-7470 0848-38-9114	保育施設課	084-928-1140
23	一時預かり事業	子育て支援課	0848-38-9114	保育指導課	084-928-1277
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	子育て支援課	0848-38-9219	ネウボラ推進課	084-928-1258
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	子育て支援課	0848-38-9219	ネウボラ推進課	084-928-1258
26	無料法律相談	秘書広報課	0848-38-9395	消費生活センター	084-928-1188
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	市民課	0848-38-9102	市民課	084-928-1059
○	死亡の届出担当課	市民課	0848-38-9104	市民課	084-928-1059
○	国民健康保険担当課(異動届など)	保険年金課	0848-38-9142	市民課	084-928-1059
○	国民年金担当課(異動届など)	保険年金課	0848-38-9143	国保年金課	084-928-1052
○	児童虐待に関する窓口担当課	子育て支援課	0848-38-9219	ネウボラ推進課	084-928-1258
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	社会福祉課 因島福祉課	0848-38-9350 0845-26-6209	男女共同 参画センター	084-973-8896
○	福祉全般の相談、生活保護	社会福祉課	0848-38-9126	生活福祉課	084-928-1280
○	地域包括支援センター(担当課)	高齢者福祉課	0848-38-9137	高齢者支援課	084-928-1065
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	高齢者福祉課 因島福祉課	0848-38-9137 0845-26-6210	高齢者支援課	084-928-1065
○	障害者虐待に関する窓口担当課	尾道市障害者 虐待防止センター ① 尾道センター ② 因島瀬戸田 センター	①0848-38-9124 (平日) 0848-38-9111 (休日・夜間) ②0845-26-6209 (平日) 0845-22-1311 (休日・夜間)	福山市障がい者 虐待防止センター	084-928-1354
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	健康推進課	0848-24-1962	健康推進課	084-928-3421
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	まちづくり推進課	0848-38-9247	—	—
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	まちづくり推進課	0848-38-9247	—	—
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	まちづくり推進課	0848-38-9247	住宅課	084-928-1101
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	まちづくり推進課	0848-38-9247	住宅課	084-928-1101
★	犯罪被害者見舞金	—	—	—	—

〇市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈府中市・三次市〉

支援等の内容		府中市		三次市	
○	犯罪被害者等からの相談業務	総務課	0847-43-7115	危機管理課	0824-62-6222
1	遺族基礎年金	市民課	0847-43-7129	市民課	0824-62-6134
2	障害基礎年金	市民課	0847-43-7129	市民課	0824-62-6134
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	市民課 ※貸付制度なし	0847-43-7142	市民課	0824-62-6134
4	特別障害者手当	福祉課	0847-43-7148	社会福祉課	0824-65-2051
5	身体障害者手帳の交付	福祉課	0847-43-7148	社会福祉課	0824-65-2051
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	健康推進課	0847-47-1310	健康推進課	0824-62-6232
7	障害福祉サービス	健康推進課(精神) 福祉課(身体)	0847-47-1310 0847-43-7148	社会福祉課	0824-62-2051
8	自立支援医療費等支給制度	健康推進課(精神) 福祉課(身体)	0847-47-1310 0847-43-7148	社会福祉課(身体) 健康推進課(精神)	0824-65-2051 0824-62-6232
9	重度心身障害者医療費助成	福祉課	0847-43-7148	市民課	0824-62-6134
10	乳幼児医療費助成 ※	女性子ども課	0847-43-7139	子育て支援課	0824-62-6148
11	ひとり親家庭等医療費助成	女性子ども課	0847-43-7139	子育て支援課	0824-62-6148
12	精神障害者医療費助成制度	健康推進課	0847-47-1310	市民課	0824-62-6134
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	女性子ども課	0847-43-7139	子育て支援課	0824-62-6148
14	高等職業訓練促進給付金等事業	女性子ども課	0847-43-7139	子育て支援課	0824-62-6148
15	自立支援教育訓練給付金事業	女性子ども課	0847-43-7139	子育て支援課	0824-62-6148
16	母子家庭等就業・自立支援事業	—	—	子育て支援課	0824-62-6148
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	女性子ども課	0847-43-7139	子育て支援課	0824-62-6148
18	児童扶養手当	女性子ども課	0847-43-7139	子育て支援課	0824-62-6148
19	障害児福祉手当	福祉課	0847-43-7148	社会福祉課	0824-65-2051
20	特別児童扶養手当	福祉課	0847-43-7148	子育て支援課	0824-62-6148
21	就学援助制度	教委・教育政策課	0847-43-7193	教委・学校教育課	0824-62-6184
22	幼児教育・保育の無償化	教委・教育政策課(幼稚園) 女性子ども課(保育所)	0847-43-7193 0847-43-7265	子育て支援課	0824-62-6147
23	一時預かり事業	女性子ども課	0847-43-7265	子育て支援課	0824-62-6147
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	—	—	—	—
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	—	—	—	—
26	無料法律相談	社会福祉協議会	0847-47-1294	市民課	0824-62-6222
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	市民課	0847-43-7128	市民課	0824-62-6138
○	死亡の届出担当課	市民課	0847-43-7127	市民課	0824-62-6138
○	国民健康保険担当課(異動届など)	市民課	0847-43-7142	市民課	0824-62-6134
○	国民年金担当課(異動届など)	市民課	0847-43-7129	市民課	0824-62-6134
○	児童虐待に関する窓口担当課	女性子ども課	0847-43-7255	子育て支援課	0824-64-6011
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	女性子ども課	0847-43-7216	子育て支援課	0824-64-6011
○	福祉全般の相談、生活保護	福祉課	0847-43-7148 0847-43-7149	社会福祉課	0824-62-6146
○	地域包括支援センター(担当課)	介護保険課	0847-40-0223	高齢者福祉課	0824-62-6145
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	介護保険課	0847-40-0223	高齢者福祉課	0824-62-6145
○	障害者虐待に関する窓口担当課	福祉課	0847-43-7148 (平日) 0847-43-7111 (休日・夜間)	① 福祉保健部 社会福祉課 障害者福祉係 ② 三次市障害者 支援センター	① 0824-65-2051 (平日) 0824-62-6111 (休 日・夜間) ② 0824-65-1131 (平日・休日・夜 間)
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	健康推進課	0847-47-1310	健康推進課	0824-62-6232
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	—	—	財産管理課	0824-62-6161
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	—	—	財産管理課	0824-62-6161
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	—	—	財産管理課	0824-62-6161
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	—	—	財産管理課	0824-62-6161
★	犯罪被害者見舞金	—	—	危機管理課	0824-62-6116

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈庄原市・大竹市〉

支援等の内容		庄原市		大竹市	
○	犯罪被害者等からの相談業務	危機管理課	0824-73-1206	自治振興課	0827-59-2145
1	遺族基礎年金	保健医療課	0824-73-1158	保健医療課	0827-59-2141
2	障害基礎年金	保健医療課	0824-73-1158	保健医療課	0827-59-2141
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	保健医療課 ※貸付制度なし	0824-73-1158	保健医療課 ※貸付制度なし	0827-59-2141
4	特別障害者手当	社会福祉課	0824-73-1210	福祉課	0827-59-2146
5	身体障害者手帳の交付	社会福祉課	0824-73-1210	福祉課	0827-59-2146
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課	0824-73-1210	福祉課	0827-59-2146
7	障害福祉サービス	社会福祉課	0824-73-1210	福祉課	0827-59-2146
8	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課	0824-73-1210	福祉課	0827-59-2146
9	重度心身障害者医療費助成	保健医療課	0824-73-1155	保健医療課	0827-59-2141
10	乳幼児医療費助成 ※	保健医療課	0824-73-1155	保健医療課	0827-59-2141
11	ひとり親家庭等医療費助成	保健医療課	0824-73-1155	保健医療課	0827-59-2141
12	精神障害者医療費助成制度	社会福祉課	0824-73-1210	保健医療課	0827-59-2141
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	児童福祉課	0824-73-1192	福祉課	0827-59-2148
14	高等職業訓練促進給付金等事業	児童福祉課	0824-73-1192	福祉課	0827-59-2148
15	自立支援教育訓練給付金事業	児童福祉課	0824-73-1192	福祉課	0827-59-2148
16	母子家庭等就業・自立支援事業	児童福祉課	0824-73-1192	—	
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	—		—	
18	児童扶養手当	児童福祉課	0824-73-1192	福祉課	0827-59-2148
19	障害児福祉手当	社会福祉課	0824-73-1210	福祉課	0827-59-2146
20	特別児童扶養手当	社会福祉課	0824-73-1210	福祉課	0827-59-2148
21	就学援助制度	教委・教育指導課	0824-73-1183	教委・総務学事課	0827-59-2185
22	幼児教育・保育の無償化	児童福祉課	0824-73-1192	福祉課	0827-59-2148
23	一時預かり事業	児童福祉課	0824-73-1192	福祉課	0827-59-2148
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	—		福祉課	0827-59-2148
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	—		福祉課	0827-59-2148
26	無料法律相談	市民生活課	0824-73-1154	企画財政課	0827-59-2124
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	市民生活課	0824-73-1157	市民税務課	0827-59-2143
○	死亡の届出担当課	市民生活課	0824-73-1157	市民税務課	0827-59-2143
○	国民健康保険担当課(異動届など)	市民生活課(資格の得喪業務) 保健医療課(その他全般業務)	0824-73-1157 0824-73-1158	保健医療課	0827-59-2141
○	国民年金担当課(異動届など)	保健医療課	0824-73-1158	保健医療課	0827-59-2141
○	児童虐待に関する窓口担当課	児童福祉課	0824-73-0051	福祉課	0827-59-2148
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	児童福祉課	0824-73-0051	地域介護課	0827-59-2100
○	福祉全般の相談, 生活保護	社会福祉課	0824-73-1166	福祉課	0827-59-2147
○	地域包括支援センター(担当課)	高齢者福祉課	0824-73-1165	地域介護課	0827-28-6226
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	高齢者福祉課	0824-73-1165	地域介護課	0827-59-2144
○	障害者虐待に関する窓口担当課	社会福祉課 障害者福祉係	0824-73-1210 (平日) 0824-73-1111 (休日・夜間)	健康福祉部 福祉課 障害福祉係	0827-59-2146
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	保健医療課	0824-73-1255	保健医療課	0827-59-2140
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	都市整備課	0824-73-1172	都市計画課	0827-59-2168
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	都市整備課	0824-73-1172	—	
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	都市整備課	0824-73-1172	都市計画課	0827-59-2168
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	都市整備課	0824-73-1172	—	
★	犯罪被害者見舞金	危機管理課	0824-73-1206	自治振興課	0827-59-2145

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈東広島市・廿日市市〉

支援等の内容		東広島市		廿日市市	
○	犯罪被害者等からの相談業務	人権男女共同参画課	082-420-0927	人権・男女共同推進課	0829-30-9136
1	遺族基礎年金	国保年金課	082-420-0933	保険課	0829-30-9160
2	障害基礎年金	国保年金課	082-420-0933	保険課	0829-30-9160
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	国保年金課	082-420-0933	保険課 ※貸付制度なし	0829-30-9159
4	特別障害者手当	障害福祉課	082-420-0180	障害福祉課	0829-30-9152
5	身体障害者手帳の交付	障害福祉課	082-420-0180	障害福祉課	0829-30-9186
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	障害福祉課	082-420-0180	障害福祉課	0829-30-9152
7	障害福祉サービス	障害福祉課	082-420-0180	障害福祉課	0829-30-9128
8	自立支援医療費等支給制度	障害福祉課	082-420-0180	障害福祉課 ①(更生医療) ②(精神通院医療) 子育て応援室 ③(育成医療)	①0829-30-9186 ②0829-30-9152 ③0829-30-9188
9	重度心身障害者医療費助成	障害福祉課	082-420-0180	障害福祉課	0829-30-9186
10	乳幼児医療費助成 ※	こども家庭課	082-420-0941	こども課	0829-30-9153
11	ひとり親家庭等医療費助成	こども家庭課	082-420-0941	こども課	0829-30-9153
12	精神障害者医療費助成制度	障害福祉課	082-420-0180	障害福祉課	0829-30-9186
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども家庭課	082-420-0407	こども課	0829-30-9130
14	高等職業訓練促進給付金等事業	こども家庭課	082-420-0407	こども課	0829-30-9130
15	自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭課	082-420-0407	こども課	0829-30-9130
16	母子家庭等就業・自立支援事業	こども家庭課	082-420-0407	—	
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	こども家庭課	082-420-0407	子育て応援室	0829-30-9129
18	児童扶養手当	こども家庭課	082-420-0941	こども課	0829-30-9153
19	障害児福祉手当	障害福祉課	082-420-0180	障害福祉課	0829-30-9152
20	特別児童扶養手当	障害福祉課	082-420-0180	障害福祉課	0829-30-9152
21	就学援助制度	教委・学事課	082-420-0975	教委・学校教育課	0829-30-9202
22	幼児教育・保育の無償化	保育課	082-420-0934	こども課	0829-30-9154
23	一時預かり事業	保育課	082-420-0934	こども課	0829-30-9154
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	こども家庭課	082-420-0407	子育て応援室	0829-30-9129
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	こども家庭課	082-420-0407	子育て応援室	0829-30-9129
26	無料法律相談	市民生活課	082-420-0922	生活環境課	0829-30-9147
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	市民課	082-420-0925	市民課	0829-30-9135
○	死亡の届出担当課	市民課	082-420-0915	市民課	0829-30-9134
○	国民健康保険担当課(異動届など)	国保年金課	082-420-0933	保険課	0829-30-9159
○	国民年金担当課(異動届など)	国保年金課	082-420-0933	保険課	0829-30-9159
○	児童虐待に関する窓口担当課	こども家庭課	082-420-0407	子育て応援室	0829-30-9129
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	こども家庭課	082-420-0407	子育て応援室	0829-30-9129
○	福祉全般の相談、生活保護	地域共生推進課 ①生活困窮者自立支援 ②生活保護	①082-493-5621 ②082-420-0405	①福祉全般の相談 健康福祉総務課 (相談まるごとサポートデスク) ②生活保護 生活福祉 ③生活困窮 はつかいち生活支援センター	①0829-30-9150 (0829-20-5175) ②0829-30-9166 ③0829-20-4080
○	地域包括支援センター(担当課)	地域包括ケア推進課	082-420-0984	地域包括ケア推進課	0829-30-9167
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	地域包括ケア推進課	082-420-0984	地域包括ケア推進課	0829-30-9167
○	障害者虐待に関する窓口担当課	東広島市障害者虐待防止センター ①障害福祉課 ②障害者相談支援センター(はあとふる)	①082-420-0180 (平日) 082-422-2111(休日・夜間) ②082-493-6073 (月～土)	障害福祉課	0829-30-9128
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	医療保健課	082-420-0936	健康福祉総務課	0829-20-1610
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	—		住宅政策課	0829-30-9177
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	住宅課	082-420-0946	—	
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	住宅課	082-420-0946	住宅政策課	0829-30-9177
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	住宅課	082-420-0946	—	
★	犯罪被害者見舞金	—		人権・男女共同推進課	0829-30-9136

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈安芸高田市・江田島市〉

支援等の内容		安芸高田市		江田島市	
○	犯罪被害者等からの相談業務	社会環境課	0826-42-5625	人権推進課	0823-43-1635
1	遺族基礎年金	総合窓口課	0826-42-5616	市民生活課	0823-43-1634
2	障害基礎年金	総合窓口課	0826-42-5616	市民生活課	0823-43-1634
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	保健医療課	0826-42-5619	保健医療課	0823-43-1639
4	特別障害者手当	社会福祉課	0826-42-5615	社会福祉課	0823-43-1638
5	身体障害者手帳の交付	社会福祉課	0826-42-5615	社会福祉課	0823-43-1638
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課	0826-42-5615	社会福祉課	0823-43-1638
7	障害福祉サービス	社会福祉課	0826-42-5615	社会福祉課	0823-43-1638
8	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課	0826-42-5615	社会福祉課	0823-43-1638
9	重度心身障害者医療費助成	保健医療課	0826-42-5619	保健医療課	0823-43-1639
10	乳幼児医療費助成 ※	保健医療課	0826-42-5619	保健医療課	0823-43-1639
11	ひとり親家庭等医療費助成	保健医療課	0826-42-5619	保健医療課	0823-43-1639
12	精神障害者医療費助成制度	保健医療課	0826-42-5619	保健医療課	0823-43-1639
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	0826-47-1283	子育て支援課	0823-42-2852
14	高等職業訓練促進給付金等事業	子育て支援課	0826-47-1283	子育て支援課	0823-42-2852
15	自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	0826-47-1283	子育て支援課	0823-42-2852
16	母子家庭等就業・自立支援事業	子育て支援課	0826-47-1283	—	—
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	子育て支援課	0826-47-1283	—	—
18	児童扶養手当	子育て支援課	0826-47-1283	社会福祉課	0823-43-1638
19	障害児福祉手当	社会福祉課	0826-42-5615	社会福祉課	0823-43-1638
20	特別児童扶養手当	子育て支援課	0826-47-1283	社会福祉課	0823-43-1638
21	就学援助制度	教委・教育総務課	0826-42-0049	教委・学校教育課	0823-43-1900
22	幼児教育・保育の無償化	①教委・教育総務課 (幼稚園) ②子育て支援課 (保育園・認定こども園)	①0826-42-0049 ②0826-47-1283	子育て支援課	0823-42-2852
23	一時預かり事業	子育て支援課	0826-47-1283	子育て支援課	0823-42-2852
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	—	—	—	—
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	—	—	—	—
26	無料法律相談	社会福祉協議会	0826-32-2226	総務課	0823-43-1111
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	総合窓口課	0826-42-5616	市民生活課	0823-43-1634
○	死亡の届出担当課	総合窓口課	0826-42-5616	市民生活課	0823-43-1634
○	国民健康保険担当課(異動届など)	保健医療課	0826-42-5619	市民生活課	0823-43-1634
○	国民年金担当課(異動届など)	総合窓口課	0826-42-5616	市民生活課	0823-43-1634
○	児童虐待に関する窓口担当課	子育て支援課	0826-47-1283	子育て支援課	0823-42-2852
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	子育て支援課	0826-47-1283	人権推進課	0823-43-1635
○	福祉全般の相談, 生活保護	社会福祉課	0826-42-5615	社会福祉課	0823-43-1638
○	地域包括支援センター(担当課)	健康長寿課	0826-47-1281	高齢介護課	0823-43-1651
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	高齢者福祉課	0826-47-1281	地域包括支援センター	0823-43-1640
○	障害者虐待に関する窓口担当課	福祉保健部 社会福祉課	0826-47-0235	①社会福祉課 ②江田島市障害者生活支援センター	①0823-43-1638 ②0823-27-8880
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	保健医療課	0826-42-5619	保健医療課	0823-43-1639
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	住宅政策課	0826-47-1202	都市整備課	0823-43-1647
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	住宅政策課	0826-47-1202	都市整備課	0823-43-1647
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	住宅政策課	0826-47-1202	都市整備課	0823-43-1647
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	住宅政策課	0826-47-1202	都市整備課	0823-43-1647
★	犯罪被害者見舞金	人権多文化共生推進課	0826-42-5630	人権推進課	0823-43-1635

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈府中町・海田町〉

支援等の内容		府中町		海田町	
○	犯罪被害者等からの相談業務	自治振興課人権推進室	082-286-3165	社会福祉課	082-823-9207
1	遺族基礎年金	保険年金課	082-286-3154	住民課	082-823-9206
2	障害基礎年金	保険年金課	082-286-3154	住民課	082-823-9206
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	保険年金課 ※貸付制度なし	082-286-3236	住民課 ※貸付制度なし	082-823-9206
4	特別障害者手当	福祉課	082-286-3161	社会福祉課	082-823-9207
5	身体障害者手帳の交付	福祉課	082-286-3161	社会福祉課	082-823-9207
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	福祉課	082-286-3161	社会福祉課	082-823-9207
7	障害福祉サービス	福祉課	082-286-3161	社会福祉課	082-823-9207
8	自立支援医療費等支給制度	福祉課	082-286-3161	社会福祉課	082-823-9207
9	重度心身障害者医療費助成	福祉課	082-286-3161	社会福祉課	082-823-9207
10	乳幼児医療費助成 ※	子育て支援課	082-286-3163	こども課	082-823-9227
11	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課	082-286-3163	こども課	082-823-9227
12	精神障害者医療費助成制度	認定に関すること 福祉課 給付に関すること 保険年金課	082-286-3161 082-286-3154	社会福祉課	082-823-9207
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	082-286-3163	こども課	082-823-9227
14	高等職業訓練促進給付金等事業	子育て支援課	082-286-3163	こども課	082-823-9227
15	自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	082-286-3163	こども課	082-823-9227
16	母子家庭等就業・自立支援事業	—	—	—	—
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	子育て支援課	082-286-3163	こども課	082-823-9227
18	児童扶養手当	子育て支援課	082-286-3163	こども課	082-823-9227
19	障害児福祉手当	福祉課	082-286-3161	社会福祉課	082-823-9207
20	特別児童扶養手当	福祉課	082-286-3161	社会福祉課	082-823-9207
21	就学援助制度	教委・学校教育課	082-286-3271	教委・学校教育課	082-823-9216
22	幼児教育・保育の無償化	子育て支援課	082-286-3168	こども課	082-823-9227
23	一時預かり事業	子育て支援課	082-286-3168	こども課	082-823-9227
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	子育て支援課	082-286-3224	こども課	082-823-9227
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	子育て支援課	082-286-3224	こども課	082-823-9227
26	無料法律相談	社会福祉協議会	082-285-7278	—	—
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	住民課	082-286-3151	住民課	082-823-9205
○	死亡の届出担当課	住民課	082-286-3152	住民課	082-823-9205
○	国民健康保険担当課(異動届など)	保険年金課	082-286-3236	住民課	082-823-9206
○	国民年金担当課(異動届など)	保険年金課	082-286-3154	住民課	082-823-9206
○	児童虐待に関する窓口担当課	子育て支援課	082-286-3224	こども課	082-823-9227
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	子育て支援課	082-286-3224	こども課	082-823-9227
○	福祉全般の相談、生活保護	福祉課	082-286-3159	福祉事務所	082-823-9220
○	地域包括支援センター(担当課)	高齢介護課	082-286-3256	長寿保険課	082-821-3210
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	高齢介護課	082-286-3256	地域包括支援センター	082-821-3210
○	障害者虐待に関する窓口担当課	福祉課	082-286-3161(平日) 082-286-3111(休日・夜間)	社会福祉課	082-823-9207(平日 8:30~17:15) 082-822-2121(休日・夜間)
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	健康推進課	082-286-3257	保健センター	082-823-4418
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	—	—	都市整備課	082-823-9634
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	—	—	—	—
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	—	—	都市整備課	082-823-9634
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	—	—	—	—
★	犯罪被害者等見舞金	自治振興課人権推進室	082-286-3165	—	—

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈熊野町・坂町〉

支援等の内容		熊野町		坂町	
○	犯罪被害者等からの相談業務	生活環境課	082-820-5601	民生課	082-820-1505
1	遺族基礎年金	税務住民課	082-820-5604	税務住民課	082-820-1502
2	障害基礎年金	税務住民課	082-820-5604	税務住民課	082-820-1502
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	税務住民課	082-820-5604	保険健康課 ※貸付制度なし	082-820-1504
4	特別障害者手当	社会福祉課	082-820-5635	民生課	082-820-1505
5	身体障害者手帳の交付	社会福祉課	082-820-5635	民生課	082-820-1505
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	社会福祉課	082-820-5635	民生課	082-820-1505
7	障害福祉サービス	社会福祉課	082-820-5635	民生課	082-820-1505
8	自立支援医療費等支給制度	社会福祉課	082-820-5635	民生課	082-820-1505
9	重度心身障害者医療費助成	社会福祉課	082-820-5635	民生課	082-820-1505
10	乳幼児医療費助成 ※	子育て支援課	082-820-5623	民生課	082-820-1505
11	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課	082-820-5623	民生課	082-820-1505
12	精神障害者医療費助成制度	社会福祉課	082-820-5625	民生課	082-820-1505
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て支援課	082-820-5623	民生課	082-820-1505
14	高等職業訓練促進給付金等事業	子育て支援課	082-820-5623	民生課	082-820-1505
15	自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	082-820-5623	民生課	082-820-1505
16	母子家庭等就業・自立支援事業	子育て支援課	082-820-5623	—	
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	子育て支援課	082-820-5623	—	
18	児童扶養手当	子育て支援課	082-820-5623	民生課	082-820-1505
19	障害児福祉手当	社会福祉課	082-820-5635	民生課	082-820-1505
20	特別児童扶養手当	社会福祉課	082-820-5635	民生課	082-820-1505
21	就学援助制度	教委・教育総務課	082-820-5620	教委・学校教育課	082-820-1524
22	幼児教育・保育の無償化	子育て支援課	082-820-5623	民生課	082-820-1505
23	一時預かり事業	子育て支援課	082-820-5623	民生課	082-820-1505
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	子育て支援課	082-820-5623	—	
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	子育て支援課	082-820-5623	—	
26	無料法律相談	生活環境課	082-820-5606	総務課	082-820-1510
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	税務住民課	082-820-5604	税務住民課	082-820-1502
○	死亡の届出担当課	税務住民課	082-820-5604	税務住民課	082-820-1502
○	国民健康保険担当課(異動届など)	税務住民課	082-820-5604	保険健康課	082-820-1504
○	国民年金担当課(異動届など)	税務住民課	082-820-5604	税務住民課	082-820-1502
○	児童虐待に関する窓口担当課	くまの・こども夢プラザ	082-820-5502	民生課	082-820-1505
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	くまの・こども夢プラザ	082-820-5502	民生課	082-820-1505
○	福祉全般の相談、生活保護	福祉事務所	082-820-5614	民生課	082-820-1505
○	地域包括支援センター(担当課)	高齢者支援課	082-820-5615	保険健康課	082-820-1504
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	高齢者支援課	082-820-5605	保険健康課	082-820-1504
○	障害者虐待に関する窓口担当課	社会福祉課	082-820-5635	民生部民生課	082-820-1505
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	健康推進課	082-820-5637	保険健康課	082-820-1504
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	都市整備課	082-820-5608	産業建設課	082-820-1512
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	—	—	産業建設課	082-820-1512
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	都市整備課	082-820-5608	産業建設課	082-820-1512
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	—	—	産業建設課	082-820-1512
★	犯罪被害者見舞金	—	—	—	—

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈安芸太田町・北広島町〉

支援等の内容		安芸太田町		北広島町	
○	犯罪被害者等からの相談業務	住民課	0826-28-2116	町民課 人権・生活 総合相談センター	050-5812-5020
1	遺族基礎年金	住民課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
2	障害基礎年金	住民課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	住民課 ※貸付制度なし	0826-28-2116	町民課 ※貸付制度なし	050-5812-1854
4	特別障害者手当	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
5	身体障害者手帳の交付	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
7	障害福祉サービス	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
8	自立支援医療費等支給制度	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
9	重度心身障害者医療費助成	生活課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
10	乳幼児医療費助成 ※	住民課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
11	ひとり親家庭等医療費助成	住民課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
12	精神障害者医療費助成制度	住民課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
14	高等職業訓練促進給付金等事業	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
15	自立支援教育訓練給付金事業	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
16	母子家庭等就業・自立支援事業	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
18	児童扶養手当	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
19	障害児福祉手当	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
20	特別児童扶養手当	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
21	就学援助制度	教委・教育課	0826-22-1212	教委・生涯学習課	050-5812-1864
22	幼児教育・保育の無償化	教委・学校教育課	0826-22-1212	福祉課	050-5812-1851
23	一時預かり事業	教育課	0826-28-1969	福祉課	050-5812-1851
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	—	—	—	—
26	無料法律相談	社会福祉協議会 0826-32-2226	—	町民課 人権・生活 総合相談センター	050-5812-5020
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	住民課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
○	死亡の届出担当課	住民課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
○	国民健康保険担当課(異動届など)	住民課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
○	国民年金担当課(異動届など)	住民課	0826-28-2116	町民課	050-5812-1854
○	児童虐待に関する窓口担当課	教育課	0826-28-1969	福祉課	050-5812-1851
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
○	福祉全般の相談, 生活保護	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
○	地域包括支援センター(担当課)	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	保健課	050-5812-1853
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	健康福祉課, 福祉事務所	0826-25-0250	保健課	050-5812-1853
○	障害者虐待に関する窓口担当課	健康福祉課	0826-25-0250	福祉課	050-5812-1851
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	健康福祉課	0826-22-0196	保健課	050-5812-1853
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	建設課	0826-28-1962	建設課	050-5812-1860
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	建設課	0826-28-1962	建設課	050-5812-1860
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	建設課	0826-28-1962	建設課	050-5812-1860
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	建設課	0826-28-1962	建設課	050-5812-1860
★	犯罪被害者見舞金	—	—	—	—

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈大崎上島町・世羅町〉

支援等の内容	大崎上島町		世羅町	
○ 犯罪被害者等からの相談業務	住民課	0846-65-3113	総務課	0847-22-1111
1 遺族基礎年金	住民課	0846-65-3113	町民課	0847-22-5302
2 障害基礎年金	住民課	0846-65-3113	町民課	0847-22-5302
3 高額療養費の申請・高額療養費貸付制度（国民健康保険加入者）	保健衛生課 ※貸付制度なし	0846-62-0303	健康保険課 ※貸付制度なし	0847-25-0134
4 特別障害者手当	福祉課	0846-62-0302	福祉課	0847-25-0072
5 身体障害者手帳の交付	福祉課	0846-62-0301	福祉課	0847-25-0072
6 精神障害者保健福祉手帳の交付	保健衛生課	0846-62-0330	福祉課	0847-25-0072
7 障害福祉サービス	福祉課	0846-62-0301	福祉課	0847-25-0072
8 自立支援医療費等支給制度	福祉課	0846-62-0301	福祉課	0847-25-0072
9 重度心身障害者医療費助成	福祉課	0846-62-0301	健康保険課	0847-25-0134
10 乳幼児医療費助成 ※	福祉課	0846-62-0301	健康保険課	0847-25-0134
11 ひとり親家庭等医療費助成	福祉課	0846-62-0301	健康保険課	0847-25-0134
12 精神障害者医療費助成制度	保健衛生課	084662-0330	健康保険課	084725-0134
13 母子父子寡婦福祉資金貸付金	福祉課	0846-62-0302	子育て支援課	0847-25-0295
14 高等職業訓練促進給付金等事業	福祉課	0846-62-0301	子育て支援課	0847-25-0295
15 自立支援教育訓練給付金事業	—		子育て支援課	0847-25-0295
16 母子家庭等就業・自立支援事業	福祉課	0846-62-0302	子育て支援課	0847-25-0295
17 母子父子自立支援プログラム策定等事業	—		—	
18 児童扶養手当	福祉課	0846-62-0302	子育て支援課	0847-25-0295
19 障害児福祉手当	福祉課	0846-62-0302	福祉課	0847-25-0072
20 特別児童扶養手当	福祉課	0846-62-0302	福祉課	0847-25-0072
21 就学援助制度	教委・教育課	0846-64-2074	教委・学校教育課	0847-22-0548
22 幼児教育・保育の無償化	教委・教育課	0846-64-2074	子育て支援課	0847-25-0295
23 一時預かり事業	福祉課	0846-62-0301	子育て支援課	0847-25-0295
24 児童短期入所生活援助（ショートステイ）事業	—		子育て支援課	0847-25-0295
25 児童夜間養護等（トワイライトステイ）事業	—		子育て支援課	0847-25-0295
26 無料法律相談	—		—	
27 住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	住民課	0846-65-3113	町民課	0847-22-5302
○ 死亡の届出担当課	住民課	0846-65-3113	町民課	0847-22-5302
○ 国民健康保険担当課（異動届など）	保健衛生課	0846-62-0303	健康保険課	0847-25-0134
○ 国民年金担当課（異動届など）	住民課	0846-65-3113	町民課	0847-22-5302
○ 児童虐待に関する窓口担当課	福祉課	0846-62-0301	子育て支援課	0847-25-0295
○ 配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	福祉課	0846-62-0301	福祉課	0847-25-0072
○ 福祉全般の相談、生活保護	福祉課	0846-62-0301	福祉課	0847-25-0072
○ 地域包括支援センター（担当課）	福祉課	0846-62-0301	福祉課	0847-25-0072
○ 高齢者虐待に関する窓口担当課	福祉課	0846-62-0301	福祉課	0847-25-0072
○ 障害者虐待に関する窓口担当課	福祉課	0846-62-0301	福祉課	0847-25-0072
○ 市町保健センター（保健衛生担当課）	保健衛生課	0846-62-0303	健康保険課	0847-25-0134
○ 公営住宅への優先入居（犯罪被害者等）	建設課	0846-65-3124	建設課	0847-22-5309
○ 公営住宅への一時入居（犯罪被害者等）	—		—	
○ 公営住宅への優先入居（配偶者からの暴力被害者等）	建設課	0846-65-3124	建設課	0847-22-5309
○ 公営住宅への一時入居（配偶者からの暴力被害者等）	—		—	
★ 犯罪被害者見舞金	—		—	

○市町の支援内容・担当課連絡先一覧

〈神石高原町〉

支援等の内容		神石高原町	
○	犯罪被害者等からの相談業務	総務課	0847-89-3330
1	遺族基礎年金	住民課	0847-89-3334
2	障害基礎年金	住民課	0847-89-3334
3	高額療養費の申請・高額療養費貸付制度(国民健康保険加入者)	保健福祉課	0847-89-3335
4	特別障害者手当	保健福祉課	0847-89-3335
5	身体障害者手帳の交付	保健福祉課	0847-89-3335
6	精神障害者保健福祉手帳の交付	保健福祉課	0847-89-3335
7	障害福祉サービス	保健福祉課	0847-89-3335
8	自立支援医療費等支給制度	保健福祉課	0847-89-3335
9	重度心身障害者医療費助成	保健福祉課	0847-89-3335
10	乳幼児医療費助成 ※	保健福祉課	0847-89-3335
11	ひとり親家庭等医療費助成	保健福祉課	0847-89-3335
12	精神障害者医療費助成制度	保健福祉課	0847-89-3335
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子育て応援課	0847-89-3368
14	高等職業訓練促進給付金等事業	子育て応援課	0847-89-3368
15	自立支援教育訓練給付金事業	子育て応援課	0847-89-3368
16	母子家庭等就業・自立支援事業	子育て応援課	0847-89-3368
17	母子父子自立支援プログラム策定等事業	子育て応援課	0847-89-3368
18	児童扶養手当	子育て応援課	0847-89-3368
19	障害児福祉手当	保健福祉課	0847-89-3335
20	特別児童扶養手当	子育て応援課	0847-89-3368
21	就学援助制度	教委・教育課	0847-89-3341
22	幼児教育・保育の無償化	教委・教育課	0847-89-3341
23	一時預かり事業	子育て応援課	0847-89-3368
24	児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	—	
25	児童夜間養護等(トワイライトステイ)事業	—	
26	無料法律相談	—	
27	住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限	住民課	0847-89-3334
○	死亡の届出担当課	住民課	0847-89-3334
○	国民健康保険担当課(異動届など)	保健福祉課	0847-89-3335
○	国民年金担当課(異動届など)	住民課	084-89-3334
○	児童虐待に関する窓口担当課	子育て応援課	0847-89-3368
○	配偶者からの暴力被害に関する窓口担当課	子育て応援課	0847-89-3368
○	福祉全般の相談, 生活保護	保健福祉課	0847-89-3335
○	地域包括支援センター(担当課)	保健福祉課	0847-89-3377
○	高齢者虐待に関する窓口担当課	保健福祉課	0847-89-3377
○	障害者虐待に関する窓口担当課	神石高原町 障害者虐待 防止センター	0847-89-3335
○	市町保健センター(保健衛生担当課)	保健福祉課	0847-89-3366
○	公営住宅への優先入居(犯罪被害者等)	建設課	0847-89-3338
○	公営住宅への一時入居(犯罪被害者等)	建設課	0847-89-3338
○	公営住宅への優先入居(配偶者からの暴力被害者等)	建設課	0847-89-3338
○	公営住宅への一時入居(配偶者からの暴力被害者等)	建設課	0847-89-3338
★	犯罪被害者見舞金	総務課	0847-89-3330

広島市（福祉事務所・保健センター）区役所地域支えあい課・福祉課・生活課

区役所	所在地	◆各区電話番号(市外局番:082)							
		地域支えあい課				福祉課			生活課
		地域包括支援係		地域支援第一係 地域支援第二係		高齢介護係	児童福祉係	障害福祉係	保護係
		地域包括ケア推進センター	子ども家庭相談コーナー	※安芸区は地域支援係	地域子育て支援センター				
		●保健・医療・福祉総合相談 ●高齢者の福祉の相談(高齢者虐待に関する相談など)	●親子関係, 不登校, 非行, 発達, 虐待の心配など子どもに関する様々な相談 ●子育て短期支援(児童)	●母子健康手帳の交付 ●乳幼児健康診査 ●健康相談, 栄養相談 ●各種健診(検診) ●感染症対策 ●精神保健福祉相談 ●原爆被爆者の相談・手当 ●難病相談	●乳幼児の育児や子育てに関する相談	●高齢者の福祉の相談(高齢者いきいき活動ポイント事業など) ●後期高齢者医療制度に関する相談 ●介護保険に関する相談	●児童の福祉相談(保育園等入園, こども医療費補助など) ●ひとり親家庭等の福祉相談(児童扶養手当, ひとり親家庭等医療費補助など)	●心身に障害のある方の福祉相談(身体障害者手帳, 重度心身障害者医療費補助, 精神障害者保健福祉手帳, 自立支援医療費(精神通院医療)など)	●くらしに困っている人の相談(生活保護など)
中区	〒730-8565 広島市中区 大手町 4-1-1	504-2586	504-2739	504-2109 504-2528	504-2174	504-2478 504-2570	504-2569	504-2588	504-2571 504-2688 504-2572 504-2689 504-2331 504-2334 504-2443 504-2333
東区	〒732-8510 広島市東区 東蟹屋町 9-34	568-7731	568-7794	568-7735 568-7729	261-0315	568-7730 568-7732	568-7733	568-7734	568-7726 568-7727
南区	〒734-8523 広島市南区 皆実町 1-4-46	250-4109	250-4160	250-4108 250-4133	250-4134	250-4107 251-4138	250-4131	250-4132	250-4104 250-4105 250-4141 250-4149 250-4155
西区	〒733-8535 広島市西区 福島町 2-24-1	294-6289	294-6519	294-6235 294-6384	503-6288	294-6218 294-6585	294-6342	294-6346	294-6117 294-6119 294-6583 294-6069 294-6135
安佐南区	〒731-0194 広島市安佐 南区中須 1-38-13	831-4568	831-5017	831-4942 831-4944	877-2146	831-4941 831-4943	831-4945	831-4946	831-4940 831-5010 831-4973
安佐北区	〒731-0221 広島市安佐 北区可部 3-19-22	819-0587	819-0639	819-0616 819-0586	819-0617	819-0585 819-0621	819-0605	819-0608	819-0576 819-0620
安芸区	〒736-8555 広島市安芸 区船越南 3-2-16	821-2810	821-2827	821-2809 821-2820	821-2821	821-2808 821-2823	821-2813	821-2816	821-2826
佐伯区	〒731-5195 広島市佐伯 区海老園 1-4-5	943-9728	943-9773	943-9731 943-9733	921-5010	943-9729 943-9730	943-9732	943-9769	943-9726 943-9764

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 祝休日, 8月6日, 年末年始(12月29日～1月3日)は休みです。
〔令和4年4月1日現在の情報を掲載しています。〕

広島市 区役所市民部市民課・保険年金課，建設部（農林建設部）建築課

区役所	所在地	電話番号(市外局番:082)				
		市民課		保険年金課		建築課
		死亡の届出に関する事など	住民票の写しの交付に関する事など	国民健康保険(保険料の収納・減免、高額療養費の申請など)に関する事など	国民年金(遺族基礎年金など)に関する事など	市営住宅の一時使用に関する事など
中区	〒730-8587 広島市中区国泰寺町 1-4-21	504-2552	504-2551	504-2555	504-2556	504-2823
東区	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町 9-38	568-7709	568-7708	568-7711	568-7712	568-7743
南区	〒734-8522 広島市南区皆実町 1-5-44	250-8939	250-8938	250-8941	250-8944	250-8949
西区	〒733-8530 広島市西区福島町 2-2-1	532-0931	532-0930	532-0933	532-0935	532-0953
安佐南区	〒731-0193 広島市安佐南区古市 1-33-14	831-4922	831-4928	831-4929	831-4931	831-4954
安佐北区	〒731-0292 広島市安佐北区可部 4-13-13	819-3907		819-3909	819-3910	819-3937
安芸区	〒736-8501 広島市安芸区船越南 3-4-36	821-4908		821-4910		821-2830
佐伯区	〒731-5195 広島市佐伯区海老園 2-5-28	943-9710	943-9709	943-9712	943-9713	943-9757

※ 開庁時間は 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日，8/6，年末年始（12/29～1/3）を除く）

広島市 財政局収納対策部

住所区	所在地	担当課・係			電話番号
中区	〒730-8567 広島市中区大手町 四丁目 1-1 (大手町平和ビル10階)	徴収第一課	第一整理係	国民健康保険料の納付 相談に関する事など	504-0131
東区		徴収第三課	第一整理係		504-0321
南区		徴収第一課	第二整理係		504-0132
西区		徴収第二課	第一整理係		504-0211
安佐南区		徴収第四課	第一整理係		504-0411
安佐北区		徴収第四課	第三整理係		504-0413
安芸区		徴収第三課	第二整理係		504-0322
佐伯区		徴収第二課	第四整理係		504-0213

※ ・ 開庁時間は 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日，8/6，年末年始（12/29～1/3）を除く）
 ・ 窓口へは，午後5時までにお越しください。

〈市町的生活困窮者自立支援制度相談窓口一覧〉

自治体名	事業実施者(委託先)	窓口名	電話番号	FAX 番号
広島市	広島市社会福祉協議会	中区くらしサポートセンター	082-545-8388	082-264-6413
		東区くらしサポートセンター	082-568-6887	
		南区くらしサポートセンター	082-250-5677	
		西区くらしサポートセンター	082-235-3566	
		安佐南区くらしサポートセンター	082-831-1209	
		安佐北区くらしサポートセンター	082-815-1124	
		安芸区くらしサポートセンター	082-821-5662	
		佐伯区くらしサポートセンター	082-943-8797	
呉市	呉市社会福祉協議会	福祉の窓口	0823-25-3571	0823-24-6813
竹原市	竹原市社会福祉協議会	生活困窮者自立支援相談窓口	0846-22-5131	0846-23-0084
三原市	三原市社会福祉協議会	自立相談支援センターみはら	0848-67-4568	
尾道市	尾道市社会福祉協議会	くらしサポートセンター尾道	0848-21-0322	0848-22-9111
福山市		生活困窮者自立支援センター	084-928-1241	084-928-1730
府中市	府中市社会福祉協議会	府中市くらしサポートセンター	0847-46-3334	
三次市	(一社)地域包括支援センターみよし	三次市生活サポートセンター	0824-65-1180	0824-65-1132
庄原市	庄原市社会福祉協議会	自立相談支援事業たんぽぽ	0824-75-0345	0824-72-8512
大竹市	大竹市社会福祉協議会	よりそいサポートセンター	0827-35-5300	
東広島市	東広島市社会福祉協議会	東広島市生活支援センター	082-420-0410	082-420-0964
廿日市市	廿日市市社会福祉協議会	はつかいち生活支援センター	0829-20-4080	0829-20-5412
安芸高田市		社会福祉課	0826-42-5615	0826-42-2130
江田島市	江田島市社会福祉協議会	くらしサポートセンターえたじま	0823-27-7770	0823-40-2502
府中町		福祉課	082-286-3159	082-283-5775
海田町	(特非)FOOT&WORK	海田町くらしの安心・サポートセンター	082-573-0772	082-554-6375
熊野町		健康福祉部社会福祉課	082-820-5614	082-855-0155
坂町		民生課	082-820-1505	082-820-1521
安芸太田町	安芸太田町社会福祉協議会	生活困窮者自立支援相談窓口	0826-32-2226	0826-32-2048
北広島町	北広島町社会福祉協議会	福祉する係	0826-82-2680	0826-82-2778
大崎上島町	大崎上島町社会福祉協議会	くらしの相談支援室	0846-62-1718 080-6345-7951	0846-62-0816
世羅町	世羅町社会福祉協議会	総務福祉課 生活安心係	0847-22-3162	0847-25-0752
神石高原町	神石高原町社会福祉協議会	くらしサポートセンター神石高原	0847-85-2330	0847-89-3005

〈青少年に関する市町の相談窓口一覧〉

名 称	住 所	電 話	受付時間(※)
広島市青少年 総合相談センター	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-4-15 市役所北庁舎別館 1 階	/	面接相談は電話で予約してください。
	○青少年相談	082-242-2117	月～土曜 9:00～17:00
	○いじめ110番	082-242-2110	毎日 24 時間
	○障害のある子供の就学・ 教育相談	082-504-2197 (分室) 082-264-0422	月～金曜 9:00～17:00
	○少年非行についての相談	082-242-7867	月～金曜 10:00～17:00
呉市 青少年指導センター	〒737-8501 呉市中央 4-1-6	0823-24-8989	月～金曜 9:00～16:30
三原市教育支援セン ター「三原ふれあい相 談室」	〒723-0015 三原市円一町 2-1-1	0848-64-7201	月～金曜 9:00～16:30
尾道市青少年 センター相談室	〒722-0043 尾道市東久保町 20-14	0848-37-9459	月～金曜 9:00～15:30
福山市 青少年センター	〒720-0831 福山市草戸町 5-12-3	084-928-1046	月～金曜 8:30～17:15
青少年育成府中 市民会議	〒726-0005 府中市府中町 27-1	0847-41-8977	月～金曜 10:00～17:00
三次市教育委員会 三次市子ども応援 センター	〒728-0011 三次市十日市西 6-10-45	0824-65-0277	月～金曜 9:00～17:00
三次市教育委員会 三次市適応指導教室	〒728-0011 三次市十日市西 6-10-45	0824-64-2226	月～金曜 9:00～17:00
大竹市教育委員会 「大竹市子ども相談 室」	〒739-0605 大竹市立戸 1-8-5	0827-54-0021	月～木曜 8:30～15:00 金曜 8:30～14:00
東広島市児童青少年 総合相談室	〒739-0043 東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島1階	082-422-3749	火・金 13:00～16:00 水・木・土・日 10:00～16:30
廿日市市教育委員会 「廿日市市子ども相談 室」	〒738-0024 廿日市市新宮一丁目 13-1 山崎本社みんなのふれあち プラザ3階	0829-32-8061	月～金曜 9:30～16:30

※ 祝日、年末年始は除く（広島市は、8月6日も除く）

重大な犯罪被害に遭われた方・御家族の方へ

報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合、
県が費用の一部を支援します。

【広島県二次被害防止・軽減支援金の御案内】

支給対象者

故意の犯罪行為（殺人、傷害等）により、
重大な犯罪被害（死亡又は重傷病）を負った、
犯罪被害者又はその御家族

支給額

23万円
※県が口座に直接振り込みます。

支給要件

次の全ての要件を満たす支給対象者に支給します。
○申請時点で県内に在住
○報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱

支給しない 場合

次のいずれかの場合、支給しないことがあります。
○犯罪被害者等と加害者との間に親族関係がある場合
（支給対象者が未成年の場合は除く）
○犯罪被害者等が犯罪行為を誘発した場合
○犯罪被害者等が暴力団員等であった場合
○支援金を支給することが社会通念上適切でない場合

申請期限

犯罪被害を知った時から1年以内

申請方法

申請様式等を県HPでダウンロードの上、
申請窓口へ郵送又は持参

【重大な犯罪被害を負った方の経済的支援について】

URL：

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/higaisha/>



【申請窓口】

広島県環境県民局県民活動課 暮らし安心推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-513-2744

メール kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp

各機関・団体における支援業務 索引

1 総合的な支援	56
(1) 広島県.....	56
(2) 県内市町.....	58
(3) 広島県警察.....	65
(4) 第六管区海上保安本部.....	70
(5) 法テラス広島（日本司法支援センター広島地方事務所）.....	71
(6) 公益社団法人 広島被害者支援センター.....	73
2 司法関連	74
(7) 広島地方裁判所・広島簡易裁判所.....	74
(8) 広島家庭裁判所.....	78
(9) 広島地方検察庁.....	80
(10) 検察審査会.....	84
(11) 広島弁護士会.....	85
(12) 広島司法書士会.....	86
3 刑事施設・保護観察所等	87
(13) 矯正管区.....	87
(14) 刑事施設.....	88
(15) 少年鑑別所.....	88
(16) 少年院.....	89
(17) 地方更生保護委員会.....	90
(18) 保護観察所.....	91
4 人権・外国人対応	92
(19) 法務局・地方法務局.....	92
(20) 公益財団法人ひろしま国際センター.....	94
(21) 外国人在留総合インフォメーションセンター.....	94
5 医療・福祉	95
(22) 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島） 広島市精神保健福祉センター.....	95
(23) 広島県高次脳機能センター.....	97
(24) 福祉事務所.....	98
(25) 保健所.....	99
(26) 市町保健センター（市町保健衛生担当課）.....	100
(27) 社会福祉協議会.....	100
(28) 地域包括支援センター.....	103
(29) 医療機関（病院・診療所等）.....	104
(30) 広島県医療安全支援センター.....	104
(31) 広島県臨床心理士会.....	105
(32) 公益社団法人広島県社会福祉士会.....	106
(33) 広島県精神保健福祉士協会.....	107
6 就労関連	108
(34) 労働基準監督署.....	108
(35) ハローワーク（公共職業安定所）.....	109
(36) 総合労働相談コーナー.....	110
(37) 公共職業能力開発施設等.....	111
(38) 広島県労働相談コーナー・ひろしましごと館.....	112
(39) 地域若者サポートステーション.....	114

7 女性・子供等	116
(40) 性被害ワンストップセンターひろしま.....	116
(41) 配偶者暴力相談支援センター.....	117
(42) 広島県女性総合センター（エソール広島）.....	118
(43) 婦人相談所（広島県西部こども家庭センター）.....	119
(44) 婦人保護施設.....	119
(45) 民間シェルター.....	119
(46) 児童相談所（広島県こども家庭センター、広島市児童相談所）.....	120
(47) 広島県ひとり親家庭サポートセンター.....	121
(48) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設.....	121
(49) 母子生活支援施設.....	122
(50) ファミリー・サポート・センター.....	122
(51) 教育委員会.....	124
(52) 学校.....	125
(53) 独立行政法人日本スポーツ振興センター.....	125
8 交通事件	126
(54) 県民相談（交通事故相談）.....	126
(55) 公益財団法人 広島県交通安全協会（広島県交通安全活動推進センター）.....	127
(56) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター広島県支部.....	127
(57) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部.....	129
(58) 一般社団法人 日本損害保険協会.....	129
(59) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構.....	130
(60) 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）広島主管支所.....	130
(61) 公益財団法人 交通遺児等育成基金.....	131
(62) 公益財団法人 交通遺児育英会.....	132
9 その他	133
(63) 公益財団法人 犯罪被害救援基金.....	133
(64) 公益社団法人 日本財団 まごころ奨学金... ..	134
(65) 公益財団法人 暴力追放広島県民会議（広島県暴力追放運動推進センター）.....	135
(66) 広島県生活センター（広島県環境県民局消費生活課）.....	136
(67) 社会福祉法人 広島いのちの電話.....	138
(68) 年金事務所.....	138
(69) 全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部... ..	140
(70) 税務署.....	141

「犯罪被害者週間」

(毎年11月25日～12月1日)

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的として、平成17年に定められました。



広島県 環境県民局 県民活動課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

TEL 082-513-2744 FAX 082-227-2549

E-mail : kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp

当ハンドブックの作成に当たり、多大な御協力と御助言をいただきました多くの関係機関・団体の方々に心から感謝いたします。